

令和7年度 水循環施策

第221回国会(特別会)提出

この文書は、水循環基本法（平成26年法律第16号）第12条の規定に基づき令和7年度の政府が講じた水循環に関する施策について報告を行うものである。

「健全な水循環」に関するロゴマークについて

「水の日」記念行事の「水を考えるつどい」（平成27年8月1日開催）において、「健全な水循環」に関するロゴマークの発表が行われた。

- 応募総数1,457作品の中から審査の結果、最優秀賞1編、優秀賞4編が決定
- 主催：内閣官房水循環政策本部事務局、水の週間実行委員会



ロゴマークに込めた作者の思い

「永遠の循環を表す無限（∞）のマークと、雫^{しずく}のフォルム、そして水に対する親しみと身近さを表す笑顔を組み合わせました。」

目次

特集

水循環とリスク

～国民の暮らしと未来を守るために～

第1節	気候変動が水循環と暮らしに与える影響	3
第2節	水循環を支える水インフラの現状と課題	9
第3節	未来を守るための取組と国民参加	15

本編

令和7年度 政府が講じた水循環に関する施策

第1章	流域連携の推進等－流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み－	26
	(1) 流域水循環計画策定・推進のための措置	26
第2章	地下水の適正な保全及び利用	30
	(1) 地下水に関する情報の収集、整理、分析、公表及び保存	31
	(2) 地下水の適正な保全及び利用に関する協議会等の活用	31
	(3) 地下水の採取の制限その他の必要な措置	32
	(4) 代替水源としての地下水の活用	33
第3章	貯留・ ^{かんよう} 涵養機能の維持及び向上	35
	(1) 森林	35
	(2) 河川等	37
	(3) 農地	38
	(4) 都市	39
	(5) その他	40

第4章	水の適正かつ有効な利用の促進等	41
	(1) 安定した水供給・排水の確保等	41
	(2) 災害への対応	46
	(3) 水インフラの戦略的な維持管理・更新等	54
	(4) 水の効率的な利用と有効利用	61
	(5) 水環境	62
	(6) 水循環と生態系	67
	(7) 水辺空間の保全、再生及び創出	70
	(8) 水文化の継承、再生及び創出	72
	(9) 地球温暖化への対応	72
第5章	健全な水循環に関する教育・人材育成の推進等	78
	(1) 水循環に関する教育の推進	78
	(2) 産学官民が連携した人材育成と国際人的交流	81
第6章	水循環に関する普及啓発活動の推進	84
第7章	民間団体等の自発的な活動を促進するための措置	89
第8章	水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施	93
	(1) 流域における水循環の現状に関する調査	93
	(2) 気候変動による水循環への影響とそれに対する適応に関する調査	94
第9章	科学技術の振興	97
第10章	国際的な連携の確保及び国際協力の推進	101
	(1) 国際連携	102
	(2) 国際協力	105
	(3) 水ビジネスの海外展開	107

※本書に記載した地図は、我が国の領土を網羅的に記したものではない。



特集

水循環とリスク

～国民の暮らしと未来を守るために～



水循環とリスク

～国民の暮らしと未来を守るために～

(はじめに)

水は生命の源であり、絶えず地球上を循環し、我々の豊かな暮らしの基盤となっている。しかし近年、地球温暖化等の気候変動の影響により、水循環に変化が生じ、洪水、渇水、生態系への影響など様々な問題が顕在化している。このような状況において、引き続き将来にわたって水の恵みを享受していくためには、水循環に対する気候変動のリスクを踏まえた対応が重要である。

また、国民生活及び産業活動を支える重要な基盤である水インフラは、高度経済成長期以降に急速に整備されたものが多く、多くの施設において老朽化が進んでいる。更新期を迎える施設が多数存在する中、戦略的な維持管理・更新といった老朽化のリスクへの対策も重要である。

くわえて、我が国は自然的条件から、世界的に見ても地震による災害が発生しやすい国土となっている。地震等の大規模な自然災害の発生により、上下水道施設などのインフラが被災し、生活水の確保が困難になることもあるため、自然災害のリスクにも備える必要がある。

さらには、水インフラを支える技術系職員の確保も困難な状況となっている。我が国のインフラの多くを管理している市区町村では、土木部門全体の職員数が減少し、技術系職員が配置されていない市区町村も見られるなど、メンテナンスに携わる人的資源の不足も課題である。

これまで述べたように、水循環は様々なリスクに直面しており、このような状況の中、国民の暮らしと未来を守り、健全な水循環の維持又は回復を実現するためには、デジタル技術を活用しつつ、行政などの公的機関、有識者、事業者、団体、住民等の様々な主体が、それぞれ連携して水循環の課題解決に取り組む「流域マネジメント¹」が重要となる。

そこで本特集では、水循環と水循環を取り巻く様々なリスクについて焦点を当て、水循環が直面している課題と対応について述べることにしたい。

1 流域の総合的かつ一体的な管理は、一つの管理者が存在して、流域全体を管理するというものではなく、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域、地下水盆等において、人の営みの水量、水質、水と関わる自然環境を適正で良好な状態に保持又は改善するために、流域において関係する行政などの公的機関、有識者、事業者、団体、住民等の様々な主体がそれぞれ連携して活動すべきもの。

第1節 気候変動が水循環と暮らしに与える影響

(①水循環への影響)

水循環は、気候変動の影響により変化するとされている。21世紀末の日本の年降水量は、20世紀末と比較して有意な変化傾向は予測されていないものの、日降水量100mm以上の日数は、全国平均で見ると2℃上昇シナリオ(RCP2.6)²では約1.2倍、4℃上昇シナリオ(RCP8.5)³では約1.4倍に増加すると予測されている。また、日本近海の平均海面水温は世界平均の2倍を超える割合で上昇しており、今後とも上昇し続けると予測されている。さらに、地球温暖化に伴い、日本付近の台風の強度も強まると予測されており、極端な降雨等による水循環への影響が懸念される。

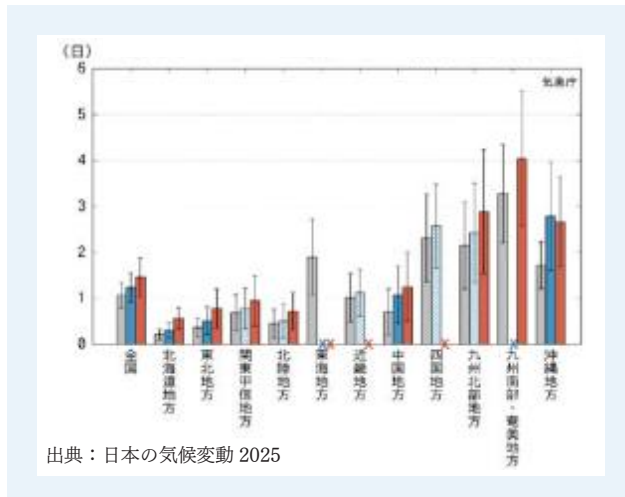
一方で、気候変動による降水パターンの変化は、無降水日数の増加等、積雪量の減少・融雪の早期化、蒸発散量の増加による河川流量の減少、地域によっては地下水位の低下を引き起こすと言われている。

例えば、4℃上昇シナリオ(RCP8.5)の場合、21世紀末における日降水量が1.0mm未満となる無降水日の年間日数は、20世紀末と比べて北海道地方を除き全国的に有意に増加すると言われている。年最深積雪深や年降雪量も全国的に減少すると予測されている。

また、沿岸部においては、1980年代以降、平均海面水位の上昇傾向が確認されており、21世紀末には、2℃上昇シナリオ(SSP1-2.6)で0.40m、4℃上昇シナリオ(SSP5-8.5)で0.68m上昇すると予測されている。河川流量の減少や海面水位の上昇により、河川の塩水遡上の範囲や継続時間が増加し、取水環境や水利用に影響を及ぼすおそれがあるほか、地下水の塩水化により、地下水を利用している地方公共団体では、水道水等への影響が発生する可能性があると言われている。

このように、気候変動は洪水、渇水、地下水位の低下、地下水の塩水化等、水循環に大きな影響を与えることが懸念されている。

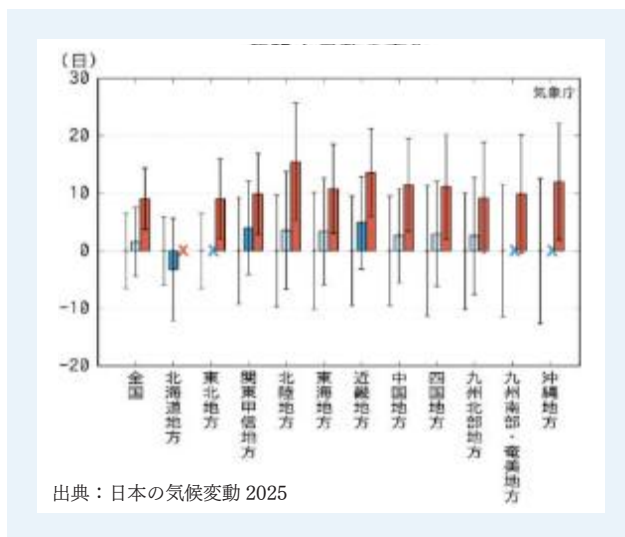
図表 特1 日降水量100mm以上の1地点当たりの年間発生日数の変化



資料) 文部科学省及び気象庁

※棒グラフはそれぞれの大雨の発生日数、細い縦線は年々変動の幅。棒グラフの色は灰が20世紀末(1980～1999年平均)、青が2℃上昇シナリオ(RCP2.6)、赤が4℃上昇シナリオ(RCP8.5)の21世紀末(2076～2095年平均)に対応する。2℃上昇シナリオ(RCP2.6)及び4℃上昇シナリオ(RCP8.5)の棒グラフの塗りつぶしは、20世紀末と21世紀末の差が信頼水準90%で有意なことを、網掛けは有意でないことをそれぞれ示す。予測メンバー間で変化傾向が一致しないなど、信頼性が低い予測は棒グラフではなく×で示す。

図表 特2 1地点当たりの無降水日の年間日数の変化



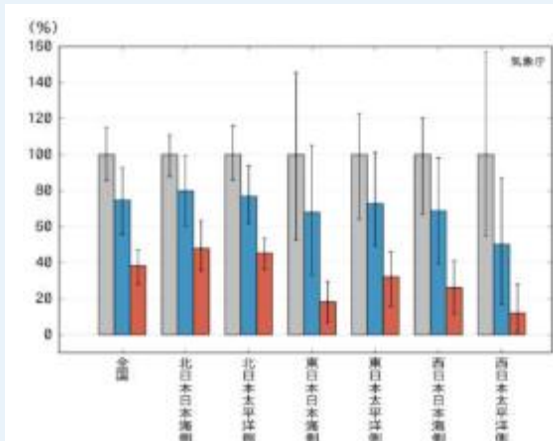
資料) 文部科学省及び気象庁

※20世紀末(1980～1999年平均)を基準とした21世紀末(2076～2095年平均)における将来変化量(バイアス補正済)を棒グラフ、年々変動の幅を細い縦線で示す。棒グラフの色は青が2℃上昇シナリオ(RCP2.6)、赤が4℃上昇シナリオ(RCP8.5)に、それぞれ対応する。棒グラフの塗りつぶしは、20世紀末と21世紀末の差が信頼水準90%で有意なことを、網掛けは有意でないことをそれぞれ示す。予測メンバー間で変化傾向が一致しないなど、信頼性が低い予測は棒グラフではなく×で示す。棒グラフがないところに描かれている細い縦線は、20世紀末の年々変動の幅を表す。

2 パリ協定の2℃目標が達成された世界で生じ得る気候の状態に相当。

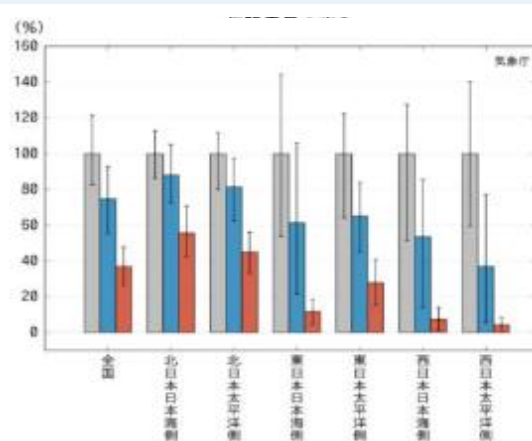
3 追加的な緩和策をとらなかった世界で生じ得る気候の状態に相当。

図表 特3 年最深積雪の変化



出典：日本の気候変動 2025

図表 特4 年降雪量の変化



出典：日本の気候変動 2025

資料) 文部科学省及び気象庁

資料) 文部科学省及び気象庁

※地点ごとにバイアス補正をした予測データを用いて、20世紀末(1980～1999年平均)に対する21世紀末(2076～2095年平均)における年最深積雪及び年降雪量の比率を棒グラフ、年々変動の幅を細い縦線で示す。棒グラフの色は灰が20世紀末、青が2℃上昇シナリオ(RCP2.6)で、赤が4℃上昇シナリオ(RCP8.5)で予測される将来変化率に対応する。2℃上昇シナリオ(RCP2.6)及び4℃上昇シナリオ(RCP8.5)の棒グラフの塗りつぶしは、20世紀末と21世紀末の差が信頼水準90%で有意なことを示す。

(2)生活・農業・産業・生態系への影響

気候変動の影響による水循環の変化は、国民の暮らし、経済社会、自然環境等にも大きな影響を与えると考えられる。

例えば、極端な大雨により洪水が発生すると、家屋等の資産やインフラ施設等に大きな被害が発生することがある。特に、令和6年の水害被害額(暫定値)では、過去10か年で3番目の被害額となるなど、我が国では豪雨災害が激甚化・頻発化しており、各地で甚大な被害が発生している。

また、全国広範にわたる大規模な渇水被害は近年発生していないが、平成6年の「列島渇水」では、利根川水系で最大30%の取水制限が実施され、水道水の断水等により全国で約1,582万人に影響、約1,409億円の農作物被害が発生するなど、生活、農業、産業等、社会全体に大きな影響を与えてきた。

生態系についても様々な面で影響が生じることが予測されている。例えば、河川水温の上昇により、特に冷水魚の生息域が縮小する可能性があり、また、積雪量や融雪の時期・規模が大きく変化することにより、出水時に合わせて遡上、降下、繁殖等を行う河川生物相への影響等が予測されている。

図表特5 平成6年の首都圏における渇水の状況と対策

10%取水制限時

- 東京都で一部多摩川水系から補給【上水】
- 配水圧の調整、給水バルブ調整【上水】
- 農業用水ポンプの時間運転、ゲート操作による調整【農水】等



・バルブ調整

20%取水制限時

10%取水制限時の対策に加え以下の対策を実施。

- 公園の水道停止【上水】
- 番水の実施【農水】 等



30%取水制限時

20%取水制限時の対策に加え以下の対策を実施。

- 一部地区で断水【上水】
- 小中学校等プール中止【上水】
- 生産ラインの制限【工水】 等



応急給水に備え給水車を待機

資料) 国土交通省

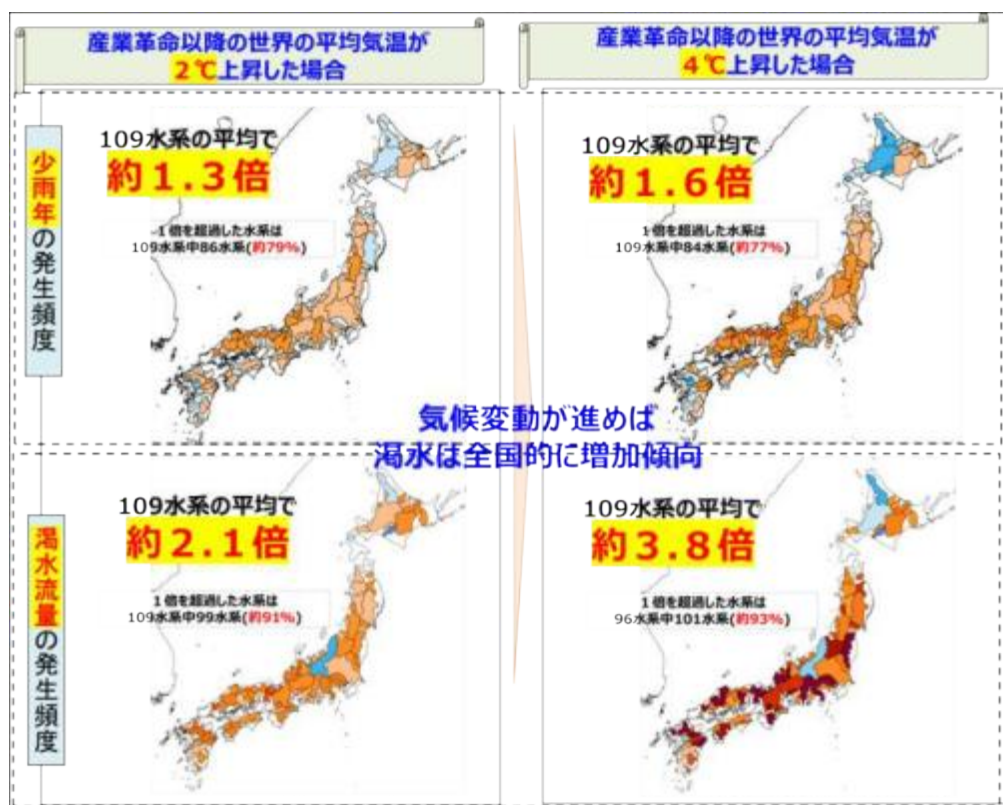
(③気候変動の水循環への影響を踏まえた対応策)

そこで水資源分野では、気候変動の水循環への影響を明らかにするための研究開発や、気候変動の水循環への影響を低減するための適応策や緩和策が進められている。

研究開発分野では、気候変動による水資源管理への影響についての俯瞰的な把握を目的とした研究が国土技術政策総合研究所で実施されている。全国109の一級水系を対象に、全国版d4PDF⁴力学的ダウンスケーリングデータのバイアス補正データを用いた流出解析が行われており、令和7年9月には気候変動による非超過確率1/10の少雨年と渇水流量の発生頻度の変化が公表されるなど、様々な研究成果が報告されている。

また、文部科学省が進める気候変動予測先端研究プログラムにおいても、気候変動対策を積極的に支援するため、次期「気候予測データセット」の開発に向けた検討が進められている。

図表 特6 気候変動による雨量や渇水流量への影響



出典：西村宗倫，高田望，坂本光司，嶋谷祐馬，柴川大雅，因幡直希，仲江川敏之，池淵周一，竹下哲也：WBC-d4PDF5km（2022）を用いた気候変動による渇水への影響のマクロ的評価，土木学会論文集（地球環境），Vol.81，No.27，25-27035，2025。

資料）公益社団法人土木学会

気候変動の適応策としては、「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」提言（令和3年4月改訂）で気候変動の影響を踏まえた治水計画の具体的な検討手法が示され、河川整備の長期計画である「河川整備基本方針」は、気候変動の影響による将来の降雨量の増大や、流域治水の観点も踏まえたものへと見直しが進められている。各水系においては、国、流域自治体、企業等が協働し、河川整備に加

4 地球温暖化対策に資するアンサンブル気候予測データベース（database for Policy Decision making for Future climate change）

え、利水ダムの事前放流、「田んぼダム」の取組、雨水貯留浸透施設の整備や土地利用規制などの全体像が、流域治水プロジェクトとして取りまとめられ、治水対策が進められている。また、渇水関係者が連携して渇水による影響や被害等を想定し、渇水による被害を軽減するための対策等を求める「渇水対応タイムライン」の作成も進められている。

気候変動の緩和策としては、既存ダム等を最大限に活用した再生可能エネルギーの創出に資することを目的として、洪水後期放流の工夫、弾力的運用、融雪水を見込んだ貯水池運用等の試行が進められている。

気候変動の水循環への影響に対して、これらの対応策を引き続き推進していくことが重要である。

図表 特7 「河川整備基本方針」の変更の考え方について

これまで

洪水、内水氾濫、土砂災害、高潮・高波等を防御する計画は、これまで、過去の降雨、潮位などに基づいて作成してきた。

しかし、

気候変動の影響による降雨量の増大、海面水位の上昇などを考慮すると現在の計画の整備完了時点では、実質的な安全度が確保できないおそれ

気候変動による降雨量の増加※、潮位の上昇などを考慮したものに計画を見直し

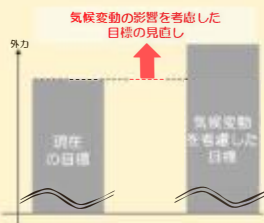
※ 世界の平均気温の上昇を2度に抑えるシナリオ(パリ協定が目標としているもの)

気候変動 シナリオ	降雨量 (河川整備の基本とする洪水規模(1/100等))
2℃上昇相当	約1.1倍

降雨量が約1.1倍となった場合

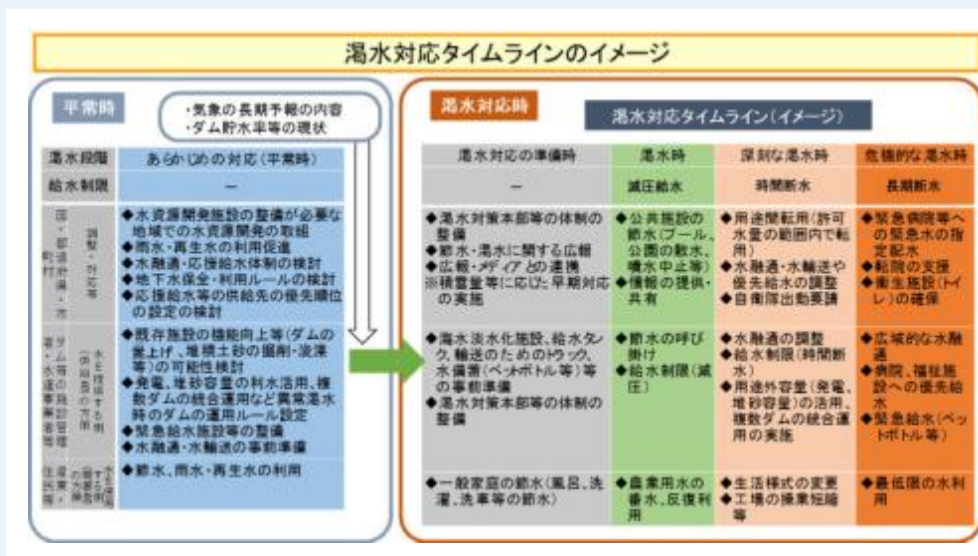
全国の平均的な 傾向【試算結果】	流量	洪水発生頻度
	約1.2倍	約2倍

※ 流量変化倍率及び洪水発生頻度の変化倍率は、一級水系の河川整備の基本とする洪水規模(1/100～1/200)の降雨に降雨量変化倍率を乗じた場合と乗じない場合で算定した、現在と将来の変化倍率の全国平均値



資料) 国土交通省

図表 特8 「渇水対応タイムライン」の概要



資料) 国土交通省

令和7年度における渇水状況とその対応について

令和7年（2025年）は、春から盛夏期に向かう季節の進行がかなり早く、東北地方を除き5月に梅雨入り、6月に梅雨明けとなり、多くの地方で最も早い梅雨明けとなった。7月は梅雨前線や湿った空気の影響を受けにくく、降水量は北・東・西日本日本海側と北日本太平洋側でかなり少なくなり、東日本日本海側では、昭和21年（1946年）の統計開始以降、7月として1位の少雨となった。

また、令和8年（2026年）1月は、東日本太平洋側以西は低気圧の影響を受けにくく、降水量は、東・西日本太平洋側、西日本日本海側、沖縄・奄美でかなり少なく、西日本日本海側と西日本太平洋側では、月降水量平年比がそれぞれ41%と9%となり、昭和21年（1946年）の統計開始以降、1月としては1位の少雨となった。特に東海、近畿太平洋側、四国、九州南部の令和7年（2025年）12月末からの4週間の降水量は、過去の同期間と比べて30年に一度程度の顕著な少雨となった。

令和7年度は、このような少雨により、各地で渇水が深刻化し、渇水対応がとられた。特に、令和7年夏渇水においては、渇水体制がとられた16水系で「渇水対応タイムライン」が作成されており、円滑な調整・対応が図られた。

（鳴子ダム（宮城県）：北上川水系江合川での渇水対応）

鳴子ダム流域では、令和7年（2025年）6月から8月までの雨量が直近30年間で最少となる219mmにとどまり、同年7月29日にダムの貯水率が0%となった。この時期は稲が最も水を必要とする出穂期と重なっていたため、土壌を常に湿った状態に保つためには、途切れることのない用水の補給が必要であったことから、ダムの最低水位以下にある貯留水を利用する緊急的な手段の「異常渇水補給」を実施するとともに、取水量（注水量）及び年間総取水量を増量する臨時的な水利使用許可をした岩堂沢ダム（宮城県管理）からの放流を行い、かんがい用水の継続的な補給を実施した。

写真 特1 鳴子ダムの「異常渇水補給」



資料）国土交通省

（小石原川ダム（福岡県）：筑後川水系小石原川での渇水対応）

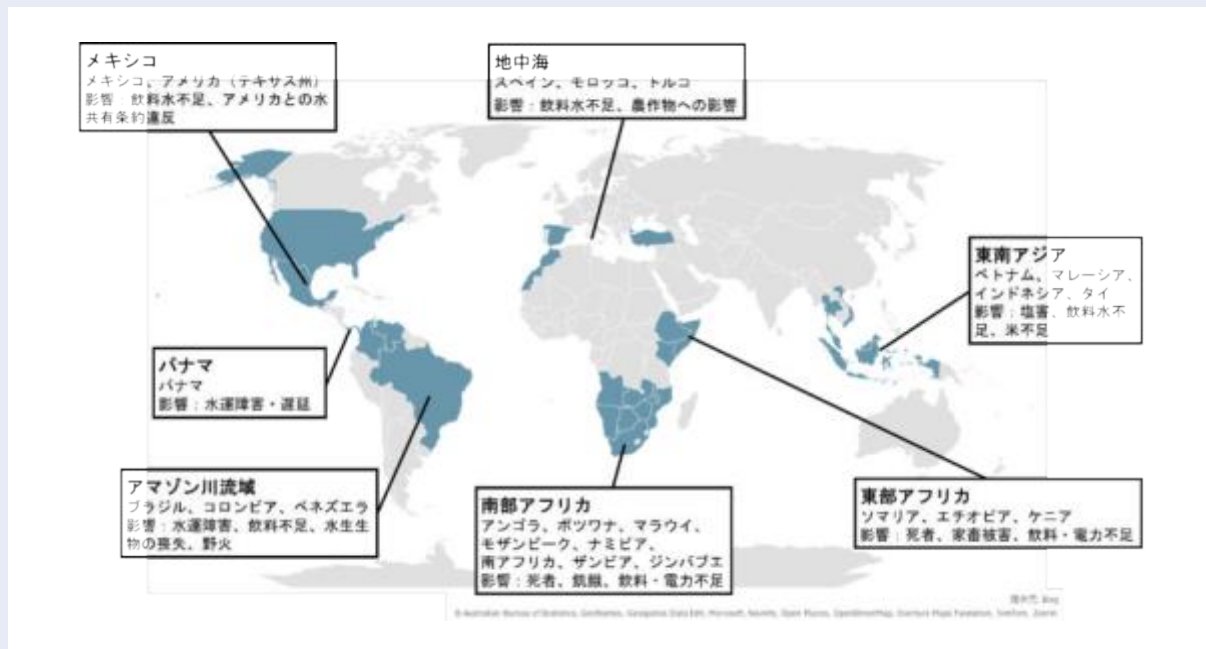
筑後川流域では、令和7年（2025年）9月以降の月間降水量が5か月連続で平年値を下回り、特に同年10月から令和8年（2026年）2月までの5か月間の降水量は昭和50年（1975年）以降で最少を記録した。令和8年（2026年）2月12日には、主要利水6施設（江川ダム、寺内ダム、小石原川ダム、大山ダム、合所ダム及び筑後大堰）の合計貯水量が低下し、主要利水6施設の枯渇が想定されたことから、筑後川水系渇水調整連絡会において、都市用水の断水回避等を目的とした小石原川ダムの渇水対策容量（1870万^{おおげき}m³）の一部活用が決定された。これは小石原川ダムの運用開始（令和3年度）以降、初めてのことであった。

近年における世界の渇水状況

アメリカ海洋大気庁（NOAA）によれば、令和5年（2023年）と令和6年（2024年）は、観測史上、最も暑い年となった。令和5年（2023年）の世界の平均気温は、1850年以降の観測史上で最も高温を記録し、更に令和6年（2024年）は、その記録を0.12℃上回る14.10℃となり、2年連続で記録を更新した。また、令和7年（2025年）は、令和6年（2024年）、令和5年（2023年）に次いで3番目に高い値となった。令和5年（2023年）から令和7年（2025年）までの高温と渇水の関係性は科学的に明らかにされてはいないものの、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書では、気候変動がもたらす中長期的なリスクとして干ばつの増大が予測されている。

「Drought Hotspots Around the World 2023-2025（UNCCD）」によれば、令和5年（2023年）と令和6年（2024年）では南部及び東部アフリカ、地中海地域、アマゾン地域、パナマ、メキシコ、東南アジア等において、水供給の不足、農業の影響、水力発電量の不足による電力供給不足など、渇水による多くの社会的影響が報告された。

図表 特9 令和5年（2023年）及び令和6年（2024年）に顕著な渇水が発生した国



資料）UNCCD「Drought Hotspots Around the World 2023-2025」

令和7年（2025年）も世界の多くの地域で渇水の影響が報告されている。例えばイギリスでは、同年2月末頃から乾燥した状況が始まり、3月から5月までの降雨量は明治26年（1893年）以降最も少なくなった。この状況が令和7年（2025年）8月頃まで継続したことで、6月から8月までにおけるイギリス全体の平均気温は観測史上最大となった。この社会的影響として、900万人の住民を対象に水利用に制限が課されたほか、農業や環境等にも影響を与えた。

このような事態を受け、イギリス環境庁は令和7年（2025年）8月12日に全国的な節水呼び掛けを行っている。そこで公表された節水方法の例として、「データセンターはシステムを冷却するために大量の水を消費するため、古いメールや写真データを削除して欲しい」ことが挙げられた。

生成AIやクラウドサービスの利用拡大により、世界的にデータセンターの稼働は増加しており、その一部では水冷式の冷却方法も採用されている。今回のイギリス環境庁による呼び掛けは、こうしたデジタルインフラの水使用も考慮した、新たな時代の節水方法として大変興味深いものと言える。

第2節 水循環を支える水インフラの現状と課題

(1)水インフラの役割

堤防やダム・放水路、砂防えん堤、上下水道等の水インフラは、水害・土砂災害の防止や水質の改善、環境の向上など、国民生活を支える重要な役割を果たしてきた。

例えば、令和7年8月に発生した九州地方での大雨においても、水インフラによる効果は現れている。熊本市内を流れる緑川では、緑川ダムによる洪水調節を行うとともに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」に基づき河川整備を進めていたことにより、洪水時の河川水位を約70cm低下させることができ、堤防天端まで約20cmのところまで越水を回避することができた。

図表 特10 治水対策の効果（緑川水系緑川におけるインフラの効果事例）

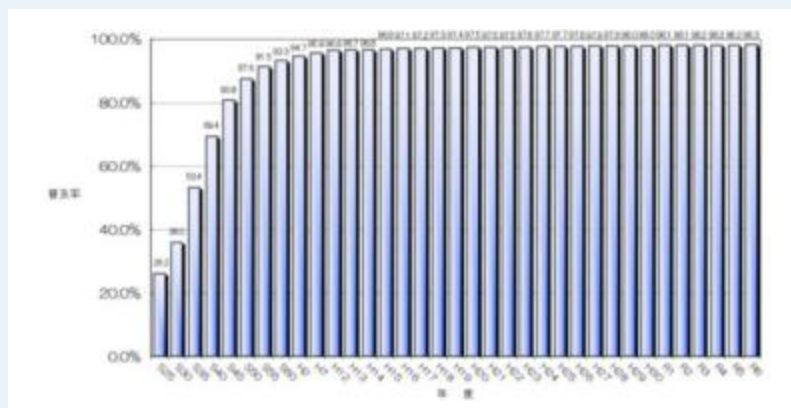


資料) 国土交通省

図表 特11 水道普及率の推移（令和6年度）

また水道は、私たちの生活に不可欠な水を安定的に供給する施設であり、令和6年度末時点で普及率は98.3%に達し、多くの地域において唯一無二の水供給手段となっている。

このように、水インフラは国民生活を支える重要な役割を果たしてきたところである。



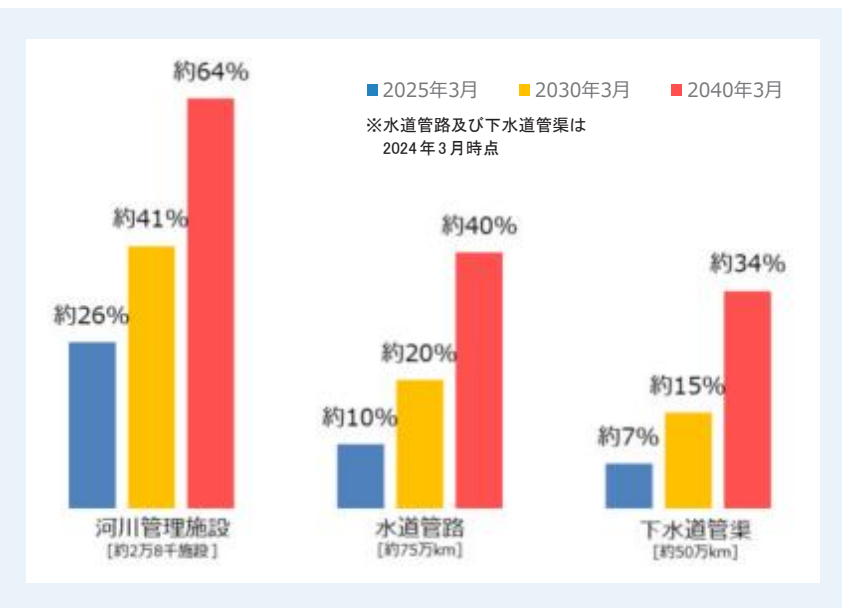
資料) 国土交通省

(②水インフラの課題)

しかし、国民生活を支えるこれらの水インフラは、高度経済成長期以降に集中的に整備されたため、建設後50年以上経過する施設の割合は、今後20年間で加速度的に高くなる見込みであり、今後も水インフラがその機能を適切に発揮し続けていくためには、老朽化する水インフラを戦略的に維持管理・更新していくことが重要となる。

また、令和6年能登半島地震や令和7年1月に埼玉県八潮市において発生した下水道管路破損に起因する道路陥没事故など、大規模な災害による水インフラの被災や事故によって、国民生活や産業活動に大きな影響が生じたことから、そのような場合においても、安定した水供給の確保など、水インフラの機能を確保していくことが引き続き求められている。

図表 特12 建設後50年以上経過する社会資本の割合⁵



資料) 国土交通省

写真 特2

令和6年能登半島地震における水道施設の被災



資料) 国土交通省

写真 特3

埼玉県八潮市において発生した下水道管路破損に起因する道路陥没事故



資料) 国土交通省

⁵ 河川管理施設：建設後50年以上経過する施設の割合については、建設年度不明の施設数を除いて算出。(国：堰、床止め、閘門、水門、揚水機場、排水機場、樋門・樋管、陸間、管理橋、浄化施設、立坑、遊水池、ダム。独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)に規定する特定施設を含む。都道府県・政令市：堰(ゲート有り)、閘門、水門、樋門・樋管、陸間等ゲートを有する施設及び揚水機場、排水機場、ダム。)水道管路及び下水道管渠：建設年度不明の施設数を含む。

③水インフラの機能維持・更新のための対応策

そこで、堤防やダム等の水インフラや、上下水道などのライフラインについては、「第1次国土強^{じん}靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）」に基づく、予防保全型メンテナンスによる戦略的維持管理や耐震化等の耐災害性強化により、災害に屈しない強^{じん}靱な国土づくりが着実に進められるなど、水インフラの機能維持や更新のための様々な対策が進められている。

特に上下水道分野では、埼玉県八潮市において発生した下水道管路破損に起因する道路陥没事故を受けて、中長期的な視点から、下水道等の地下のインフラマネジメントの在り方を見直すべく、大規模な下水道の点検頻度や方法の見直しを始め、大規模な道路陥没を引き起こすおそれのある地下管路の施設管理の在り方などについて専門的見地から検討が行われ、2つの「メリハリ」と2つの「見える化」による下水道管路マネジメントへの転換に向けた具体的な考え方等方策が示されたところである。

図表 特13 予防保全型メンテナンスによる戦略的維持管理や耐震化等の耐災害性強化の対策実施例



資料) 国土交通省

図表 特14

水インフラに関する「第1次国土強^{じん}靱化実施中期計画」KPIの一例

KPI・指標	現況	計画期間目標	将来目標
国管理河川(約10,000km)のうち、点検結果等を踏まえ早期に措置を講ずべき河川管理施設(堤防:約5,200km、樋門・樋管等:約2,600施設(令和5年度末時点))の修繕等による健全性確保率	60% (R5)	72% (R12)	100% (R22)
損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径下水道管路(「下水道管路の全国特別重点調査」の対象※:約5,000km)の健全性の確保率 ※ 口径2m以上かつ30年以上経過した下水道管路	0% (R6)	100% (R12)	100% (R12)
給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設(約35,000か所)のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合	9% (R5)	30% (R12)	100% (R36)

資料) 内閣官房国土強靱化推進室

図表 特15 新しい下水道管路マネジメントへの転換に向けた具体的な考え方

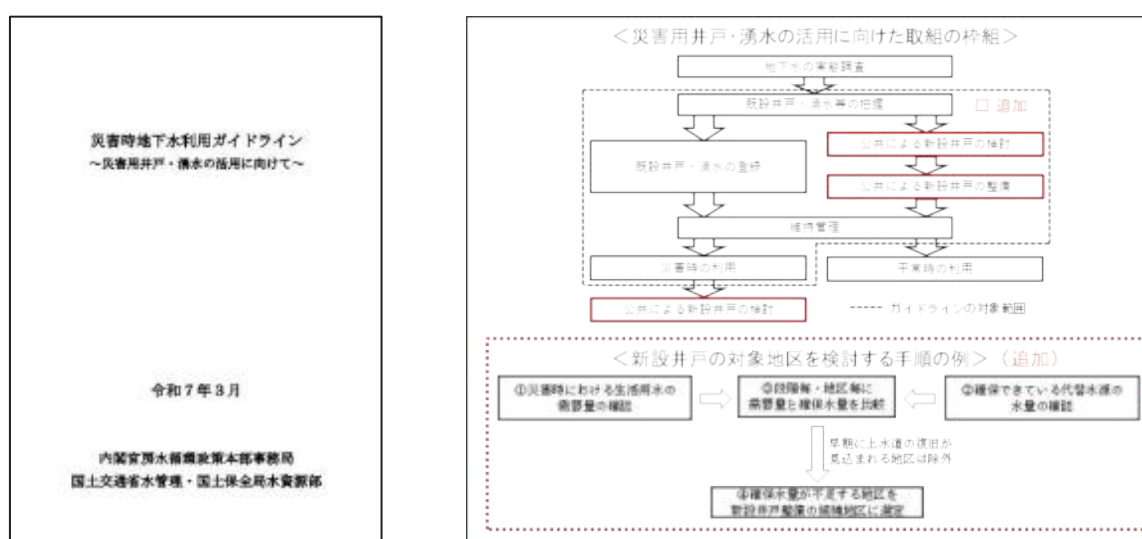
メリハリ	大 ← (損傷の発生しやすいことや事故時等の社会的影響) → 小	
	①『メリハリ』の効いた点検・調査の徹底	②再構築の『メリハリ』
見える化	- 高頻度化・方法の高度化(空洞調査など複数手法の組合せ) - スクリーニング調査(詳細調査箇所の絞り込み)や時間計画保全、事後保全の手法を適用	- メンテナビリティ(維持管理の容易性)及びリダンダンシー(複線化など)の確保 - 人口動向等を踏まえた分散化、下水道区域の縮小(浄化槽等への転換)など維持すべき施設の最適化(軽量化)
	- 劣化状況の診断基準の明確化 ※調査・診断できなかった箇所は関係者間で共有。必要な改築が困難な箇所は地盤改良など最大限可能な対応を実施。 - 点検調査結果のデジタル化・データベース化(標準化) - 無人化・省力化、DXに向けた技術の高度化・実用化(センシング、ドローン調査、AI診断技術等)	- 点検・調査結果等の公表の枠組みの明確化 - 必要な更新を先送りしないための使用料負担に対する理解・協力

資料) 国土交通省

また、ほかにも令和6年能登半島地震の被災地において、代替水源として井戸水や湧水、^{あまみず}雨水が活用されたことを踏まえ、地方自治体による代替水源としての災害用井戸・湧水の活用に向けた取組を支援する動きも進められている。例えば令和7年には、災害用井戸や湧水の活用に向けた取組を始めようとしている地方自治体を対象に、取組の手順等についてまとめた「災害時地下水利用ガイドライン～災害用井戸・湧水の活用に向けて～」の改訂が行われ、新設井戸の検討や整備に関する手順等の充実が図られたところである。

このような対応策の推進により、地域住民の安全・安心の確保や、地域の暮らしや社会を支えていくことが重要である。

図表 特16 「災害時地下水利用ガイドライン～災害用井戸・湧水の活用に向けて～」の改訂



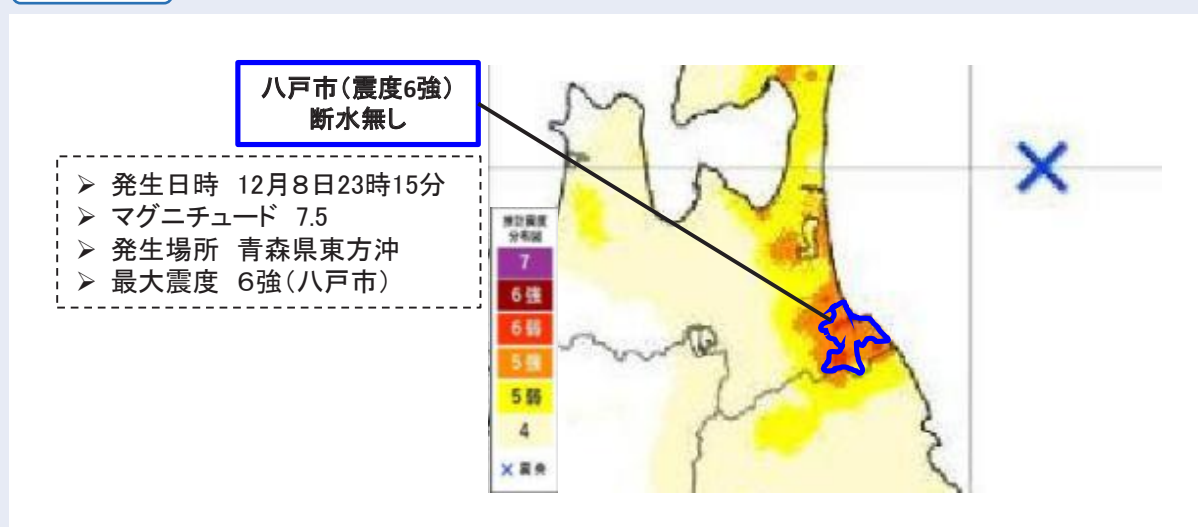
資料) 内閣官房水循環政策本部事務局

水道管路の耐震化による断水回避

八戸市（昭和61年（1986年）以降は八戸圏域水道企業団）は、昭和43年（1968年）の十勝沖地震における市内全域の断水経験を踏まえ、全国で初めて耐震継手を有したダクタイル鋳鉄管をメーカーと共同で開発・導入するなど、事故や災害発生時に水道事業への被害を最小限に抑えるよう基幹管路の耐震化や配水幹線のループ化等を進めてきた。

令和7年（2025年）12月8日の青森県東方沖地震において、八戸市では震度6強を観測したが、管路の耐震化等により、断水が発生しなかった。

図表 特17 令和7年（2025年）12月8日青森県東方沖地震 外力と効果



資料) 国土交通省

図表 特18 管路の耐震化状況（令和6年度末時点）



耐震管の布設工事

	八戸圏域 水道企業団 耐震管率	(参考) 全国平均値 耐震管率
導水管	76%	24%
送水管	85%	32%
重要施設に 接続する管路	62%	32%

資料) 国土交通省

上下水道の「複数自治体による事業運営の一体化」の推進

令和7年（2025年）1月に埼玉県八潮市において発生した下水道管路破損に起因する道路陥没事故を受け、上下水道の点検方法の見直しや事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路の更新・複線化が求められるなど、老朽化対策が喫緊の課題となっている。

一方、人口減少や維持管理・更新費の増大等により、多くの事業体の経営環境は一層厳しさを増しており、特に小規模な事業体では職員数も限られていることから、老朽化対策等の必要な業務を継続的に担う執行体制の確保が急務となっている。

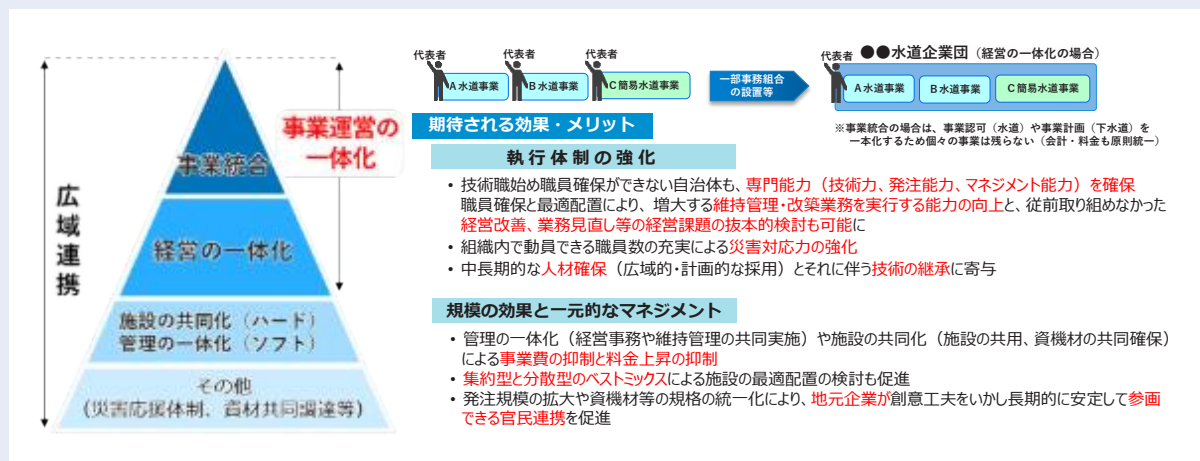
図表 特19 上下水道事業体の対象人口別による平均職員数⁶



資料）国土交通省

このような背景を受け、国土交通省が開催した「上下水道政策の基本的なあり方検討会」では、老朽化対策等を着実に進めるための上下水道の基盤強化について、先行して議論が行われた。令和8年（2026年）1月に同検討会が公表した「第2次とりまとめ」では、経営基盤強化の観点から、複数の自治体が一体となって上下水道事業の基盤である人員・施設・財源といった経営資源を管理し運営する、「複数自治体による事業運営の一体化（事業統合または経営の一体化）」を推進する必要性が示された。

図表 特20 複数自治体による事業運営の一体化



資料）国土交通省

国土交通省では、同検討会による「第2次とりまとめ」を踏まえ、事業運営の一体化を始めとする広域連携を国主導で推進するために必要な施策を検討・実施していく。

6 令和4年度版水道統計・下水道統計から国土交通省作成

第3節 未来を守るための取組と国民参加

①気象災害への対応や水インフラの維持管理を担う人材不足への対応

これまで見てきたように、気候変動による災害の激甚化・頻発化、水インフラの老朽化・大規模な災害や事故など、水循環を取り巻くリスクには様々なものが存在しているが、その一方で、現場を支える地方公共団体の職員数は減少傾向にあり、気象災害や水インフラの維持管理等に対応する土木部門の職員確保が難しくなっている状況も見られる。

例えば、市区町村の職員数は、令和7年(2025年)時点で平成8年(1996年)のピーク時と比べて約15%減少している一方で、土木部門の職員数は平成8年(1996年)のピーク時と比べて約26%減少しており、横ばいの状況が続いている。また、上下水道分野では、建設業全体の従業員数よりも上下水道分野の職員の減少率は大きく、より厳しい状況が見てとれる。

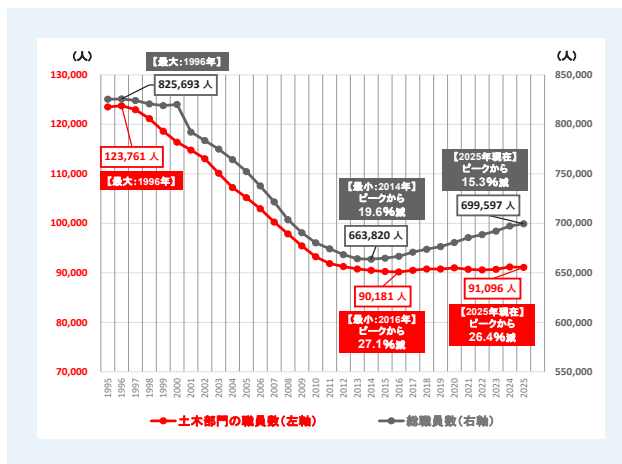
今後、人口規模等の社会構造が変化する中で、水インフラの運営や維持管理・更新、調査研究、技術開発等に携わる人材が不足し、適切な管理水準の確保が困難になるおそれがあることから、水インフラの持続可能性を確保するため、デジタル技術の導入を加速化していくことが重要である。例えば、上下水道分野では、業務の共通化、情報整備・管理の標準化、DX技術の普及促進、現状可視化の4つの取組を通じて、メンテナンスに関する上下水道DX技術の全国への標準実装が進められている。

②事業者や国民を含めた連携の重要性と流域マネジメントの展開

また、水循環を取り巻く様々なリスクや課題に適切に対応していくためには、流域における水循環に関わる様々な施策が総合的かつ一体的に実施され、個々の対策があいまって効果を発揮していくことが不可欠であり、流域の関係する行政などの公的機関、事業者、団体、住民等がそれぞれ連携して活動する、国民参加による「流域マネジメント」を推進していくことも重要である。

そこで、流域の関係者間で地域の水循環の課題、将来像、基本的方向や方策を共有し、流域として総合的かつ一体的にマネジメントを行うため、地方公共団体等において、「流域水循環協議会」の設

図表 特21 市区町村における部門別職員数の推移⁷



資料) 国土交通省

図表 特22 上下水道職員数の推移



資料) 国土交通省

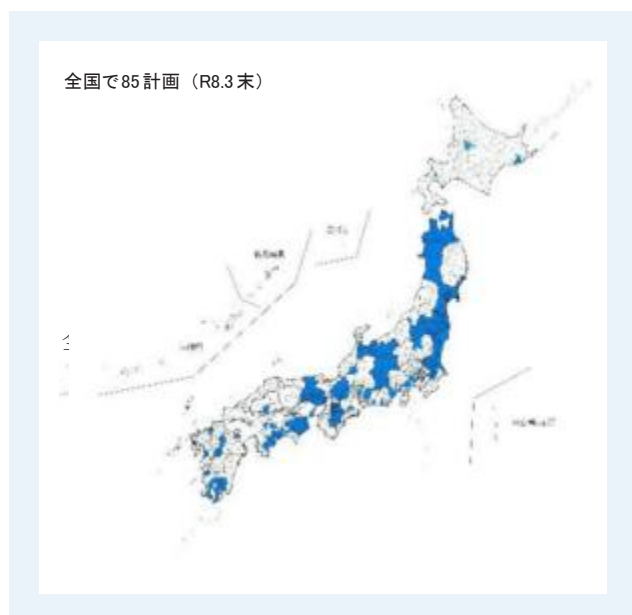
7 地方公共団体定員管理調査結果(R7.4.1時点)から国土交通省作成。なお、一般行政部門の職員を集計の対象としている。

置や、流域マネジメントの具体的内容を定める「流域水循環計画」の策定が進められているところである。

さらに、官民一体の流域マネジメントを広げる上では、企業の水循環に資する取組を「見える化」し、関係者間の協働を促す仕組みも重要である。内閣官房水循環政策本部事務局では、水循環に資する取組を行う企業を登録・認証し、取組内容のポータル掲載や、地方公共団体・団体等とのマッチング機会の創出、情報提供等を通じて取組の継続・拡大に向けた後押しを行っている。これらの活動実績を踏まえ、更なる制度の充実を図るため、令和8年2月に水循環企業登録・認証制度の今後の方向性について有識者による「水循環企業登録・認証制度のあり方検討会」を発足させたところである。

最後に、近年取りまとめられた流域水循環計画の中から、「地下水」、「地域振興」、「流域総合水管理」の3つの観点から先進的と考えられる流域マネジメントの事例を紹介することで、国民参加による、健全な水循環の維持又は回復に向けた流域マネジメントの更なる展開を期待したい。

図表 特23 流域水循環計画が策定されている地域



資料) 内閣官房水循環政策本部事務局

写真 特4 住民参加による地下水位の計測と揭示の様子



資料) 内閣官房水循環政策本部事務局

図表 特24 水循環企業登録・認証制度



資料) 内閣官房水循環政策本部事務局

水循環ACTIVE企業の取組紹介⁸

内閣官房水循環政策本部事務局では、水循環に資する取組に関心を有する企業や取組を行う企業の登録及び認証を通じた「見える化」を進め、企業による社会貢献的な水循環に資する取組の更なる促進を図ることを目的に、令和6年度に「水循環企業登録・認証制度」を創設した。本コラムでは、水循環ACTIVE企業として、令和7年度に認証された企業の取組を一部紹介する。

（水量水質カテゴリー）「水源域における森林整備・保全」

製造工場の水源域において、27の地方公共団体を含む計61団体と連携し、8,193haの森林等で涵養活動を実施するなど、地域の自然条件や土地利用特性に応じた水源涵養活動を推進。（飲料類製造・販売等の企業）



● 枝打ちの様子

（水量水質カテゴリー）「水源域における森林整備・保全」

良質な地下水の安全・安心とサステナビリティを守るため、全国16都府県27か所に有する国内工場の水源エリアの森において、地域の方々や様々な分野の専門家たちと共に森林と生物多様性を保全する取組を実施。（飲料類製造・販売等の企業）



● 水文学の知見に基づく調査研究

（人材資金カテゴリー）「社外への水循環に係る教育・啓発」

水処理プラントの建設から運用までのプロセスを模式化し、遊びながら水処理の全体像が分かるカードゲームを作成。自社内を始め他社の新入社員研修等で活用され、水処理プラントの認知・理解の普及に貢献。（水処理関連のIT業種の企業）



● 水処理カードゲーム

（人材資金カテゴリー）「流域の上流と下流の交流を深めるイベントの開催・支援」

毎年継続的に「流域下水道まつり」を地域住民や関係機関の協力を得て開催しており、年間約2,000名の来場者を迎える規模に成長。（上下水道施設の維持管理業等の企業）



● 流域下水道まつり

企業による健全な水循環の維持又は回復を意識した活動は、地域の健全な水循環の維持又は回復に寄与するだけでなく、企業の価値を高めることにもつながるものである。水循環企業登録・認証制度を通じて、企業の活動を広く周知し、それぞれの企業が水循環に資する取組を自発的に行うことや、それらの取組を企業間や企業と行政との間で協働して行うことを後押しし、水循環に資する取組を行う企業の裾野を広げ、社会全体で水循環に向き合うための取組を進めていく。

⁸ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/certification/html/active_introduction.html

▶参考になる自治体：地下水対策を進めたいが、科学的根拠や合意形成に不安がある。

(大野市)

地下水涵養のメカニズムを踏まえた施策

データの蓄積・共有に基づく住民・行政・専門家の協働

計画の概要

市が多様な主体と一体となって事業を推進している、「湧水のまち大野」の取組を発信

関連計画：「大野市水循環基本計画」
(R3.2 策定、R8.2 改訂)

本計画は、「第六次大野市総合計画」を上位計画とし、それまでの大野市地下水保全管理計画及び越前おおの湧水文化再生計画の趣旨・施策を統合して令和3年2月に策定、令和8年2月に改訂。九頭竜川の最上流に位置する地域であり、上流に住む者の責任を果たすべく、「健全な水循環のまち」を目指す。地下水と地表水は水循環の一連の流れの中でつながっているとの認識の下、水循環全体を一体的に捉え、行政のみならず流域に関わる多様な主体が連携して流域マネジメントに関する取組を推進。

課題

- 地下水涵養メカニズムの解明に取り組んできた成果が施策に反映されていない。
- 水災害の頻発・激甚化や気候変動などにより、地下水障害に対するリスクが高まっている。

特に注目する「施策」：地下水涵養メカニズムの研究成果が施策にいかされていないとの課題に対して

施策

- 地下水モニタリング調査の継続（昭和51年から現在まで）と情報共有（市）
- 地下水総合調査の実施（市）、水循環解析モデルによる地下水流動解析（国・学）
- 貯留・涵養機能の維持向上、地下水障害への対応（国・県・市・農林業者等）
- 河岸かく乱など河川環境改善の継続（県）とダムの弾力的管理による自然出水再現放流（国）

施策内容

多様な主体との協働による持続可能な地下水保全

大野市では、約50年にわたり住民による地下水位の観測と掲示を実施してきた。平成13・14年度の地下水総合調査及び全戸井戸調査を経て、地下水涵養メカニズムの解明に取り組んできた結果、水循環を考える上での研究フィールドとして注目され、各研究機関に情報共有することで解析が進んだ。一級河川である真名川と地下水涵養の関係性が明らかとなり、国による真名川ダムの弾力的管理や福井県による真名川の水際掘削及び河岸攪乱が実施され、滞筋の固定化が解消。涵養が進み、地下水位の改善が図られた。大野市水循環推進協議会等を通じた国・県・関係団体との連携基盤が整っていたことも上記の施策実施に寄与しており、現在も取組が継続している。



住民による地下水の計測と掲示

出典：大野市提供資料（中間評価）

成果

- 地下水の水位動向、流動、収支等を明らかにし、効果的な地下水涵養・保全施策に取り組んだ結果、地下水位の回復と希少生物の保護につながっている。
- 大野市水循環推進協議会を軸とした産学官及び住民の連携により、地下水施策を含む流域マネジメントの基盤が整備された。

▶参考になる自治体：市民理解・教育・合意形成に課題がある。

(大阪狭山市)

歴史ある資源を戦略的にまちづくりに活用

水と歴史がつながり、魅力あふれるまちづくり

計画の概要

狭山池を核に、水と緑のネットワークを活かした循環型まちづくりを推進

関連計画：
「大阪狭山市水循環計画」(R5.3)

本計画は、令和5年3月策定、同年9月公表。市の中心部に位置する日本最古のため池である狭山池という歴史的・文化的なため池を中心に据え「水から守る～水害への対策を強化～」、「水を活かす～水資源を活かした地域振興～」、「水を育む～次世代に水を引き継ぐ～」を取組の3つの柱として、「めぐる『水』ともに生きる大阪狭山」を目指している。「狭山池」では、平成の大改修以後、市民が主体となり、各種イベントの開催や清掃活動が行われてきた。本計画ではため池などを活用した治水のほか、教育、広報、観光、コミュニティ形成等の取組を推進。

課題

- 利水・治水の施策は進む一方で、次世代への水に関する教育・普及啓発が不足している。
- ため池は重要な防災インフラだが、老朽化と管理者不足で維持が困難になっている。
- 水循環計画の市の評価制度によりPDCAサイクルで課題解決に向けた取組を行っている。

特に注目する「施策」：次世代への水に関する教育・普及啓発が不足との課題に対して

施策

- 大阪狭山市水循環学習会の継続開催（令和4年から）
- 博物館・地域イベントとの連携
- 水循環計画を視覚的に伝えるためのパネル展を実施

施策内容

地域の魅力と水循環を結び付けた、「文化・歴史を通じた水への関心」の促進

市が定期的に「大阪狭山市水循環学習会」（以下「学習会」という。）を開催。水循環の専門家を講師として招き、「ため池の現状」や「地域の水環境」について講演とパネルディスカッションを行っている。講師はリレー形式で今年度の講師に次年度の講師を紹介いただく仕組みをとることで、行政と研究者のネットワークも生まれている。第4回（令和7年開催）では、九州大学の教授を招き「ため池から見た地域の水循環・水環境」を議論。また、狭山池博物館と連携した博物館見学や歴史ウォークを通じて、池の歴史・機能・水循環の重要性を伝えている。「ため池ハザードマップ」を市で公開し浸水リスクや水の循環構造の理解促進を図っている。



大阪狭山市水循環学習会の開催



大阪狭山市水循環パネル展の開催

出典：大阪狭山市

成果

- ・ 学習会自体が教育・普及啓発の定例プラットフォームとして定着。単発の学習イベントでは得られない市民・行政・専門家のネットワーク形成と地域の防災力向上に寄与。
- ・ 将来的に子ども向け教材や学校連携プログラムに展開する基礎が構築された。

▶参考になる自治体：水辺があるが活用しきれていない。/民間連携を模索している。
(千葉県)

民間事業者等と連携した水辺の賑わいづくり

地域資源「印旛沼」の魅力を再発見

計画の概要

治水・利水・環境の適切なバランスを目指して

関連計画：「印旛沼流域水循環健全化計画」
(H22.1)・「第3期行動計画」(R4.3)

本計画は、平成22年1月に全体計画を策定。目標年次を約5年ごとに区切った行動計画を策定し、令和4年3月に第3期行動計画（令和3年度から7年度まで）を策定。都市化等の影響により発生した水質、治水等の課題を解決するため、印旛沼流域水循環健全化会議が中心となり、関係機関等と連携して、治水・利水・環境が適切なバランスを保つ状態を保全・再生することを目指している。また、同会議では「みためし行動」の考え方の下、試行→評価→見直しを繰り返すことで、柔軟に取組を行うことを行動原則の一つとしている。

課題

- 印旛沼や河川の堤防等の整備や印旛沼の貯水池化により、水辺と人の関わりが希薄化し、利活用が限定的である。
- 住民意識や地域愛着を数値化できないため、政策や計画の評価指標に組み込みにくい。

特に注目する「施策」：水辺と人の関わりが希薄化し、利活用が限定的 との課題に対して

施策

- 「印旛沼・印旛放水路かわまちづくり計画」を策定し、沿川を意識した水辺拠点整備を実施
- 民間事業者等と連携した水辺でのアクティビティやイベント、自然観察・学習会の実施

施策内容

自治体と民間事業者等が連携を広域化し、印旛沼・沿川一体での魅力向上に寄与

平成27年3月に「印旛沼流域かわまちづくり計画」を策定し、親水施設の整備を進めたことで、河川や沼へのアクセス性が向上。カヌー体験、釣り等の水辺での体験型イベントが開催され、学校や地域団体による自然観察会や環境学習も行われている。さらに、令和5年8月には「印旛沼・印旛放水路かわまちづくり計画」を策定し、印旛沼から印旛放水路（新川・花見川）にかけて、水辺拠点の整備を進め、東京湾までのネットワークの拡大を図ることとしている。花見川沿川の区民祭や団地商店街のマルシェ等と合わせて水辺でのアクティビティ・イベントの合同開催や、民間団体が自治体と連携し沿川の公園の一面でカヤックやデイキャンプ体験が行われる等、流域3市が合同で水辺と地域をテーマにした広域連携型イベントを開催し、回遊性やエリア一体の魅力向上を図っている。



ステージイベント（道の駅やちよ・八千代市）



水辺でのアクティビティ・イベント（佐倉ふるさと広場・佐倉市）
出典（左・右）：千葉県提供

成果

- ・ 印旛沼流域や印旛放水路沿川では、四季を通じて水辺を活用した様々なアクティビティ・イベント、自然観察会等が実施されるようになってきている。令和7年には佐倉市など流域3市（佐倉・千葉・八千代）が協力して水辺環境への関心を高める新たなイベントが実施される等、沿川一体での広域連携も進められている。

水循環の担い手たち -暮らしの現場から未来をつなぐ人々-

【暮らしの延長線にある水循環】

水循環の健全化は、国や自治体、事業者によるインフラ整備だけでは成り立たない。

日々の暮らしの中で水と向き合い、その価値を実感しながら行動する「利用者一人一人」が、水循環の重要な一員である。近年、地域に根ざした活動や、世代・性別を越えた主体による取組が各地で評価されており、水循環を「自分ごと」として捉える動きが広がっている。

女性、若者、高齢者を含む多様な担い手が、水を身近に感じながら取り組む事例を紹介する。

特定非営利活動法人 ^{あまみず}雨水市民の会（東京都）

^{あまみず}雨水を「地域の資源」と捉え、日常生活における雨^{あま}水活用を推進している。女性を含む地域の生活者の視点での雨水タンクや雨どいプランター、レインガーデンの普及、市民講座の実施のほか、企業との連携や国際協力にも取り組んでおり、身近な雨水から水循環への理解を広げている。



資料）雨水市民の会提供

群馬県立吾妻中央高等学校 環境工学研究部



資料）吾妻中央高等学校提供

高校での測量教育や測量士の輩出実績が評価され、地元の土地改良区からの依頼で、生徒自らが農業用水路の調査・測量・図面化、ドローン空撮の活用による実用的な水路管理データを構築している。水循環に係る農業インフラの重要性の理解と水循環の担い手育成にも寄与している。

北上川フィールドライフクラブ（岩手県）

北上川流域において、河川清掃や水生生物調査、体験学習を継続的に実施し、川を軸とした暮らしを地域住民に伝えている。高齢者を含むメンバーの長年の観察と経験に基づく知見を共有することで、河川環境の変化への気づきを促し、流域全体で水循環を守る意識の定着を図っている。



資料）北上川フィールドライフクラブ提供



昭和100年

－災害・公害・環境から学び、未来へつなぐ水循環の歩み－

令和8年（2026年）は、昭和元年（1926年）から数えて100年の節目に当たる。この100年の間に、我が国は戦後復興、高度経済成長、人口減少社会への移行といった社会経済の大きな変化を経験してきた。こうした変化は、水をめぐる課題や水行政の在り方にも大きな影響を及ぼしてきた。

（水害と公害の時代）

これまで我が国は、台風や集中豪雨による大規模な水害に繰り返し見舞われてきた。とりわけ、昭和34年（1959年）の伊勢湾台風は、広範囲に甚大な被害をもたらし、防災対策の重要性が社会的に強く認識される契機となった。

一方、高度経済成長と都市・産業活動の拡大に伴い、公共用水域の水質汚濁が全国的に顕在化した。工場排水や生活排水を主因とする水質悪化は、水俣病やイタイイタイ病等の健康被害を引き起こし、水環境保全に関する制度整備が急務となった。

昭和の水行政は、こうした水害への対応と公害対策が中心であった。

写真 特5 泥の海と化した伊勢湾奥の低平地の状況



資料）内閣府

写真 特6 チッソ水俣工場



資料）水俣市立水俣病資料館

（水循環政策の確立）

その後、水害対策、水利用、水環境保全を個別に進める従来の枠組みに加え、水を循環として総合的に捉える視点が重視されるようになった。平成26年（2014年）には「水循環基本法（平成26年法律第16号）」が施行され、「健全な水循環」の概念や、水循環施策を総合的・一体的に推進する枠組みが整理された。これにより、流域全体を視野に入れた連携や、水の涵養機能^{かんよう}の維持向上、水環境の保全等を一体的に進める制度的基盤が整備され、水循環政策は新たな段階に移行した。

図表 特28 水循環の概念図

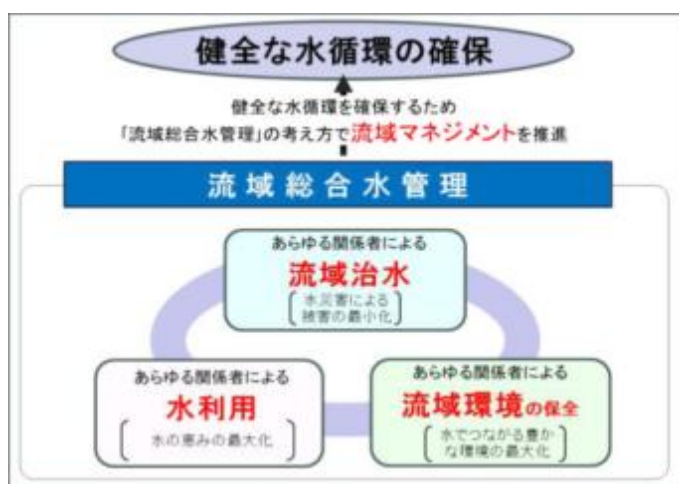


資料）内閣官房水循環政策本部事務局

（持続可能な水循環へ）

近年では、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化、人口減少やインフラの老朽化など、新たな課題も顕在化してきたところであり、これらの課題に適切に対応するため、令和6年（2024年）に新たな「水循環基本計画」が閣議決定された。この計画に基づき、流域全体のあらゆる関係者が協働し、治水のみならず、水利用及び流域環境の保全を目的とする「流域総合水管理」の取組が推進されている。

図表 特29 流域総合水管理の考え方（イメージ）



資料）内閣官房水循環政策本部事務局

昭和の災害・公害の教訓を礎に、平成に制度化された水循環政策について、令和の地域実装へとつなげること、それが昭和100年の節目に確認すべき水循環の歩みである。

昭和の災害・公害の教訓を礎に、平成に制度化された水循環政策について、令和の地域実装へとつなげること、それが昭和100年の節目に確認すべき水循環の歩みである。



本編

令和7年度

政府が講じた
水循環に関する施策

「水循環基本法（平成26年法律第16号）」第12条では、「政府は、毎年、国会に、政府が講じた水循環に関する施策に関する報告を提出しなければならない」と規定しており、ここでは令和7年度に「政府が講じた水循環に関する施策」について報告する。

第1章 流域連携の推進等 ―流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み―

健全な水循環を維持又は回復するための取組は、水循環が上流域から下流域へという面的な広がりを有していること、また、地表水と地下水とを結ぶ立体的な広がりを有することを考慮し、単に問題の生じている箇所のみに着目するだけでなく、流域全体を視野に入れることが重要である。

水循環に関する課題の例としては、水量・水質の確保、水源の保全と涵養^{かんよう}、地下水の保全と利用、生態系の保全等が挙げられ、それぞれの課題に個別に対策が講じられ、一定の解決が図られてきた。

近年では、気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害対策への取組や、水循環を地域資源として活用して地域振興を目指す取組など、水循環に係る取組の広がりも見られる。そのため、水循環に関する課題解決に向けては、様々な主体の連携の下、様々な分野の情報や課題に対する共通認識を持ち、将来像を共有する取組がますます重要となっている。

(1) 流域水循環計画策定・推進のための措置

「水循環基本計画（令和6年8月30日閣議決定）」においては、流域の総合的かつ一体的な管理の理念を体现化する「流域マネジメント」の考え方が明確化されている。流域マネジメントを進めるに当たっては、流域ごとに流域に関係する様々な主体で構成される「流域水循環協議会」を設置し、流域マネジメントの基本方針等を定める「流域水循環計画」を策定することとしている（図表1）。

流域ごとの目標を設定するための考え方などを示した「流域マネジメントの手引き 令和8年3月改定版」を周知するとともに、「流域総合水管理」の考え方を踏まえた流域水循環計画の策定に取り

図表1 流域マネジメントの考え方

「流域マネジメント」

流域の総合的かつ一体的な管理は、一つの管理者が存在して、流域全体を管理するというものではなく、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域、地下水盆地等において、人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を適正で良好な状態に保持又は改善するために、流域において関係する行政などの公的機関、有識者、事業者、団体、住民等の様々な主体がそれぞれ連携して活動すべきもの

（水循環基本計画）

水循環に関する課題の例



健全な水循環の維持・回復に向けた流域連携の枠組み

（水循環基本計画）

流域マネジメント

- ・「流域水循環協議会」を設置
- ・「流域水循環計画」を策定
- ・計画に基づき、水循環に関する施策を推進

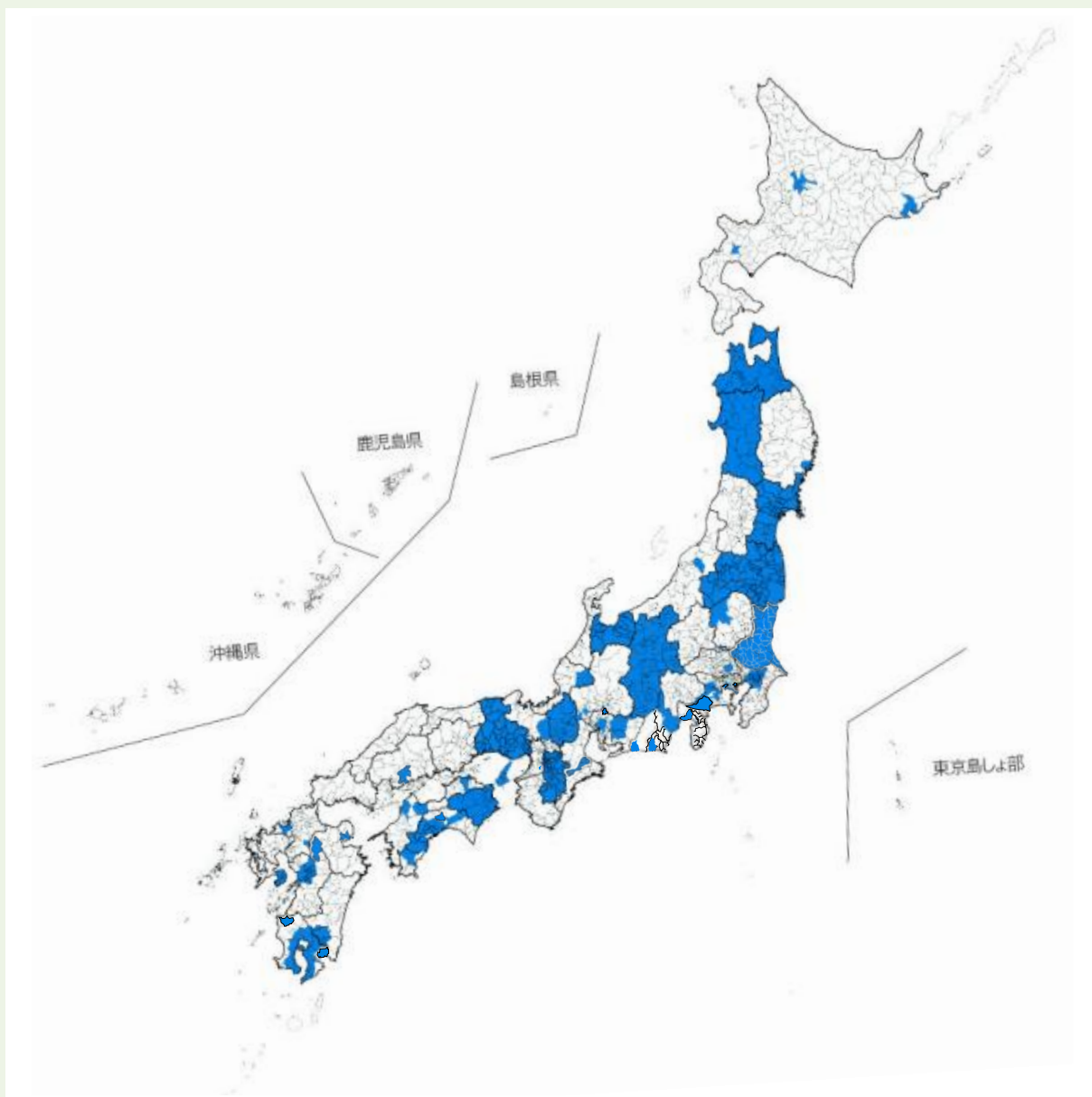
資料）内閣官房水循環政策本部事務局

組む地方公共団体等に対して、水循環に関するアドバイザーを派遣するなどの支援を行っている。

(流域水循環計画の策定や深化の推進等)

- 流域マネジメントの活動状況の把握と更なる展開を目的として、平成28年度から全国で策定された流域水循環計画を一覧の形で公表¹している。令和7年度は3計画を公表し（うち2計画は、既存の計画について、新たな課題や取組の進捗を踏まえて改定されたもの）、令和8年3月末時点で、合計で85計画となった（図表2、3）。これらの計画の中には「流域総合水管理」の考え方を踏まえた計画も含まれている。

図表2 流域水循環計画が策定されている地域



資料) 内閣官房水循環政策本部事務局

1 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/category/planning_status.html

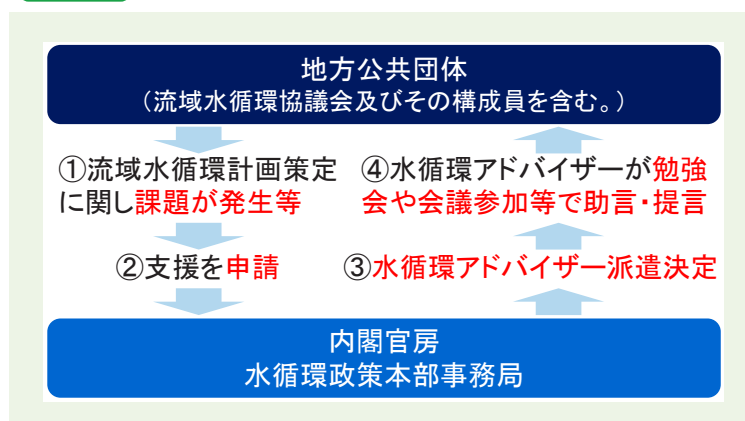
図表 3 令和7年度に公表した流域水循環計画

令和8年3月公表	
提出機関	計画名
静岡県	太田川圏域流域水循環計画
仙台市	広瀬川創成プラン 改定
八王子市	八王子市水循環計画 改定

資料) 内閣官房水循環政策本部事務局

- 既存の流域水循環計画の分析や学識経験者の意見等を踏まえ、水道水源を地下水に依存しており地下水保全等が重要な地域や水をいかした地域振興等に取り組む地域等において、流域水循環計画の策定や深化を推進することとした。
- 流域治水・水利用・流域環境の保全の一体的な取組を進めることで、「水災害による被害の最小化」、「水の恵みの最大化」などを実現させる「流域総合水管理」の推進に向け、令和7年6月に「国土審議会水資源開発分科会流域総合水管理のあり方検討部会」及び「社会資本整備審議会河川分科会流域総合水管理のあり方検討小委員会」において、「流域総合水管理のあり方について」答申が取りまとめられた。答申を踏まえ、流域全体であらゆる関係者が協働し、「流域総合水管理」を各流域の特性を踏まえつつ順次展開していく。
- 「流域マネジメントの手引き」は、流域水循環協議会の設置、流域水循環計画の策定、資金確保等に関する実務的な手順等を体系的に取りまとめたものとして、平成30年7月に策定し、令和6年1月に改定を行った。その後、「水循環基本計画」の変更や「新たな水循環基本計画における主要施策の工程表」に基づき実施した取組を踏まえ、令和8年3月に2回目の改定を行った。
- 令和2年度から、流域マネジメントに取り組む、又は取り組む予定の地方公共団体等に対し、その要請に応じて流域マネジメントに関する知識や経験を有する水循環アドバイザーを派遣し、技術的な助言・提言を行っている（図表4）。令和7年度は、7の地方公共団体への支援を実施した（図表5）（写真1）。

図表 4 水循環アドバイザー制度の概要



資料) 内閣官房水循環政策本部事務局

図表5 水循環アドバイザー制度の支援実績

長野県小諸市

1. 形式：参加型講座
2. 内容：水循環全般に関する取組について、特に若い世代の継続的な参画促進を支援するため、水循環アドバイザーを派遣し、高校生を対象に「小諸の水の魅力」を言葉で表現する短文作成のワークショップを実施した。あわせて、高校生による短文の発表及び水循環アドバイザーとの対談を市民向けに公開形式で実施した。
3. 実施日：令和7年9月22日（1回目）、9月29日（2回目）、令和8年2月21日（3回目）
4. 水循環アドバイザー：株式会社ソトコト 指出 一正 氏

愛知県

1. 形式：講演・現地調査
2. 内容：市町村や土地改良区に対して田んぼダムの効果や取組方法等について理解を深めるため、水循環アドバイザーを講師として派遣し、田んぼダムに関する基本的なことから詳細まで幅広い内容について説明を行った。また、田んぼダムの取組を予定している圃場について、普及に向けた助言を行った。
3. 実施日：令和7年10月23日（1回目）、10月24日（2回目）
4. 水循環アドバイザー：新潟大学自然科学系（農学部） 宮津 進 氏

三重県鳥羽市

1. 形式：現地調査・会議
2. 内容：森林から河川・海域に至る水循環の改善を図り、海域の水産資源の回復等に資する取組を支援するため、水循環アドバイザーを派遣し、効果的な森林施業箇所の候補地を調査・検討するとともに、蒸散量・土壌含水量・湧水量等のデータの計測・分析方法を探るための助言を行った。
3. 実施日：令和8年1月6日（1回目）、1月28日（2回目）、2月9日（3回目）
4. 水循環アドバイザー：東京大学大学院農学生命科学研究科 蔵治 光一郎 氏

愛媛県松山市

1. 形式：オンライン会議
2. 内容：長期的水需給計画の改訂に向けた検討を支援するため、水循環アドバイザーを派遣し、水需給バランスの評価や新たな水源確保策について、専門的見地から助言を行った。
3. 実施日：令和7年7月25日（1回目）、8月21日（2回目）、8月25日（3回目）、11月18日（4回目）、令和8年1月28日（5回目）
4. 水循環アドバイザー：筑波大学生命環境系 辻村 真貴 氏

静岡県静岡市

1. 形式：講演
2. 内容：静岡地区地下水利用協議会総会（静岡市）における記念講演に際し、水循環アドバイザーを派遣し、講師として出席の上、水資源の実態や地下水の利活用について説明を行った。
3. 実施日：令和7年7月8日
4. 水循環アドバイザー：金沢大学理工研究域地球社会基盤学系 阪田 義隆 氏

三重県伊賀市

1. 形式：講演・現地調査
2. 内容：今後の地下水実態把握に向けた検討を支援するため、水循環アドバイザーを派遣し、地域住民及び取水事業者を対象とした勉強会において、専門的知見に基づく地下水に関する講演を行った。
3. 実施日：令和7年8月20日
4. 水循環アドバイザー：大阪公立大学現代システム科学域 遠藤 崇浩 氏

中讃広域行政事務組合（丸亀市、善通寺市、多度津町、琴平町、まんのう町）

1. 形式：現地調査・会議
2. 内容：地元住民の地下水汚染等への不安の払拭や今後の水質検査等の体制構築を目的に、水循環アドバイザーを派遣し、施設周辺及び地元への地下水の影響等の調査を実施し、適切な水質検査の方法や体制についての助言を行うとともに、地元報告会において地元住民との意見交換を行った。
3. 実施日：令和7年11月19日（1回目）、12月8日（2回目）、令和8年1月24日（3回目）
4. 水循環アドバイザー：香川大学農学部応用生物科学科 山田 佳裕 氏

資料）内閣官房水循環政策本部事務局

写真1 水循環アドバイザーによる高校生を対象としたワークショップ（長野県小諸市）



資料）内閣官房水循環政策本部事務局

第2章 地下水の適正な保全及び利用

地下水は、生活用水、工業用水、農業用水などの水資源のほか、消雪やエネルギー源など多様な用途に利用されている。また、豊かな地下水が育む湧水は、生物多様性の保全の場、安らぎの場や環境学習の場としての役割も果たしている。

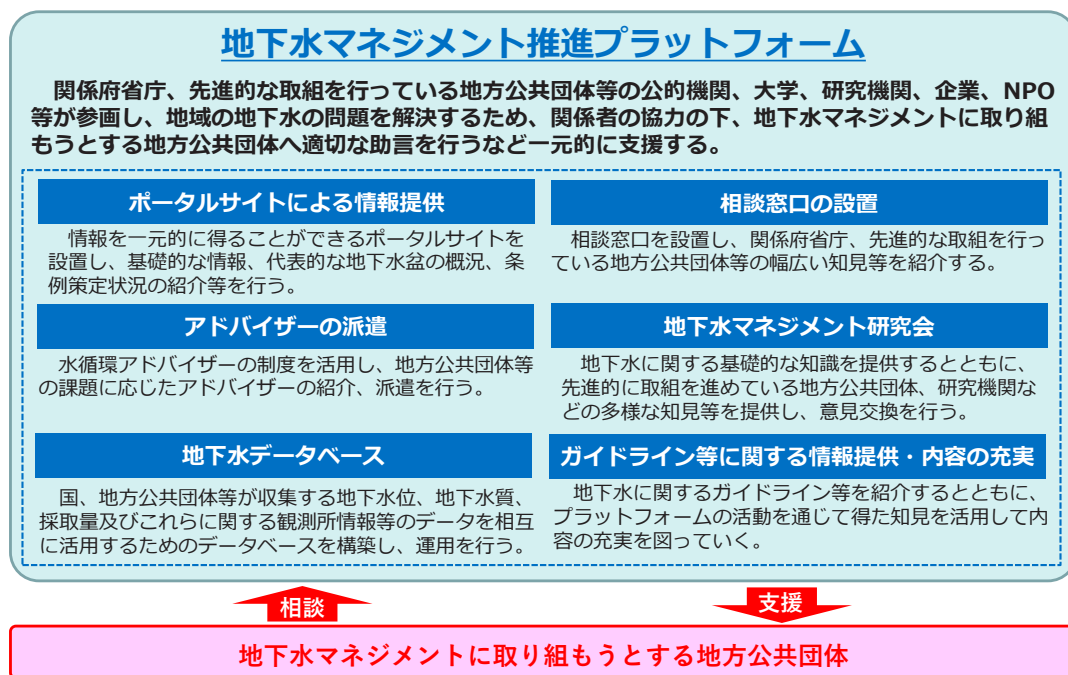
近年では、ミネラルウォーター生産量の拡大や、先端・次世代半導体製造工場や半導体関連企業の集積などによる企業の積極的な地下水利用や災害時の利用など多面的な地下水利用が広がっている。また、地下水や湧水を保全・復活させるとともに、地域の文化や地場産品と組み合わせることにより、地下水や湧水を観光振興や特産品（ブランド化）に活用する新たな動きも見られるようになっている。

このように、地下水に対するニーズが多様化する中で、地下水の適正な保全と利用に着目した総合的な地下水管理・利用の在り方、すなわち地下水マネジメントの取組がますます重要となってきた。

なお、地下水マネジメントに取り組む地域の悩みは、地下水の賦存量と利用可能量の推定方法、地下水質の状況と改善方法といった技術的な部分のほか、地下水協議会運営、条例づくり、地下水を利用している個人、企業等への指導等のノウハウと多岐にわたる。

こうした地域の取組を支援していくため、「地下水マネジメント推進プラットフォーム²⁾」の活動（図表6）を進めている。この地下水マネジメント推進プラットフォームは、地域の地下水の問題解決に向け、関係府省庁、先進的な取組を行っている地方公共団体等の公的機関、大学、研究機関、企業、NPO等の協力の下、地下水マネジメント研究会の開催、相談窓口の設置、地下水協議会や条例等に関する先進事例などの情報を集約し一元的に提供するなどの活動を行っている。

図表6 「地下水マネジメント推進プラットフォーム」の活動



資料）内閣官房水循環政策本部事務局

2 <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gmpp/index.html>

(1) 地下水に関する情報の収集、整理、分析、公表及び保存

地下水については賦存量や挙動が解明されていない部分が多いため、関係機関等の成果もいかながら、地域の実情に応じた観測、調査並びにデータの整備、保存及び分析を支援することとしている。

○ 地下水マネジメントを進める地域で観測、収集された地下水位、水質、採取量等のデータを、関係者が相互に活用することを可能とする「地下水データベース」（図表7）の運用及び普及を進めている。

図表7 「地下水データベース」の概要



資料）内閣官房水循環政策本部事務局

○ 地下水マネジメントに取り組む地方公共団体を支援するため、地下水に関する基礎的な知識を提供するとともに、多くの地方公共団体に共通する課題や、令和6年能登半島地震を踏まえた災害時の地下水利用について意見交換を行うことで、課題解決の方向性を見いだすことを

支援する「地下水マネジメント研究会」を令和7年度に3回開催した。

○ これから地下水マネジメントに取り組もうとしている地方公共団体に向けて地下水マネジメントの概略を記載したパンフレットを作成した。

○ 大規模災害時や渇水リスクの軽減という社会課題を踏まえ、研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE³）において戦略的イノベーション創造プログラム（SIP⁴）で開発された3次元水循環モデルを基に、モデル地域における地下水流動解析手法や地盤の詳細な物理特性を必要としない簡易モデルの開発を進めた。

(2) 地下水の適正な保全及び利用に関する協議会等の活用

地下水マネジメントを推進するため、関係者との連携・調整を行うための地下水協議会等の設置を支援することとしている。

○ 地下水協議会の設置を検討している地方公共団体の参考となるよう、地下水協議会の設置状況や種類等を地下水マネジメント推進プラットフォームのウェブサイトで公開している。令和7年10月時点では、34都道府県、329市区町村の合計363（20％）の地方公共団体が地下水協議会等を設置しており、地下水協議会等の種類は、地下水協議会（49団体）、地方公共団体の諮問等機関（83団体）、流域水循環協議会（102団体）、地下水利用対策協議会（103団体）、地盤沈下関係（26団体）など多様であった。

○ 地下水マネジメントに取り組もうとしている地方公共団体の参考になるよう、地下水協議会等による地下水マネジメントの取組状況を情報収集した。

3 BRIDGE：programs for Bridging the gap between R&D and the IDEal society（society 5.0）and Generating Economic and social value

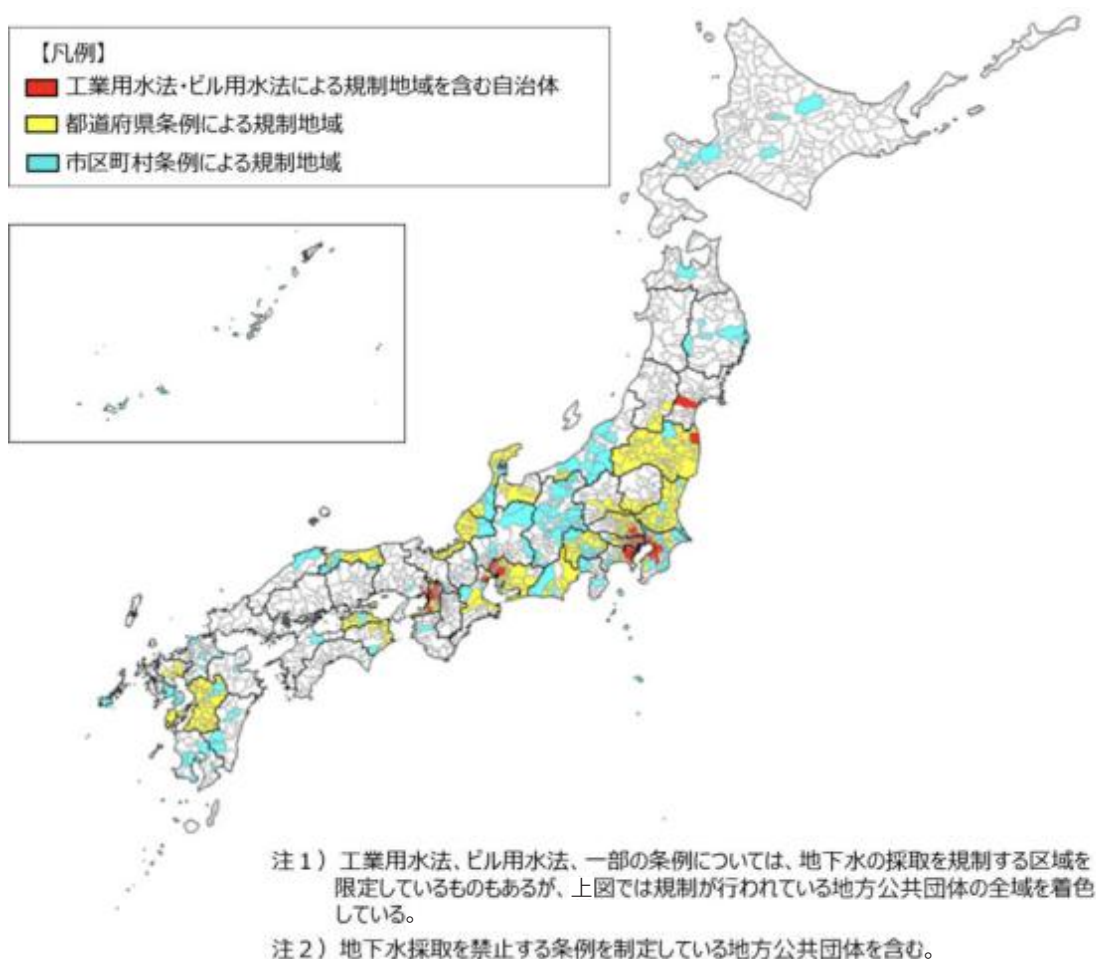
4 SIP：Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program

(3) 地下水の採取の制限その他の必要な措置

地下水の適正な保全及び利用を図るために地方公共団体が行う条例等による地下水の採取の制限やその他の必要な措置等を支援することとしている。

- 地下水採取を規制している条例等の制定状況及び外国人等による地下水採取事例について、全国の都道府県及び市区町村を対象に調査（令和7年10月時点）を実施した。その結果、地下水の採取を規制している条例は、26都府県236市区町村で269条例が制定されており、また外国人等による地下水採取の事例を把握している地方公共団体は、12団体、49件あった。なお、これらの調査結果は「地下水採取を規制している条例及び外国人等による地下水採取事例に関する調査結果」として取りまとめ、公表⁵した（図表8）。

図表8 法律・条例による地下水採取の規制状況（令和7年10月時点）



資料）内閣官房水循環政策本部事務局

- 関係府省庁が有する地下水に関する情報を地下水マネジメント推進プラットフォームのウェブサイトにおいて、一元的に公開するとともに、地下水マネジメントに取り組もうとする地方公共団体

5 https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/mizu_junkan/20251216_result.html

の参考になるよう、地下水に関する情報、先進的な取組事例を公開している。

- 地下水の挙動や賦存状況の把握、効果的な保全対策等の目的に応じて、水循環アドバイザーの紹介及び派遣を行い、関係地方公共団体が助言を受ける機会を設けるなど、地下水マネジメントが推進されるよう支援を行った。

(4) 代替水源としての地下水の活用

令和6年能登半島地震において、被災直後に生活用水の確保が課題になる中、被災地の一部では地下水等が活用されるなど代替水源の重要性が再認識されたことを踏まえ、災害時における地下水等の有効活用（写真2）を推進している。

- 災害時における代替水源としての地下水等の活用を推進していくため、「災害時における地下水等活用推進に向けた有識者会議」（写真3）での議論等を踏まえて令和7年3月に策定した「災害時地下水利用ガイドライン～災害用井戸・湧水の活用に向けて～」（図表9）を令和7年12月に新設井戸の整備に関する考え方も含めて改訂し、地下水マネジメント推進プラットフォームのウェブサイトで公開⁶するとともに地方公共団体向けの説明会を開催した。
- 地下水データが少ない地域を対象に大規模災害時に備えた災害用井戸等による代替水源確保に向けた取組を開始した。
- 地方公共団体の地域防災力の向上を図るため、災害用井戸の活用を促すパンフレットを作成した。
- 全国の市区町村における災害用井戸の取組を推進していくための基礎情報として活用し、災害時地下水利用ガイドライン策定を踏まえた確認事項、取組状況等を把握するため、令和7年12月から令和8年1月にかけて災害用井戸の実態調査を実施した。

写真2 井戸（地下水）の活用事例



令和6年能登半島地震発生後の井戸利用状況（石川県羽咋市提供）
資料）内閣官房水循環政策本部事務局

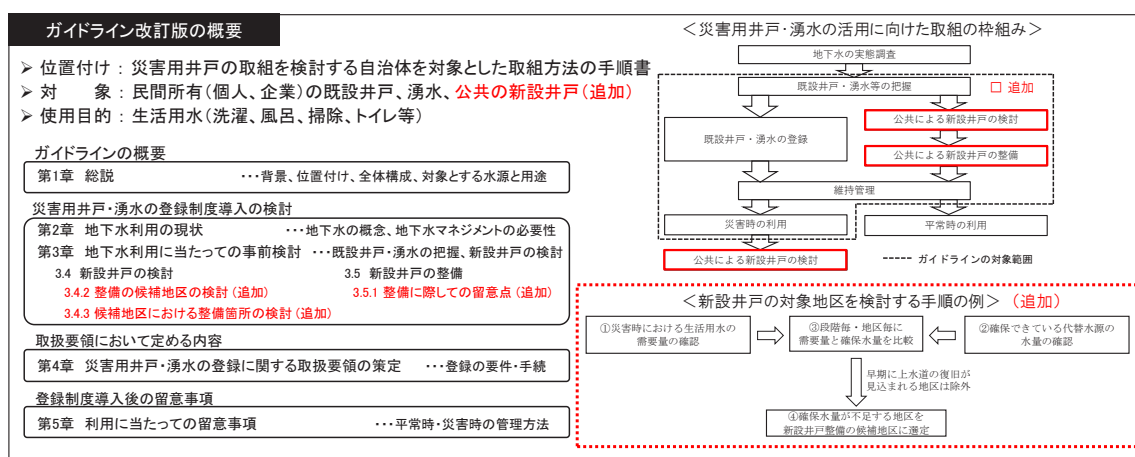
写真3 「災害時における地下水等活用推進に向けた有識者会議」の開催概況



資料）内閣官房水循環政策本部事務局

6 <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gmpp/guide/laws/law02.html>

図表 9 「災害時地下水利用ガイドライン～災害用井戸・湧水の活用に向けて～」改訂版の概要



資料）内閣官房水循環政策本部事務局

第3章 貯留・^{かんよう}涵養機能の維持及び向上

健全な水循環を維持又は回復する上で、森林、河川、農地、都市等における水の貯留・^{かんよう}涵養機能の維持及び向上を図ることは不可欠である。

(1) 森林

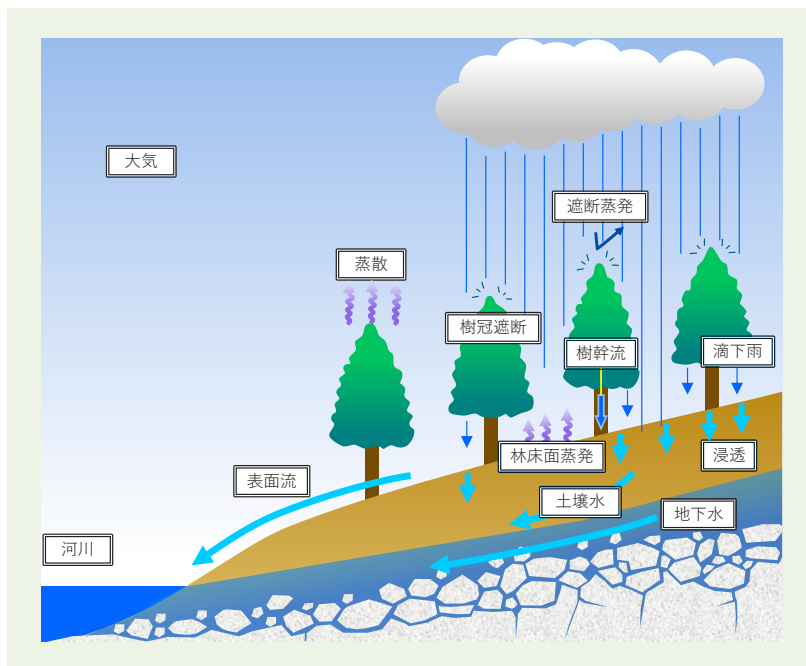
我が国は、国土の約3分の2を森林が占める世界でも有数の森林国である。森林は、降水を樹冠や下層植生で受け止め、その一部を蒸発させた後、土壌に蓄える。森林土壌は、多孔質の構造となっており、その隙間に水を蓄え、徐々に地中深く浸透させて地下水として^{かんよう}涵養するとともに、水質を浄化する（図表10）。水資源の貯留や水質の浄化、洪水の緩和等、森林の水源^{かんよう}涵養機能を将来にわたって持続的に発揮させるためには、樹木の樹冠や下層植生が発達するとともに、水を蓄える隙間に富んだ浸透能力及び保水能力の高い森林土壌が形成される必要がある（写真4）。

さらに、森林は大気中の二酸化炭素を吸収して炭素を貯蔵するとともに、生産した木材を建築物等で利用することで炭素が長期間貯蔵される。このように、森林はカーボンニュートラル⁷の実現に寄与するとともに、災害の防止や健全な水循環の維持にも寄与している。

このような森林が持つ多面的機能を発揮させるため、「森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）」に基づく「森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）」や、「森林法（昭和26年法律第249号）」に基づく森林計画制度等により、主伐⁸後の再造林や間伐等を着実に実施するとともに、自然条件等に応じて、複層林化⁹、長伐期化¹⁰、針広混交林化や広葉樹林化等により多様で健全な森林へ誘導するなど、計画的かつ適切な森林整備を推進しており、併せて森林資源の循環利用に向けた木材需要の拡大等の取組を推進している。

○ 水源^{かんよう}涵養機能を始めとする森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、「森林法」に規定する森林計画制度に基づき、地方公共団体や森林所有者等に対し指導、助言等を行い、体系的かつ計画的な森林の整備及び保全の取組を推進した。また、「森林経営管理法（平成30年法

図表10 森林内における水の動き（水源^{かんよう}涵養機能）



資料）国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所

7 令和2年10月の「2050年カーボンニュートラル宣言」以降、閣議決定文書において「カーボンニュートラル」との用語を用いる例が多数であることから、水循環基本計画において、原則は「カーボンニュートラル」との用語を用いており、本白書においても同様の扱いとする。なお、国際的な文脈では、「ネット・ゼロ」と表現することが一般的であるが、両者の基本的な意味は同じという認識の下、「カーボンニュートラル」との用語を用いている。

8 次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。

9 針葉樹一斉人工林を帯状、群状等に択伐し、その跡地に人工更新等により複数の樹冠層を有する森林を造成すること。

10 従来の単層林施業が40～50年程度以上で主伐（皆伐等）することを目的としていることが多いのに対し、これのおおむね2倍に相当する林齢以上まで森林を育成し主伐を行うこと。

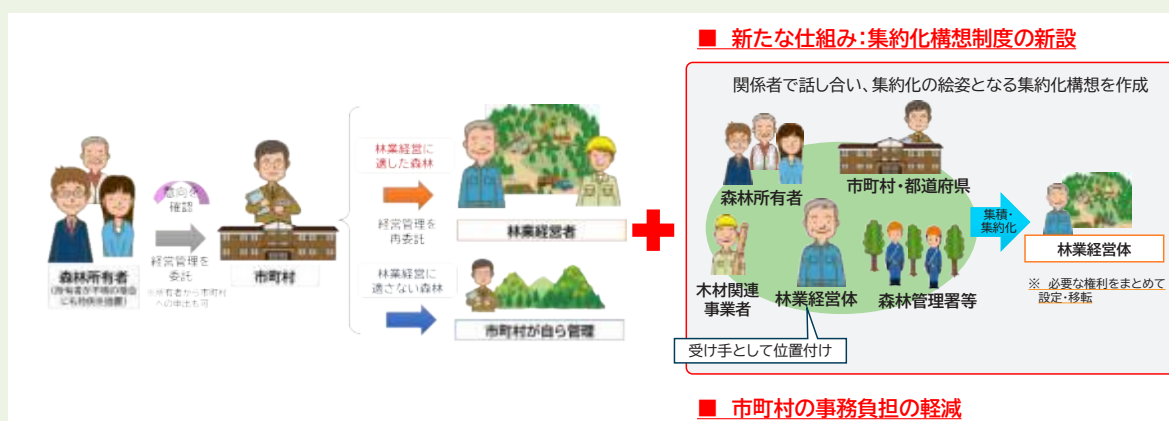
写真4 下層植生が乏しい人工林(左)と下層植生が発達した人工林(右)



資料) 林野庁

律第35号)」に基づき、経営管理が適切に実施されていない森林について、森林所有者から市町村等へ経営管理を委託する森林経営管理制度を推進した。さらに、令和7年5月に「森林経営管理法」が改正され、経営管理の集積・集約化の受け手となる林業経営体など地域の関係者が森林の経営管理の将来像を共有し森林資源の循環利用を進める新たな仕組みの創設や、市町村の事務負担の軽減などの措置が講じられた(令和8年4月施行)(図表11)。

図表11 森林経営管理制度の概要



資料) 林野庁

- 民有林において、森林整備事業等により、路網¹¹の整備や、施業の集約化を図りつつ行う間伐や主伐後の再生林を推進した(写真5)。所有者の自助努力では適正な整備ができない奥地水源林等について、公的主体による間伐等を実施するとともに、国有林においても、国自らが間伐等を実施するなど、適切な森林の整備及び保全を推進した。適切な森林の整備及び保全を進めるためには、森林所有者の把握が重要であり、これに向けた取組として、「森林法」により、平成24年度から、新たに森林の土地の所有者となった者に対しては、市町村長への届出が義務付けられている。こう

11 森林施業等の効率化のため、林道と森林作業道を適切に組み合わせたもの。

した情報を用いて、平成22年度から外国法人等による森林取得について調査を行っており、令和6年における外国法人等による森林取得の事例は、85件、382haとなっている。

- 森林の水源涵養機能^{かんよう}などの持続的な発揮を図るため、それら機能の発揮が特に要請される森林については保安林に指定するなど、保安林の配備を計画的に推進するとともに、伐採、転用規制などの適切な運用を図った。これら保安林等においては、治山施設の設置や森林の整備等を行い、浸透・保水能力の高い土壌を有する森林の維持・造成を推進した。保安林以外の民有林については、林地開発許可制度を通じ、森林の土地の適正利用を確保した。

- 豊富な森林資源の循環利用を図り、山村地域の活性化を推進するため、直交集成板（CLT¹²）を始めとした木質部材や木質バイオマス利用などの新たな木材需要の創出や、国産材の安定供給体制の構築、建築用木材の国産材製品への転換、林業・木材産業の担い手の育成・確保といった林業・木材産業の成長産業化に係る取組に加えて、特用林産物、広葉樹、ジビエ等の地域資源の付加価値向上に係る取組を推進した。さらに、森林空間の利用といった地域資源の活用促進に係る取組を推進した。

(2) 河川等

気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者等が主体となっていく治水事業等を強力に推進するとともに、あらゆる関係者が協働して、流域全体でハード・ソフト一体となった対策を総動員する「流域治水」を推進している（図表12）。

- 河川の水量について、河川整備基本方針等において河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持に関する事項を定めている。また、ダム等の下流の減水区間¹³における河川流量の確保や、平常時の自然流量が減少した都市内河川に対し下水処理場の再生水の送水等を行い、河川流量の維持に取り組んだ。
- 市街化の進展に伴う降雨時の河川、下水道への流出量の増大や浸水するおそれがある地域の人口、資産等の増加に対応するため、河川、下水道等の整備を行った。くわえて、流域の持つ保水・遊水機能を確保し、多発する大雨や短時間強雨による浸水被害を軽減するため、調整池等の整備により雨水を貯めることや、特に都市の内水対策として浸透ますや透水性舗装等の整備により雨水をしみ込ませて流出を抑えること等を適切に組み合わせ、流域が一体となった浸水対策を推進するとともに、新世代下水道支援事業制度により、貯留浸透施設等の整備を促進した。
- 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）（流域治水関連法）」に基づき、貯留機能保全区域の指定等の流域が持つ貯留機能等を活用した治水対策の検討を推進した。

写真5 森林整備（間伐）の様子



資料）林野庁

12 CLT：Cross Laminated Timber

13 取水により、河川の取水地点から下流の放流地点までの河川流量が減少する区間。

図表12 あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の概要



資料) 国土交通省

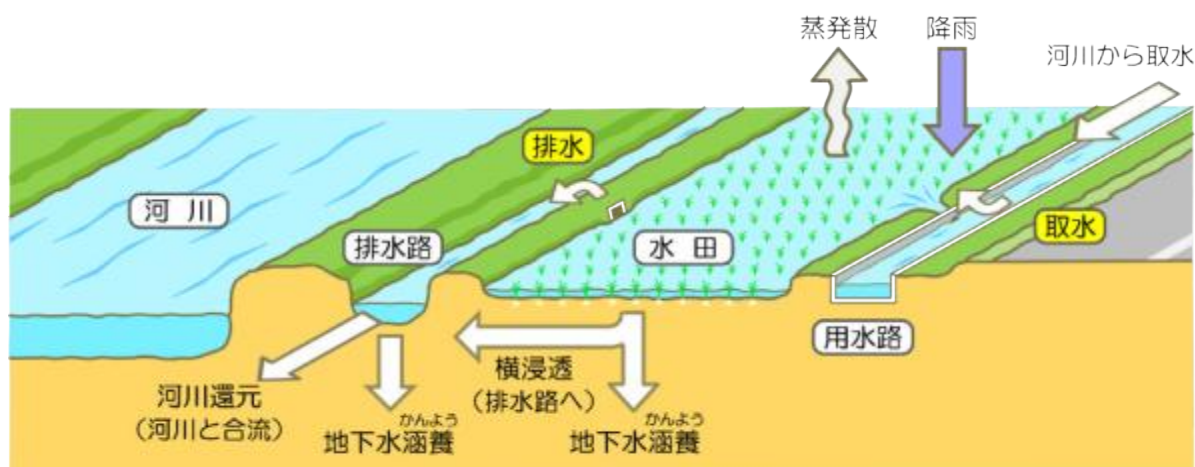
(3) 農地

我が国の農地面積は、令和7年時点で約424万haとなっており、国土面積約3,780万haの約11%を占める。農地は、農業が営まれることにより様々な機能を発揮しており、畦畔^{けいはん}に囲まれている水田や水を吸収しやすい畑の土壌は、雨水を一時的に貯留して、時間を掛けて徐々に流下させることによって洪水の発生を軽減させるという機能を有している。

農業・農村は、食料を供給する役割だけでなく、その生産活動を通じ、国土の保全、水源の涵養^{かんよう}、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、様々な役割を有しており、その役割による効果は、地域住民を始め国民全体が享受している。水田等に利用されるかんがい用水や雨水の多くは、地下に浸透することで、下流域の地下水を涵養^{かんよう}する一助となっている。涵養された地下水は、再び下流域で生活用水や工業用水として利用される（図表13）。

- 健全な水循環の維持又は回復にも資する農地の有する多面的機能を十分に発揮するため、安定的な農業水利システムの維持・管理、農地の整備・保全、農村環境や生態系の保全等の推進に加え、地域コミュニティが取り組む共同活動等への支援など、各種施策や取組を実施した。

図表13 農業用水における水循環の概念図



資料) 農林水産省

(4) 都市

都市化の拡大による地表面の被覆化は、雨水の地下への浸透量を減少させ、湧水の枯渇、平常時の河川流量の減少とそれに伴う水質の悪化、洪水時の河川流量の増加をもたらすおそれがある。そのため、各地で様々な貯留・涵養機能の維持及び向上のための取組がなされている。

地下水涵養機能の向上や都市における貴重な貯留・涵養能力を持つとともに、気温上昇の抑制や良好な景観形成など多様な機能を有するグリーンインフラとして、多様な主体の参画により、緑地等の保全と創出、民間施設や公共公益施設の緑化を図っている。

また、民間の都市開発や土地利用等において、土壌や浸透性舗装等の効果も活用した雨水貯留浸透施設の設置を促進する等、雨水の適切な貯留・涵養を推進することで、浸水被害の軽減を図るとともに、水辺空間の創出などの取組を推進している。

こうした背景を踏まえ、平成27年に「下水道法（昭和33年法律第79号）」が改正され、民間の協力を得ながら浸水対策を推進することを目的に浸水被害対策区域制度を創設した。この浸水被害対策区域においては、民間事業者等の雨水貯留施設の設置を促進するため、平成27年度にその整備費用の支援を受けることができる制度等を創設した。さらに、令和3年の「下水道法」改正により浸水被害対策区域において雨水貯留浸透施設整備に係る計画の認定制度が創設され、より一層の整備費用の支援を受けることが可能となった。

○ 緑豊かな都市の実現を目指し、令和6年12月には改正「都市緑地法（昭和48年法律第72号）」に基づく「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（令和6年12月）（緑の基本方針）」を策定した。そのほか、市町村が策定する緑の基本計画等に基づく取組に対して、財政面・技術面から総合的に支援を行い、多様な主体の参画の下、都市における貴重な貯留・涵養機能など多様な機能を有するグリーンインフラとして、緑地等の保全と創出、民間施設や公共公益施設の緑化を図った。

○ 「グリーンインフラ創出促進事業」では、防災・減災に資するグリーンインフラ関連技術や定量的な効果のモニタリング技術のフィールド実証支援を開始している。令和7年度は、緑地・森林管理の影響や衛星画像データ・AIを活用した緑地等の評価など、地域におけるグリーンインフラの

社会実装による効果の見える化を図った。

- 令和３年の「下水道法」改正により浸水被害対策区域における雨水貯留浸透施設整備に係る計画の認定制度を創設し、地方公共団体による浸水被害対策区域の指定等を促進するとともに、民間等による雨水貯留施設等の整備を促進し、流出抑制対策を推進した。

(5) その他

- 令和2年3月に設立した「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」において、多様な主体の知見やノウハウを活用して、グリーンインフラの社会的な普及、技術に関する調査・研究、資金調達手法の検討等を進めた。具体的には、グリーンインフラに関連する技術・評価手法等を「グリーンインフラ技術集（令和7年3月版）」として公表した。さらに、地方公共団体がグリーンインフラ関連制度を活用するための「令和7年度版グリーンインフラ支援制度集」を同年4月に公表したほか、グリーンインフラに取り組む経済的なメリット等を示した「グリーンインフラに関するファイナンスガイドライン（中間とりまとめ）」を令和8年3月に公表した。
- グリーンインフラの更なる実装に向けて、「グリーンインフラ推進戦略2023（令和5年9月）」を全面改定し、新たに「グリーンインフラ推進戦略2030（令和8年1月）」を策定した。本戦略ではグリーンインフラの定義や効果、特徴などの概念的な整理を行ったほか、「グリーンインフラの活用が当たり前の社会」の実現に向けた分野横断的な環境整備策と社会課題解決に向けたグリーンインフラを実装する国土交通省の個別事業等を体系的に整理し、全体の方向性を提示した（図表14）。

図表14 「グリーンインフラ推進戦略2030」(令和8年1月)



資料) 国土交通省

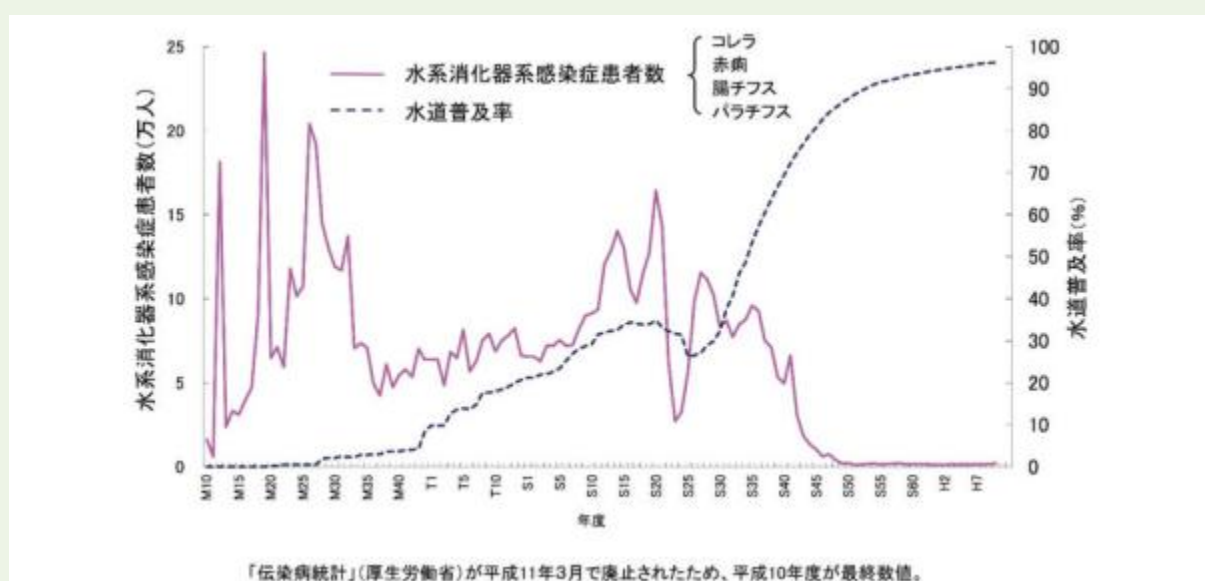
第4章 水の適正かつ有効な利用の促進等

(1) 安定した水供給・排水の確保等

ア 安全で良質な水の確保

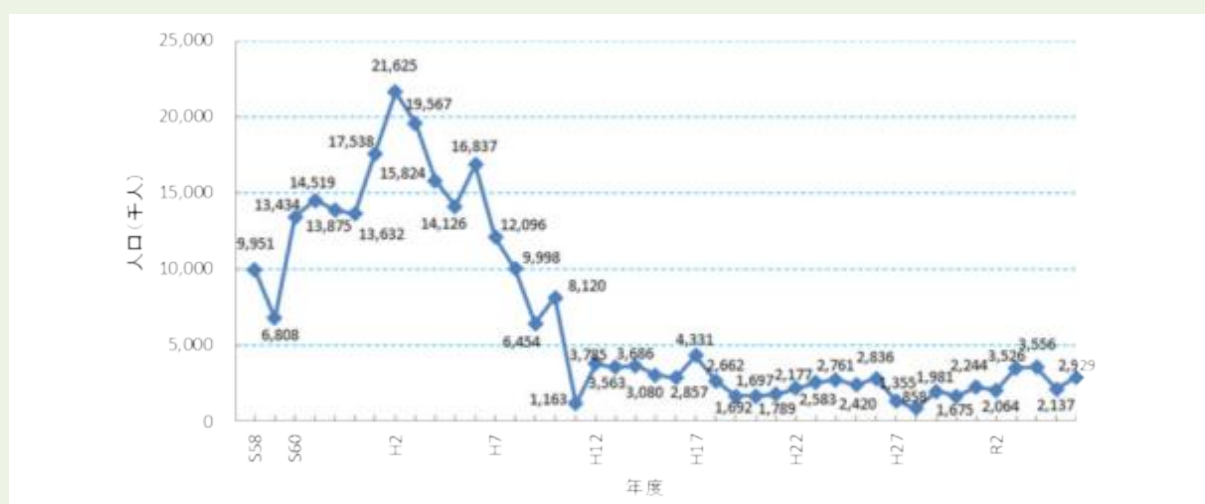
飲み水の質を改善する取組は水道行政、水道事業の根幹を成すものであり、明治維新後の黎明期^{れいめい}から営々とその努力が積み重ねられ、コレラや赤痢などの感染症を早い時期に激減させ、全国に安全な水を安定的に供給する体制を構築するに至っている（図表15）。平成2年度にピークの約2,200万人に達したカビ臭等による異臭味被害対象人口は、オゾン処理技術などの高度処理技術の導入や水質管理の向上等により減少し、令和6年度は300万人程度であった（図表16）。

図表15 水道普及率と水系消化器系感染症患者の推移



資料) 環境省

図表16 水道における異臭味被害の発生状況の推移



資料) 環境省

今後とも、安全・安心でおいしい水への要請に応えていくため各水道事業者等による一層の取組が期待されている。

- 水道事業者等が安全で良質な水道水を常に供給できるようにするため、世界保健機関（WHO）が提唱している「水安全計画」の策定又はこれに準じた危害管理の徹底を促進するとともに、自然災害や事故に起因する水道水源等の汚染に係る事例・科学的知見の収集により水質事故等を想定した水道水質の安全対策の検討を行い、水道水源から蛇口に至るまでの一体的なリスク管理を推進した。
- 公共用水域の水質保全を図るため、工場等への排水規制を引き続き実施した。また、地下水汚染の未然防止を図るため、平成23年の「水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）」の改正により設けられた地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存を義務付ける規定等の施行に引き続き努めた。
- 「土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）」に基づき、土壤の特定有害物質による汚染の管理等を行うことにより、土壤汚染に起因する地下水汚染の防止を図った。
- 「農薬取締法（昭和23年法律第82号）」に基づき、農薬の環境影響に係るリスクの評価及び管理を行うことにより、農薬使用に起因する公共用水域の汚染防止を図った。
- 化学物質排出移動量届出制度（PRTR制度¹⁴）の対象となる事業所からの公共用水域への化学物質の排出量等の届出を集計し、公表¹⁵を行った。
- PFOS¹⁶、PFOA¹⁷等について、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価等を踏まえて令和7年6月に水道水の水質基準化、健康影響等に関する調査・研究、リスクコミュニケーションの促進など、安全・安心のための取組を進めた。
- 水道事業者等に対し、水道水におけるPFOS及びPFOAについて、令和7年12月に水質基準に準じた検査等の実施に努めるよう要請を行った。
- 令和8年4月1日からPFOS及びPFOAが水道水の水質基準項目に追加されることから、水道水においてPFOS及びPFOAが暫定目標値を超えて検出された場合は、令和6年度に公表した「水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例について」（図表17）を参考に水道事業者等が濃度低減化措置等の適切な対応を講ずるよう要請を行うなど、水道事業者等において適切な対応が速やかになされるよう、参考となる情報提供等による技術的支援を行った。
- 異臭味被害等に係る対策や、水源水質の変動の影響を受けにくい水供給システムの構築を推進するため、水道事業者等が実施する高度浄水処理施設等の整備に対する財政支援を行った。
- 持続的な汚水処理システムの構築に向け、下水道、農業集落排水施設及び浄化槽のそれぞれの有する特性、経済性等を総合的に勘案して、効率的な整備・運営管理手法を選定する都道府県構想に基づき、適切な役割分担の下での生活排水対策を計画的に実施した。
- 湖沼などの公共用水域へ排出される農業用排水の水質保全を図るため、水生植物等有する自然浄化機能の活用や浄化水路等の整備を実施した。
- 「森林法」等に基づき、水源涵養機能^{かんよう}の発揮が特に要請される森林については保安林の指定を推進するとともに、浸透・保水能力の高い土壌を有する森林の維持・造成を図るため、間伐、造林等の森林整備や治山施設の設置などを総合的に推進した。
- 雨水の適切な利用を促進するため、「令和7年度雨水利用に関する自治体職員向けセミナー」を^{あまみず}^{あまみず}

14 PRTR制度：Pollutant Release and Transfer Register制度。「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）」により、平成11年に制度化。対象となる事業者は対象化学物質の環境中への排出量や事業所外への移動量の届出を行い、国は届出対象外の排出量の推計結果と併せて届出事項の集計結果を公表する。

15 <https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

16 ペルフルオロオクタンスルホン酸

17 ペルフルオロオクタン酸

図表17 水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例について

応急的対応

水質検査の強化による 検出状況の把握	既存の他の水源からの 取水への切替え等	既存の浄水処理施設の 浄水処理の強化	住民への周知、 飲用制限措置等
●水道原水、浄水場 出口、給水栓で水 質検査を実施し、状 況を把握	●濃度の高い水源か らの取水を停止し、 他の水源からの取水 に切替え	●粉末活性炭の投入 ●粒状活性炭の交換	●ウェブサイト掲載やマ スコミへの情報提供 ●地域の自治会長等 へ説明 等

中期的対応

定期的な水質検査の 継続による把握	新たな水道水源への 切替え等	施設整備を伴う 浄水処理の強化	住民への周知、 環境部局との連携等
●水質検査を継続的 に実施し水質を監 視	●新たな井戸の掘削 ●他系統との連絡管 の整備 ●水道用水供給事 業から受水するため の施設整備	●浄水処理フローを変 更し、粒状活性炭に よる処理を実施 ●高機能な粒状活性 炭の導入	●検査結果や対応の ウェブサイト掲載 ●関係部局（環境 部・保健所等）によ る連絡調整会議の 設置・開催 等

資料) 国土交通省

開催し、地方公共団体及び民間団体の雨水利用の取組事例を周知し、利用を推進した。

- 地下水マネジメントに取り組む地方公共団体を支援するため、地下水に関する基礎的な知識を提供するとともに、多くの地方公共団体に共通する課題や、令和6年能登半島地震を踏まえた災害時の地下水利用について意見交換を行うことで、課題解決の方向性を見いだすことを支援する「地下水マネジメント研究会」を令和7年度に3回開催した。【再掲】第2章(1)地下水に関する情報の収集、整理、分析、公表及び保存

イ 持続可能な上下水道の機能の確保

人口減少やインフラの老朽化が進む中、強靱で持続可能な上下水道の機能を確保するため、上下水道施設等の再編や官民連携、DX技術の導入、複数の地方公共団体による事業運営の一体化等、上下水道事業の効率化・高度化を図ることで基盤強化を推進する。このうち、上下水道施設等の再編については、地域の実情や災害時の迅速な復旧の観点等を考慮し、集約型システムと分散型システムのベストミックスを進める。くわえて、カーボンニュートラルの視点で、施設配置の最適化（上流からの取水等）による省エネルギー化も推進する。

令和6年11月に発足した「上下水道政策の基本的なあり方検討会」では、これらの上下水道事業の基盤強化に向けた方向性等について議論を進めており、令和8年1月に「第2次とりまとめ」を行った。引き続き幅広い観点から議論を深め、2050年の社会経済情勢を見据えた将来の上下水道政策の大きな方向性を取りまとめることとしている。

- 「PPP/PFI推進アクションプラン（令和7年改定版）（令和7年6月4日民間資金等活用事業推進会議決定）」の中では、「分野横断型・広域型のウォーターPPPの形成に取り組む地方公共団体を積極的に支援する。」ことが示されている。
- 令和5年度から、「水の官民連携」（ウォーターPPP）を導入しようとする地方公共団体への検討費用の補助を行っており、特にコンセッション方式、分野横断型・広域型に対しては上限額の引上

げ等のインセンティブを設定しているところ、当該支援措置を令和7年度も引き続き実施した。

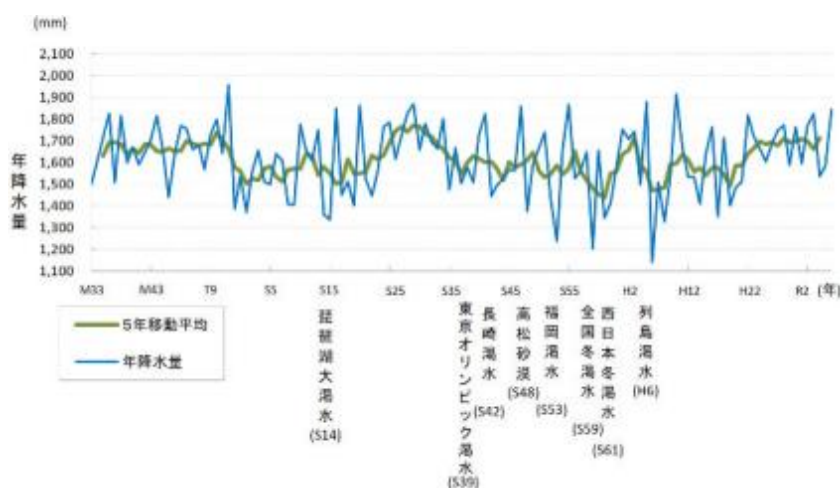
- 令和6年度から、上下水道一体の「水の官民連携」（ウォーターPPP）内の改築・更新等整備費用に対する国費支援の重点配分を実施しており、当該支援措置を令和7年度も引き続き実施した。
- 「水分野のPPP/PFI（官民連携）推進会議」（官民連携推進会議）を開催し、先進的な地方公共団体からの事例紹介、国からの情報提供、官民のマッチング等を実施した。
- 「水の官民連携」（ウォーターPPP）に関する知識、経験、熱意を有する地方公共団体等の職員等を登録し、その知見・ノウハウを活用することを通じて、上下水道の事業・経営の持続性の向上に寄与することを目的とした「上下水道ウォーターPPPマイスター制度」を創設した。
- 「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン」について、主に官民のリスク分担や分野横断型・広域型に関する記載を拡充するため、「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン策定検討委員会」を開催し改訂内容を審議した。
- 上下水道施設等の再編による事業の基盤強化及び省エネルギー化を推進するため、先行モデル流域において、水道事業者と河川管理者等との調整が行われている。また、他の流域へ水平展開するため、先行モデル流域の検討結果を参考に省エネ・コスト縮減効果評価手法の確立を行うとともに、再編時の課題整理及び解決方策の検討を行った。

ウ 危機的な渇水への対応

我が国は、1970年代から2000年代まで、年降水量の変動が比較的大きかったこともあり、少雨の年を中心に渇水の影響を受ける地域が多かった。高度経済成長期以降、都市部への急速な人口集中に伴い、水需給が切迫した状況にあったことから、断水を起こさないような水供給システムの改善と関係者の不断努力によって全国的に水インフラの整備を進め、この結果、全国の水資源開発施設の整備は一定の水準に達しつつある。しかしながら、一部の施設は整備中であり、また、無降水日の増加や積雪量の減少等の要因により、水資源開発施設の整備が計画された時点に比べてその供給可能量が低下する等の不安定要素が顕在化しており、近年も全国各地において取水が制限される渇水が発生している（図表18）。

さらに、今後の地球温暖化などの気候変動の影響により、地域によっては水供給の安全度が一層低下する可能性があることも踏まえて、異常渇水等により用水の供給が途絶するなどの深刻な事態を含

図表18 我が国の年降水量（51観測地点）の経年変化と渇水の発生状況



資料）国土交通省

め、より厳しい事象を想定した危機管理の準備をしておくことが必要である。そのためには、水資源開発施設の適切な整備、機能強化に加え、渇水による被害を防止・軽減するための対策をとる上で前提となる既存施設の水供給の安全度と渇水リスクの評価を行い、国、地方公共団体、利水者、企業、住民などの各主体が渇水リスク情報を共有し、協働して渇水に備えることが必要である。このため、危機的な渇水を想定し、渇水被害を軽減するための対策等を時系列で整理した行動計画である「渇水対応タイムライン」の策定を推進している。

従来の需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へと、7水系（利根川水系、荒川水系、豊川水系、木曽川水系、淀川水系、吉野川水系及び筑後川水系）6計画の水資源開発基本計画の抜本的な見直しを随時進めている。これにより、危機的な渇水が発生した場合においても、国民生活や経済活動に重大な影響を生じさせない必要最低限の水を確保することなどを新たな供給の目標に追加し、既存施設の徹底活用を基本戦略としたハード対策と必要なソフト対策を一体的に推進している。令和8年3月末時点において、利根川水系、荒川水系、豊川水系、淀川水系、吉野川水系及び筑後川水系の6水系5計画の見直しが完了している。木曽川水系については令和7年11月から見直しに着手している。

○ 令和7年は、東・西日本では記録的に早い梅雨明けとなり、東北日本海側と北陸地方の7月の降水量は、統計を開始した昭和21年以降の7月として最も少ない記録となり、新潟県や東北地方の一部の地域において渇水が深刻化している状況を踏まえ、令和7年7月30日に「国土交通省渇水対策本部」を設置した。同月31日には「渇水対策関係省庁会議幹事会」を開催し、渇水情報の共有及び意見交換を行った。さらに同日、「国土交通省渇水対策本部幹事会」を開催し、大臣指示事項及び渇水対策関係省庁会議結果について情報共有を行った。

また、全国各地の渇水情報を把握するとともに、各渇水対策協議会等の会議状況、ダム貯水率などをウェブサイト「渇水情報総合ポータル」に掲載¹⁸し、全国各地の渇水状況を広く共有した。

その後、農業用水による取水制限が行われている地域においてもかんがい期を終えることから、国土交通省は令和7年10月5日をもって「国土交通省渇水対策本部」を解散した。

○ 東日本の日本海側を中心に少雨となり、多くの地域において渇水・高温による水稻の生育等への影響が懸念されたことから、土地改良区等の農業水利施設の管理者は、限られた水資源を有効に活用するため、地区ごとに日替わりで配水する番水や用水の反復利用等に努めた。

また、農林水産省は渇水・高温対策本部を、国土交通省は渇水対策本部を設置した。本部設置以降、農林水産省は、(1) MAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイス・チーム）を19県に延べ240人・日派遣、(2) ポンプを8府県で延べ1,333台・日貸出し、給水車を4県で延べ29台・日手配、(3) 26府県（394市町村）で、応急ポンプや給水車の利用、番水等に係る諸経費の補助を行い、国土交通省は、ダムの最低水位以下の水の活用、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）等による排水ポンプ車を活用した用水の確保や水利使用許可制度の迅速かつ柔軟な運用等を行った。

このような中、水稻はおおむね順調に生育した。

○ 危機的な渇水を想定し、渇水被害を軽減するための対策等を時系列で整理した行動計画である「渇水対応タイムライン」の策定を推進している。「渇水対応タイムライン」は、渇水対策協議会等の関係者で情報と認識を共有し、策定されており、令和7年度は、新たに10水系で「渇水対応タイムライン」を公表¹⁹し、累計で42水系となった。

○ 令和7年11月から、木曽川水系の水資源開発基本計画の見直しに着手し、「国土審議会水資源開発分科会木曽川部会」において、新たに「流域総合水管理」を踏まえた審議を実施している。

18 https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizukokudo_mizsei_kassui_portal.html

19 https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_fr2_000041.html

(2) 災害への対応

ア 災害から人命・財産を守るための取組

熊本市内を流れる緑川では、緑川ダムによる洪水調節を行うとともに、「防災・減災、国土強靱化^{じん}のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）」、「防災・減災、国土強靱化^{じん}のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」などで河川整備を進めていたことにより、水位を約70cm低下させ、堤防天端まで約20cmのところまで越水を回避した。

このように防災・減災、国土強靱化^{じん}の取組は一定の効果を発揮している一方、令和7年8月から9月にかけての大雨などにより、九州地方や東北地方を中心に多くの中小河川で浸水被害等が生じている。さらに、今後の降雨量の増大も予測されており、一刻の猶予も許されない局面を迎えている（図表19）。

そのような中でも、国民の生命・財産・暮らしを守り抜くため、河川、ダム、砂防などの整備に加え、流域のあらゆる関係者が協働して、流域全体でハード・ソフト一体になった対策を総動員する「流域治水」の加速化・深化を図ることとしている。

土砂災害対策についても、気候変動による降雨特性の変化により将来顕在化・頻発化が懸念される地域ごとの土砂移動現象及び対策の検討・実施に必要な関係諸量（土砂量等）の調査・評価手法

図表19 我が国における近年の代表的な水害、土砂災害等

年月	災害名	被害の概要
令和3年7月	令和3年7月1日からの大雨	7月上旬から中旬にかけて梅雨前線が日本付近に停滞し、各地で大雨となった。7月1日から3日は、静岡県の複数の地点で72時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど、東海地方や関東地方南部を中心に大雨となった。7月7日から8日は、中国地方を中心に日降水量が300mmを超える大雨となった。7月9日から10日は、鹿児島県を中心に総雨量が500mmを超える大雨となった。7月12日は、1時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど、鳥根県や鳥取県を中心に大雨となった。 死者28名、行方不明者1名、住家の被害3,503棟の甚大な被害が広範囲で発生。 土砂災害発生件数267件（土石流等：28件、地すべり：8件、崖崩れ：231件）。特に静岡県熱海市伊豆山の逢初川で発生した大規模な土石流により、人的被害、住家被害等の極めて甚大な被害が発生。 29水系60河川で氾濫や河岸侵食等による被害が発生。 高速道路等12路線12区間、直轄国道6路線9区間、都道府県等管理道路64区間で被災が発生。
令和4年8月	令和4年8月3日からの大雨	8月3日から中旬にかけて、前線等の影響により各地で大雨となり、北海道地方、東北地方、北陸地方を中心に記録的な大雨となった。8月3日から4日には複数の地点で24時間降水量が観測史上1位の値を更新した。特に新潟県と山形県では複数の線状降水帯が発生したことなどにより、解析雨量による総雨量が600mmを超える記録的な大雨となった。 死者2名、行方不明者1名、住家7,415棟の甚大な被害が広範囲で発生。 土砂災害発生件数206件（土石流等：89件、地すべり：14件、崖崩れ：103件） 51水系132河川で氾濫による被害が発生。 高速道路等14路線28区間、直轄国道12路線16区間、都道府県等管理道路60区間で被災による通行止めが発生。
令和5年6月から7月まで	令和5年6月29日からの大雨	6月28日以降、梅雨前線が日本付近に停滞し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で前線の活動が活発となり、各地で大雨となった。6月28日から7月16日までの総降水量は、大分県、佐賀県、福岡県で1,200mmを超えたほか、北海道地方、東北地方、山陰及び九州北部地方（山口県を含む。）で7月の平均の月降水量の2倍を超えた地点があった。 死者13名、行方不明者1名、住家7,910棟の被害が広範囲で発生。 国管理河川では6水系9河川、道県管理河川では38水系113河川で氾濫が発生したほか各地で内水氾濫も発生。 土砂災害は九州・中国・北陸地方を始め、各地で397件が発生（土石流等：29件、地すべり：9件、崖崩れ：359件）。 高速道路6路線20区間、直轄国道3路線5区間、都道府県管理道路333区間で被災通行止めが発生。
令和6年9月	令和6年9月20日からの大雨	秋田県では9月20日明け方、石川県では9月21日午前中に線状降水帯が発生し、21日に輪島市、珠洲市及び能登町に大雨特別警報が発表された。石川県の多いところでは9月20日から22日までの総降水量が500mmを超え、9月1か月間の平均の降水量の2倍を上回るなど、北陸地方や東北地方の日本海側では記録的な大雨となった。 死者17名、重軽傷者47名、住家1,849棟の被害が発生。 県管理河川の21水系28河川で氾濫・2か所で堤防欠損を確認したほか、272件の土砂災害が発生。 水道施設については、最大5,216戸で断水が発生。 県道以上の道路で48か所の通行止めが発生したほか、港湾施設や都市公園においても被害が発生。
令和7年8月	令和7年8月6日からの大雨	8月6日から12日にかけて、日本付近に停滞した前線や前線上の低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため、北日本から西日本の広い範囲で大気の状態が非常に不安定な状況が続いた。各地で線状降水帯が発生し、8月6日から12日にかけての総降水量は、熊本県や福岡県では600mmを超えたほか、鹿児島県、新潟県、長崎県、長野県、石川県、山口県でも500mmを超え、ところによっては平均8月の月降水量の3倍を超える記録的な大雨となった。 死者8名、行方不明者1名、住家11,373棟の被害が広範囲で発生。 県管理河川の49水系67河川で氾濫・2か所で堤防決壊を確認したほか、244件の土砂災害が発生。 水道施設については、最大42,343戸で断水が発生。 高速道路3路線8区間、直轄国道5路線7区間、都道府県管理道路84区間で被災による通行止めが発生。

死者・行方不明者数、家屋の全半壊等、床上浸水数、住家の被害などは、消防庁ウェブサイト「災害情報一覧」（令和7年12月17日時点）から引用資料）国土交通省

の高度化等について検討しているところである。

さらに、住民避難を支援するための防災気象情報の改善等により地域防災力の強化を図っていく。

- 近年、気候変動の影響により水災害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化^{じん}の取組の加速化・深化を図る必要があることから、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」及び「第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）」として、重点的・集中的に必要な対策を講じた。
- 堤防整備や河道掘削、ダム、遊水地、砂防堰堤などの整備に加え、既存治水施設の能力向上、流域における貯留・浸透機能の向上、災害リスクを踏まえたまちづくりや住まい方の工夫、分かりやすい避難情報の提供など、あらゆる関係者による様々な手法を活用したハード・ソフト両面の対策が充実されるよう取組を推進した。
- 「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）」に基づき、令和7年度の出水期は、全国延べ41ダムにおいて事前放流を実施し、ダムの水位を低下させて大雨や台風などによる出水に備えた。
- 浸水範囲と浸水頻度の関係を示す「水害リスクマップ（浸水頻度図）」について、外水氾濫を対象とした水害リスクマップをウェブサイト²⁰に公開するとともに、内水氾濫も考慮した内外水統合型の水害リスクマップの作成を進めている。
- 「水害ハザードマップ作成チェックシート」について、種別（洪水、内水、高潮、津波）ごとに構成を見直し、参考事例を追加するなどの改訂を実施するとともに、全国の市町村に対して説明会を実施した。
- ハザードマップを活用し、一人一人の避難行動計画をあらかじめ策定しておく「マイ・タイムライン」の取組が更に拡大するように、講師やファシリテーター育成を目的とした研修会を開催した。
- 要配慮者利用施設において実効性のある避難体制が確保されるよう、施設における避難等に係る実態調査や都道府県・市町村職員向けの研修を実施した。
- 流域治水の機運醸成の取組として、過去の災害の教訓や今後の備えに対する理解を深めてもらうことで「災害リスクの自分事化」を図る「NIPPON防災資産」について、令和7年12月に第2回認定として、内閣府特命担当大臣（防災）及び国土交通大臣から10件（優良認定：6件、認定：4件）を新たに認定した。
- 梯川水系、円山川水系、加古川水系、名取川水系、高津川水系、菊川水系、土器川水系、大淀川水系、肝属川水系、北上川水系、鳴瀬川水系及び大分川水系について、河川整備の長期計画である河川整備基本方針を気候変動の影響による将来の降雨量の増大や、流域治水の観点も踏まえたものへと見直しを行った。
- 行政とマスメディアやネットメディア等が連携して、それぞれが有する特性をいかした対応、連携策を進める「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」の推進や、各地方における行政やメディアによる「メディア連携協議会」において、関係者の連携策と情報共有方策を具体化した上で、河川の増水や氾濫への注意喚起を直接国民に呼び掛ける形での記者会見の実施など、情報提供の充実を図った。
- 自然生態系を基盤とした気候変動への適応や防災・減災を進めるため、令和5年3月に公表した生態系保全・再生ポテンシャルマップの作成・活用方法を示した「持続可能な地域づくりのための生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR²¹）の手引き」や全国規模のベースマップ²²を基に、地方

20 https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_pro/risk_map.html

21 Eco-DRR：Ecosystem-based Disaster Risk Reduction

22 <https://eadas.env.go.jp/eiadb/ebidbs/Service/About?title=EcoDRR>

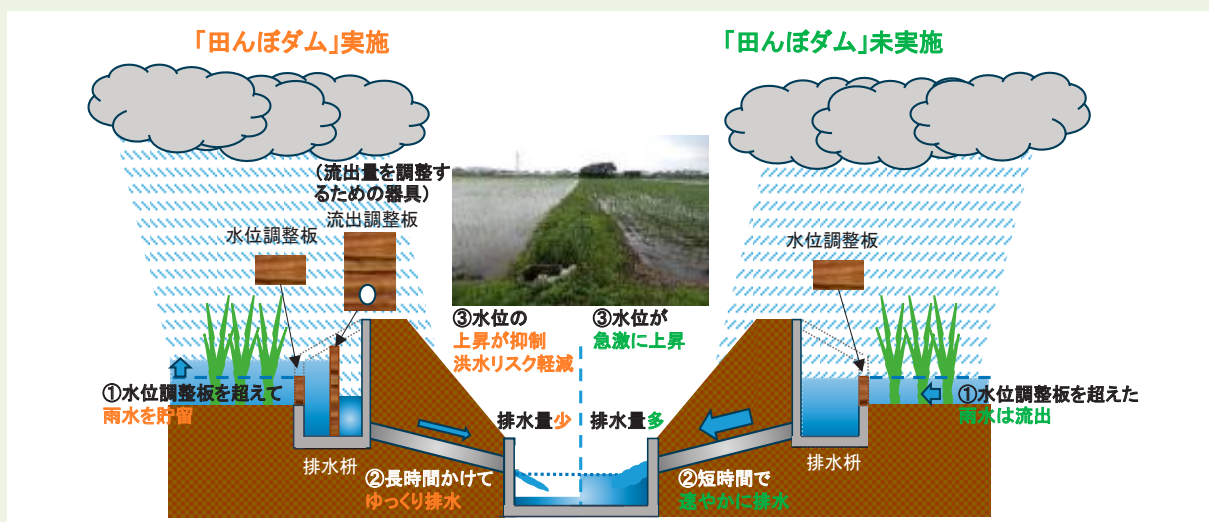
公共団体による計画策定等への技術的な支援を進めた。

- 山地災害に関しては、被害を未然に防止し、軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、地域の安全性の向上に資するため、治山施設を設置するなどのハード対策や、地域における避難体制の整備などのソフト対策と連携して、山地災害危険地区に関する情報を地域住民に提供するなどの取組を総合的に推進した。また、流域治水の取組と連携しつつ、森林整備や治山施設の設定等を行い、浸透・保水能力の高い土壌を有する森林の維持・造成や流木対策を推進した。
- 土砂災害は、住民の「いのち」を奪う可能性が高い災害であると同時に、土砂の堆積などにより復旧や復興に多くの時間と労力を要し、地域の社会生活や経済活動など「くらし」や「なりわい」に与える影響が大きな災害である。このため、豪雨などにより発生する土砂災害について、被害を最小限にとどめ地域の安全性の向上を図ることを目的として、砂防設備を整備することにより土砂・洪水氾濫や土石流及びこれらに伴う流木への対策を行うとともに、警戒避難体制の充実・強化等を行い、ハード・ソフト一体となった総合的な土砂災害対策を推進した。
- 農地・農業水利施設の有する雨水貯留機能や洪水調節機能等をいかした流域治水の取組として、水害が予測される際に、①事前に農業用ダムの貯水位を下げて洪水を一時的に貯留するための容量を確保する「事前放流」、②水田に雨水を一時的に貯留する「田んぼダム」、③農業用ため池への雨水の一時的な貯留、④農地への被害のみならず、市街地や集落の浸水被害も防止・軽減させる排水施設の整備等を推進した。
- このうち「田んぼダム」は、水田の落水口に流出量を抑制するための堰板等の器具を取り付けることで、水田に降った雨水を時間を掛けてゆっくりと排水し、水路や河川の水位の上昇を抑えることで、実施する地域の農地・集落や下流域の浸水被害リスクを低減することが可能であることから、「田んぼダム」の取組を拡大するため、地域の共同活動を支援するとともに、水田の貯留機能を向上する農地整備を推進した（図表20）（写真6）。
- 農家と非農家の混住化が進む農村地域では、近年の宅地化等による流域開発に伴う排水量の増加、集中豪雨の発生頻度の増加等により、農地のみならず家屋・公共施設等においても浸水被害の発生が懸念されることから、農業生産性の維持・向上と併せ、地域の防災・減災力を向上させるため、排水機場の老朽化対策等の農業水利施設の機能回復・強化を図った。
- 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）」に基づき、都道府県が策定した推進計画に沿って、防災重点農業用ため池の防災工事等の集中的かつ計画的な実施を推進した。
- 線状降水帯による大雨となる可能性について、全国を11地域に分けた「地方予報区」単位で呼び掛けてきたところ、令和6年5月からは、「地方予報区」をさらに細分化した府県単位で呼び掛けを行う運用を開始し、令和7年度も引き続き実施した。
- 受け手の立場に立ったシンプルで分かりやすい防災気象情報を検討した「防災気象情報に関する検討会」の最終取りまとめ²³（令和6年6月）を踏まえ、新たな防災気象情報を令和8年度出水期から運用開始できるよう、「気象業務法（昭和27年法律第165号）」及び「水防法（昭和24年法律第193号）」の改正や具体的な運用の検討など、所要の準備を進めた。
- 台風に対する事前対策や防災対応など、社会のニーズに応じた様々な時間スケールの台風情報や、個々の台風の特徴を伝えるきめ細かな台風情報について検討するため、令和6年9月から「台風情報の高度化に関する検討会」を計5回開催して多岐にわたって議論を行い、令和7年8月に本検討会の報告書を取りまとめて公表²⁴した。

23 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/shingikai/kentoukai/bousaishouhou/bousaishouhou_kentoukai.html

24 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/shingikai/kentoukai/taifuu/taifuu_kentoukai.html

図表20 「田んぼダム」を実施している水田の排水イメージ



資料) 農林水産省

写真6 「田んぼダム」の実例



資料) 農林水産省

- 気象庁防災対応支援チーム（JETT）を派遣するための気象台の体制を一層強化して、地方公共団体の災害対策本部会議等において気象の見通し等を説明することで救助・捜索活動を支援するなど、地方公共団体に対し、きめ細かに解説を実施するとともに、市町村や住民の防災気象情報等に対する理解促進の取組等を推進した。また、Web会議ツール等も活用して気象台の抱く危機感を地方公共団体へ伝えるなど、切れ目なく地方公共団体の支援に取り組んだ。
- 各地の気象台が実施する地域の防災力向上を支援する取組について、地域における様々な主体との連携の在り方を始め、取組の充実・改善の方向性について検討するため、令和7年6月から「地域における気象防災業務に関する検討会」を計5回開催し、令和8年1月に報告書を取りまとめて、公表²⁵した。

イ 大規模災害時等における水供給・排水システムの機能の確保等

社会インフラは国民生活及び産業活動を支える重要な基盤であり多岐にわたるが、例えば水インフラにおいて、令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震などの大規模災害時には、施設の被災や

25 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/shingikai/kentoukai/R7tiikibosai_kentoukai/R7tiikibosai_kentoukai.html

エネルギー供給の停止に伴う水供給施設の広域かつ長期の断水や、污水处理施設の機能停止が発生する等、脆弱性が顕在化した。

さらに、今後想定される大規模な災害の発生に際しては、水インフラが被災して、復旧に要する期間が長期化した場合、水供給や排水処理に甚大な支障を来し、その結果、より深刻な衛生問題が発生することや、地下水が汚染されることが懸念される。しかしながら、水インフラにおける耐震化などの対策はまだまだ十分とは言えない状況であるため、防災・減災対策を推進していかなければならない。

このため、大規模災害時等に、国民生活や社会経済活動に最低限必要な水供給や排水処理が確保できるよう、水インフラの被災を最小限に抑えるための耐震化等の推進、水道施設における他の系統から送配水が可能となる水供給システムや貯留施設の整備、污水处理施設におけるネットワークの相互補完化、水インフラ復旧における相互応援体制整備や応急給水等の体制の強化、水循環型シャワーなど災害対応上有効と認められる新技術等の活用、人材育成にもつなげる訓練の実施、業務（事業）継続計画（BCP）の策定とその実施、早期復旧を実現する災害復旧手法の構築、地下水等の代替水源の活用等を推進している。

水道事業等の災害発生時に備えた対応として、水道事業者等は応急給水・応急復旧の相互応援訓練を公益社団法人日本水道協会の枠組み等において実施するとともに、応急資機材の確保状況などの情報を共有し、体制整備を図っている。

また、同様に、工業用水道事業の災害時における対応として、全国的な応援活動を行うことができる体制を整備しており、全国7地域（東北、関東、東海四県・名古屋、近畿、中国、四国及び九州）で相互応援体制を構築している。

災害の発生又はおそれのある際に地方公共団体等を迅速かつ的確に支援することを目的に、国土交通省は、平成20年4月に創設したTEC-FORCEにて、被災状況の把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援等、被災地の復旧のための活動を実施している。

農地・農業用施設に係る大規模災害時の対応として、農林水産省は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農村工学研究部門）の専門家を被災地に派遣し被災状況の緊急調査を行うとともに、被害の全容を早期に把握し技術的な助言・指導を行うため、MAFF-SATを被災地に派遣するなど、復旧工事の早期着手に向けた支援を行っている。

林野庁においては、山地災害発生時の対応として、MAFF-SATの派遣、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所等の専門家の派遣、地方公共団体や民間コンサルタント等と連携した災害調査、復旧方針の策定など被災地域の復旧・復興支援を行っている。

○ 災害時を含め水質汚濁事故が発生した場合、特定事業場等の設置者は「水質汚濁防止法」に基づき事故時の措置についての都道府県等への報告が義務付けられており、環境省は、これらの情報を都道府県等と共有し、必要な応援や協力を行うための体制を構築している。

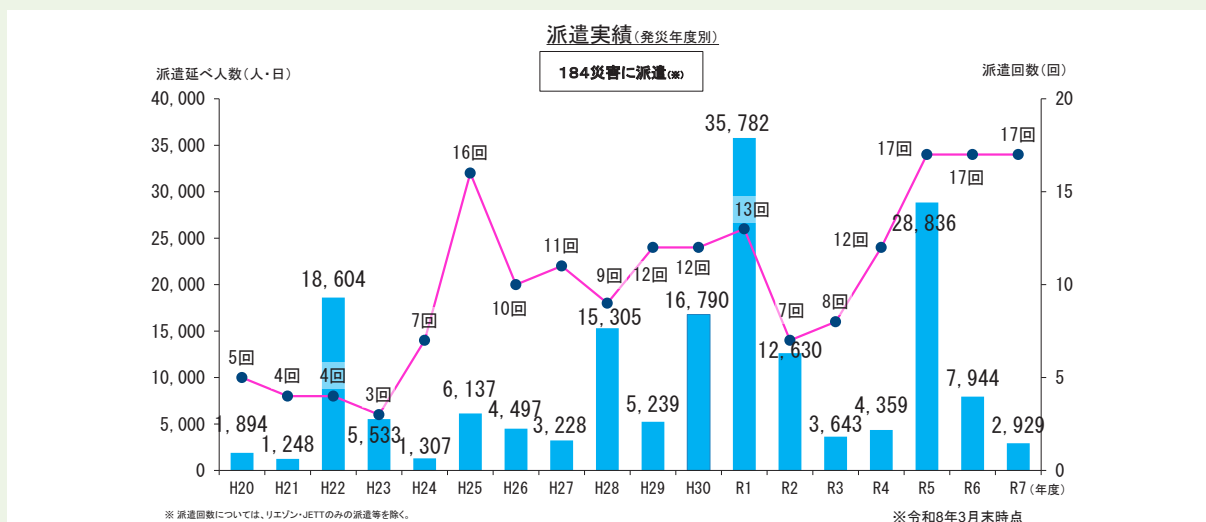
（河川）

○ 令和7年度は17の災害に対して、延べ約3,000人・日のTEC-FORCEの派遣を行っている（図表21）。

○ このうち、令和7年8月6日から大雨では、各地で浸水被害が発生したため、主に九州地方の地方公共団体へTEC-FORCE等を派遣し、リエゾン活動、JETTによる気象の見通し等の説明、湛水排除、給水支援、被災状況調査など、被災地の復旧を支援した。

○ また、令和7年台風第22号、第23号では、八丈島で土砂崩れや倒木等の被害が発生したため、八丈町へTEC-FORCEを派遣し、リエゾン活動、JETTによる気象の見通し等の説明、被災状況調査など、被災地の復旧を支援した。

図表21 TEC-FORCEの派遣実績



資料) 国土交通省

(上下水道)

- 東日本大震災で得られた知見等を反映した「水道の耐震化計画等策定指針（平成27年6月）」、「水道の耐震化計画策定ツール（平成27年6月）」、「重要給水施設管路の耐震化計画策定の手引き（平成29年5月）」等を提供し、水道事業者等に対する技術的支援を引き続き行うとともに、水道施設の耐災害性強化に係る5か年の加速化対策に取り組んだ。また、水道施設の耐震化等に対応するため、地方公共団体が行う水道施設の整備の一部に対し、防災・安全交付金及び水道施設整備費による財政支援を行った。
- 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、宅内配管を含めた水道施設の迅速な復旧のための体制構築・フローの見直し及び各種マニュアル類の改定に着手した。
- 令和7年1月28日に埼玉県八潮市において発生した下水道管路破損に起因する道路陥没事故では、トラック1台が巻き込まれ、運転手の方が死亡し、約120万人に下水道の使用自粛が求められるなど、甚大な影響が生じた。事故を受け、同年2月に開催した「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」からの提言に基づき、下水道管路の対象を重点化した上で全国特別重点調査を同年3月から実施した。また、同委員会からさらに同年5月及び12月に提言を受け、安全性確保を最優先として、点検・調査の重点化及び管路の複線化等によるリダンダンシー（多重性）・メンテナビリティ（維持管理の容易性）の確保や、点検・調査における2つの「メリハリ」と2つの「見える化」等による管路マネジメントの転換方針が示された。令和7年6月に閣議決定した「第1次国土強靱化実施中期計画」では、事故発生時に重大な影響を及ぼす大きな管径の下水道管路の更新や複線化を位置付け、令和7年度補正予算において、これらの取組を重点的に支援するための措置を講じた。
- 大規模災害時等でも、生活空間での汚水の滞留や未処理下水の流出に伴う伝染病の発生、浸水被害の発生を防止するとともに、トイレ機能の確保を図るなど、下水道の果たすべき機能を維持するため、下水道施設の耐震化や耐水化を図る「防災」と、マンホールトイレの整備や、地震や水害、大規模停電等に対応した下水道BCPの策定など、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な災害対策を推進した。
- 令和6年能登半島地震での教訓を踏まえ、令和7年度予算において、支援制度の創設や拡充を行

い、地方公共団体が策定した「上下水道耐震化計画」に基づき、浄水場や下水処理場などの「急所」の耐震化等を集中的・計画的に推進できるよう支援した。

- 令和7年6月に閣議決定した「第1次国土強靱化実施中期計画」においては、上下水道施設の耐災害性強化として、浄水場や下水処理場、それらに直結する管路などの「急所」となる施設の耐震化、避難所など重要施設に係る上下水道管路の一体的な耐震化、停電・浸水対策などの耐災害性強化に資する施策が位置付けられた。
- 令和7年12月8日に青森県沖で発生した地震において、八戸市を含む1市6町に給水する八戸圏域水道企業団が、管路の耐震化に積極的に取り組んできており、八戸市で震度6強が観測されたものの、断水は生じなかった。
- 上下水道施設の効率的な耐震化技術などの実証事業を推進した。
- 水道行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管される前に発生した令和6年能登半島地震においては、現地で復旧支援に携わる全国の水道・下水道職員が相互に連携を図り、優先地区の確認や工程調整を行い、上下水道一体となった復旧を図った。また、令和6年能登半島地震を受けて、「上下水道地震対策検討委員会」で最終取りまとめを行い、その内容を盛り込んだ、「地震対策マニュアル策定指針」の改訂版を令和8年3月に公表した。
- 令和6年能登半島地震において多くの上下水道施設に被害が発生し、上下水道の復旧支援のため、国土交通省や全国の地方公共団体の上下水道職員、公益社団法人日本水道協会、地方共同法人日本下水道事業団、民間事業者などにより献身的な支援活動を実施した。
- 令和7年3月から「下水道BCP策定マニュアル改訂検討委員会」を設置し、上下水道一体での災害対応や機能確保を優先した応急復旧に対応するなど、BCPの実効性向上に向けて、改定検討委員会を4回実施し、令和8年3月に「下水道BCP策定マニュアル2025年度版」を公表した。
- 令和7年10月には、令和6年能登半島地震を踏まえ、確保すべき水源やマンホールトイレの型式の充実や、マンホールトイレの必要数等の修正を盛り込んだ「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン-2025年版-」を公表した。
- 令和6年能登半島地震では上下水道が大きな被害を受け、長期にわたって断水が継続した。これに伴い、避難所等における避難生活が長期化するとともに、生活用水の確保が課題となった。このような課題を踏まえ、「令和6年能登半島地震に係る検証チーム」を開催し、一連の災害対応を振り返る中で浮かび上がった課題を乗り越えるための方策や、災害対応上有効と認められる新技術等を洗い出し、今後の初動対応・応急対応を強化するための措置等について「令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート」を取りまとめた。特に地方公共団体で活用することが有効と考えられるものを「令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術～自治体等活用促進カタログ～」として令和6年度に取りまとめ、令和7年度は引き続き地方公共団体に周知を行った。
- 人口減少や今後の災害も見据え、強靱で持続可能な上下水道システムの構築を図るため、分散型システムやダウンサイジング可能な技術の実証事業を推進した。
- 「新水道ビジョン（平成25年3月）」において、相互融通が可能な連絡管の整備や事故に備えた緊急対応的な貯留施設の確保を推進しており、防災・安全交付金により水道事業者等に対し財政支援を行った。
- 水道施設が被災した場合、水道事業者等が、応急給水、応急復旧等の諸活動を計画的かつ効率的に継続できるように、「危機管理対策マニュアル策定指針」を作成するなどの技術的支援を行ってきた。これらにより水道事業者等においては、危機管理対策マニュアルを策定することに加え、応急給水・応急復旧の相互応援訓練を実施するとともに、応急資機材の確保状況などの情報を共有し、体制整備が図られている。

- 令和6年能登半島地震において被災のあった珠洲市宝立浄水場等において、既存施設の代替として可搬式浄水施設を設置・活用することにより応急給水等を実施した。浄水場での能力を補完するとともに、近隣河川に可搬式浄水施設を設置・活用して周辺地域の給水活動を効率的に実施したほか、管路の漏水調査を実施して管路復旧までの期間を短縮した。
- 下水道施設が被災した場合、下水道事業関係者が相互に支援協力し、被災した地方公共団体の下水道施設の調査、応急対策及び応急復旧から災害査定まで円滑かつ迅速に遂行するための相互支援体制が構築されている。
- 下水道施設の機能確保・汚水処理の効率化などの平常時の施設の効率的かつ適切な管理及び災害時の施設の機能確保や減災を図るために必要となるネットワーク化について防災・安全交付金等により財政的支援を行った。

(農業水利施設)

- 令和7年に発生した災害に対し、25都道府県へMAFF-SATを派遣し、被災状況を確認するとともに、被災状況に応じて用水供給を確保するための揚水ポンプの設置や湛水被害を速やかに解消するための排水ポンプの設置を実施した。
- 令和7年8月から9月にかけての大雨での農地・農業用施設等に関する被害状況は、熊本県、鹿児島県、秋田県等の36道府県で、農地は土砂流入や法面崩れ等15,284か所、農業用施設等は水路の破損等9,235か所の被害を確認した。
- 令和7年8月から9月にかけての大雨に関する主な対応として、農地・農業用施設に関連する被災状況調査や技術支援を行うため、熊本県、鹿児島県、石川県、新潟県、福岡県、秋田県及び青森県に、農村振興技術者を中心に延べ225人・日のMAFF-SATの派遣を行い、地方公共団体を支援した。

(森林)

- 大規模災害等の発災時においては、MAFF-SATの派遣、地方公共団体や民間コンサルタント等と連携した災害調査、復旧方針の策定など被災地域の復旧支援を行った。また、異常な天然現象により被災した治山施設について、治山施設災害復旧事業により復旧を図り、新たに発生した崩壊地等のうち緊急を要する箇所について、災害関連緊急治山事業等により早期の復旧整備を図った。

(工業用水)

- 工業用水道事業に関しては、大規模災害時における工業用水道事業の緊急時対応として、「工業用水道事業における災害相互応援に関する基本的ルール（一般社団法人日本工業用水協会）」に基づき、全国的な応援活動を行うことができる体制を構築している。また、一般社団法人日本工業用水協会と連携し、応急復旧に必要な資機材に関する備蓄情報データベースを構築し、情報共有を図っている。
- 工業用水の更なる有効活用を図るため、災害時において工業用水を水道原水の代替として浄水場へ引き込むなどの事例を地域ブロックごとに開催している「工業用水道事業担当者ブロック会議」等を活用し、普及啓発した。

(地下水)

- 大規模災害時や渇水リスクの軽減という社会課題を踏まえ、研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE）において戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）で開発された3次元水循環モデルを基に、モデル地域における地下水流動解析手法や地盤の詳細な物理特性を必要としない簡易モデルの開発を進めた。【再掲】第2章（1）地下水に関する情報の収集、整理、分析、公表及び保存

- 災害時における代替水源としての地下水等の活用を推進していくため、「災害時における地下水等活用推進に向けた有識者会議」での議論等を踏まえて令和7年3月に策定した「災害時地下水利用ガイドライン～災害用井戸・湧水の活用に向けて～」を令和7年12月に新設井戸の整備に関する考え方も含めて改訂し、地下水マネジメント推進プラットフォームのウェブサイトで公開するとともに地方公共団体向けの説明会を開催した。【再掲】第2章(4)代替水源としての地下水の活用
- 地下水データが少ない地域を対象に大規模災害時に備えた災害用井戸等による代替水源確保に向けた取組を開始した。【再掲】第2章(4)代替水源としての地下水の活用
- 地方公共団体の地域防災力の向上を図るため災害用井戸の活用を促すパンフレットを作成した。【再掲】第2章(4)代替水源としての地下水の活用
- 全国の市区町村における災害用井戸の取組を推進していくための基礎情報として活用し、災害時地下水利用ガイドライン策定を踏まえた確認事項、取組状況等を把握するため、令和7年12月から令和8年1月にかけて災害用井戸の実態調査を実施した。【再掲】第2章(4)代替水源としての地下水の活用

(雨水)

- 令和6年能登半島地震時における能登空港ビルでの^{あまみず}雨水の活用事例について調査した結果を、ウェブサイト²⁶で継続的に発信するとともに、「令和7年度雨水利用に関する自治体職員向けセミナー²⁷」等で周知した。また、災害時における代替水源としての雨水の活用を推進するため、「雨水利用事例集」に令和6年能登半島地震での^{あまみず}雨水活用事例等を追加し、地方公共団体向けの「雨水の利用の推進に関するガイドライン」を改訂したことについて、ウェブサイト²⁸で継続的に公表するとともに「令和7年度^{あまみず}雨水利用に関する自治体職員向けセミナー」等で周知した。

(新技術)

- 令和6年能登半島地震では上下水道が大きな被害を受け、長期にわたって断水が継続した。これに伴い、避難所等における避難生活が長期化するとともに、生活用水の確保が課題となった。このような課題を踏まえ、「令和6年能登半島地震に係る検証チーム」を開催し、一連の災害対応を振り返る中で浮かび上がった課題を乗り越えるための方策や、災害対応上有効と認められる新技術等を洗い出し、今後の初動対応・応急対応を強化するための措置等について「令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート」を取りまとめた。特に地方公共団体で活用することが有効と考えられるものを「令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術～自治体等活用促進カタログ～」として令和6年度に取りまとめ、令和7年度は引き続き地方公共団体に周知を行った。【再掲】

(水資源)

- 令和7年11月から、木曽川水系の水資源開発基本計画の見直しに着手し、「国土審議会水資源開発分科会木曽川部会」において、新たに「流域総合水管理」を踏まえた審議を実施している。【再掲】

(3) 水インフラの戦略的な維持管理・更新等

水インフラは、国民生活及び産業活動を支える重要な基盤である。戦後の昭和20年代から特に高

26 <https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/content/001746960.pdf>

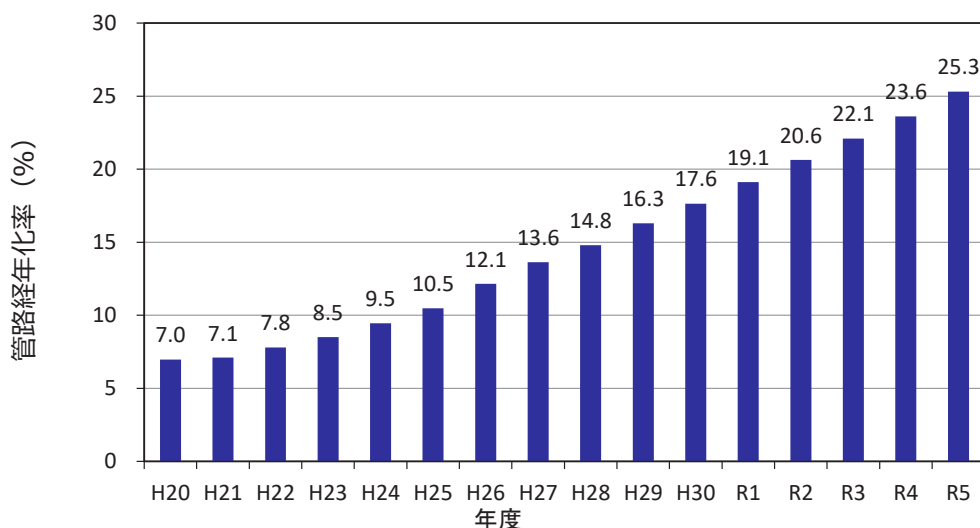
27 https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_tk1_000085.html

28 https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_tk1_000056.html

度経済成長期以降に急速に整備され、戦後の復興と発展を支える重要な役割を果たしてきた。

しかし、近年、更新等が必要な時期を迎え老朽化した施設の割合が急速に増えており、今後、地震などの大規模災害の発生も想定した上で、老朽化した施設の戦略的な維持管理・更新や耐震化等を行い、リスクの低減に向けた取組を継続的に推進していく必要がある（図表22、23、24、25）。

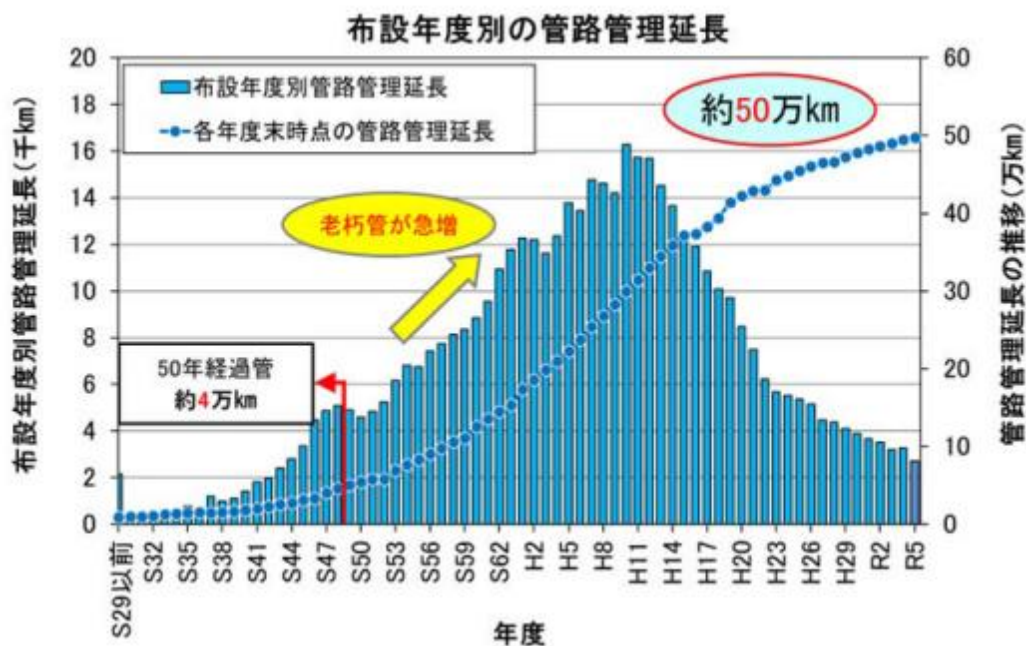
図表22 水道管路経年化率[※]の推移



※全管路延長に占める法定耐用年数（地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）で定められた40年）を超えた延長の割合。

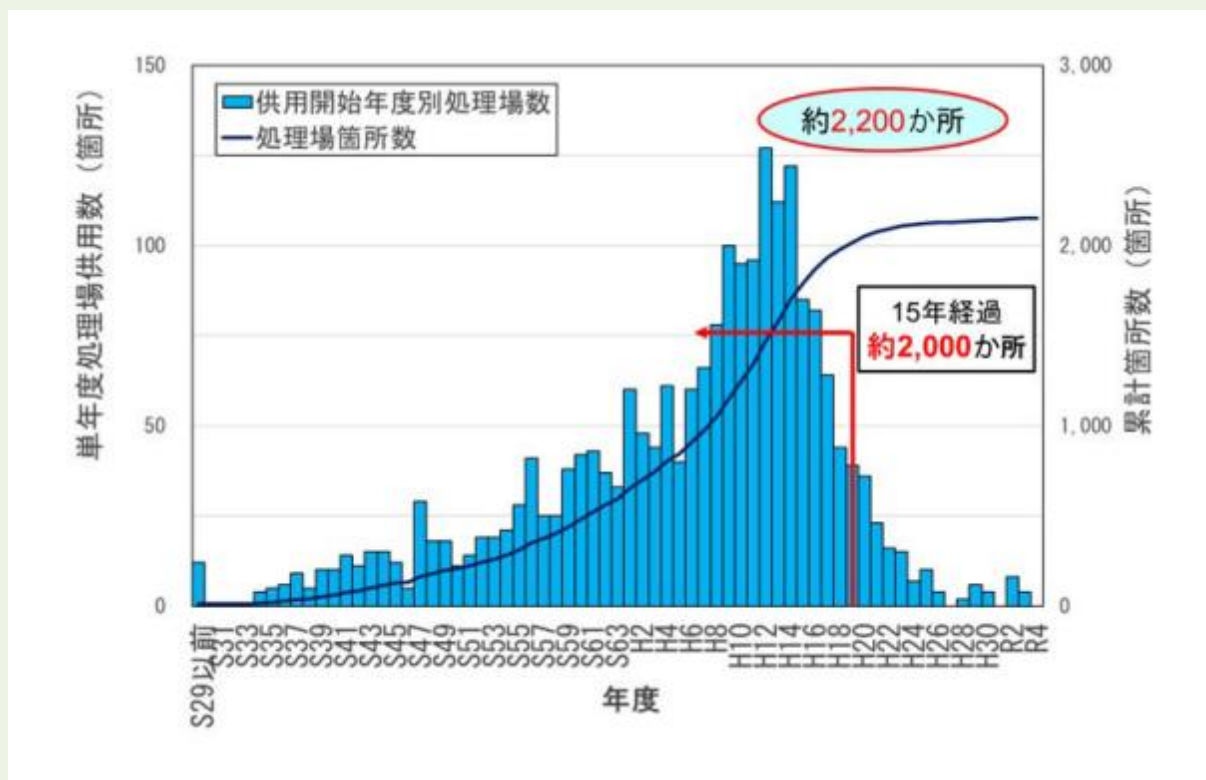
資料）国土交通省

図表23 下水管路の布設年度別管理延長



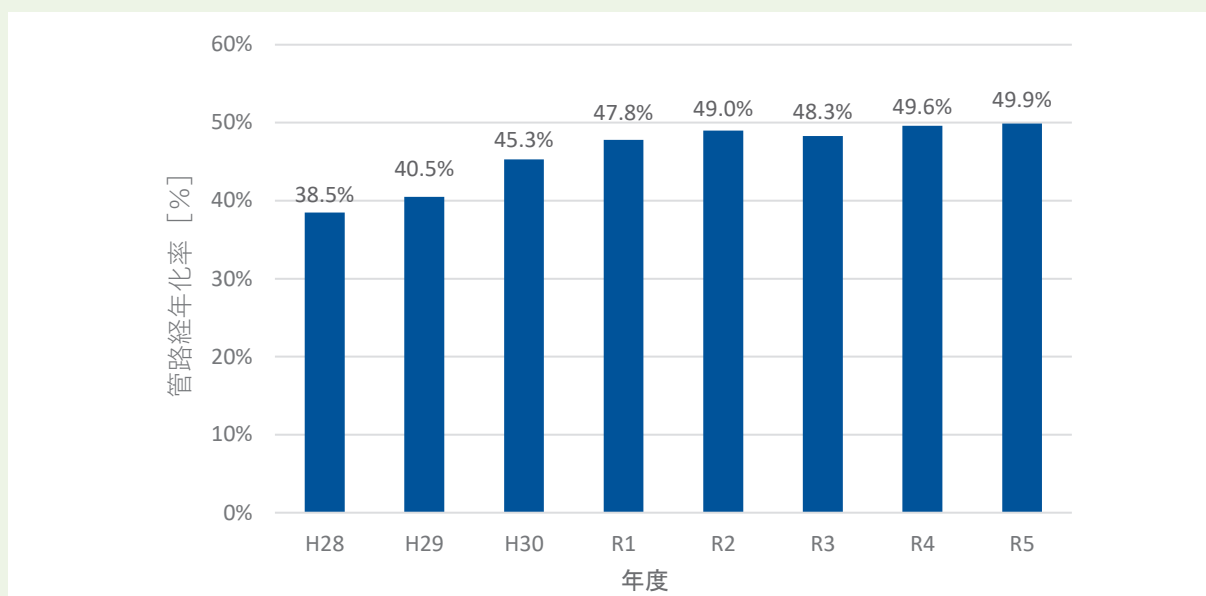
資料）国土交通省

図表 24 下水処理場の年度別供用箇所数



資料) 国土交通省

図表 25 工業用水道の管路経年化率の推移



資料) 経済産業省

ア 上下水道・工業用水道におけるストックマネジメント

地方公共団体が主体となり実施されてきた水道事業、下水道事業、工業用水道事業等は、人口減少などの社会的状況の変化に伴う水使用量の減少等により料金収入等が必ずしも十分とは言えないものもあり、老朽化する施設の維持管理・更新に備え、事業基盤の強化を図ることが重要である。

これらへの対応として、国や地方公共団体等は、「インフラ長寿命化計画」及び「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を策定し、これらの計画に基づく戦略的な維持管理・更新を推進しているほか、必要に応じて施設の統廃合・ダウンサイジング、経営の統合・管理の共同化等の広域化を図るとともに、民間の資金力や技術力の活用を図るため、上下水道一体の「水の官民連携」（ウォーターPPP）等も推進している。

また、水道の基盤強化を図り、将来にわたって安全な水を安定的に供給するため、「広域連携の推進」、「適切な資産管理の推進」及び「官民連携の推進」を三本柱として、平成30年12月に「水道法（昭和32年法律第177号）」が改正された。特に「適切な資産管理の推進」については、水道施設の更新に要する費用を含めて事業の収支見通しを作成し、長期的な観点から水道施設の計画的更新に努める義務の創設により、必要な財源を確保した上で、水道施設の更新や耐震化を着実に進展させ、地震などの災害に強い水道の構築を図ることとした。くわえて、適切な資産管理の前提となる水道施設の台帳整備等を義務付けた。

下水道においては、平成27年の「下水道法」改正により、持続的なマネジメントの強化に向けて、下水道施設の適切な点検を規定した維持修繕基準を創設するとともに、事業計画の記載事項として、点検の方法や頻度について記載することとした。また、このような適正な施設管理を進めるため、点検・調査、修繕・改築の計画策定から対策実施まで、一連のプロセスを対象に「個別最適」ではなく、「全体最適」に基づくストックマネジメントの手法や考え方についてガイドラインを示すとともに、財政面の支援も行っている。

工業用水道においては、今後増大が見込まれる施設の老朽化対策及び耐震化事業が合理的かつ適切に実施されるとともに持続可能な事業経営を目指すよう、「工業用水道施設 更新・耐震・アセットマネジメント指針（平成25年3月策定）」を令和7年3月に改正し、工業用水道事業費補助金において、当該指針等に基づく計画を策定していることを補助採択の要件とし、工業用水道施設の強靱化（耐震化・浸水対策・停電対策）を促進している。

（上下水道）

- 水道事業者等による個別施設計画の策定が着実に進むよう、個別施設計画の策定及び更新状況のフォローアップを行った。
- 水道事業者等がアセットマネジメントを実施する際に参考となる手引や簡易支援ツール、好事例集のほか、水道施設の点検を含む維持・修繕に当たって参考となるガイドラインの改定を行い、新技術の事例集、水道施設台帳の義務、水道施設の計画的な更新等の努力義務について周知することで適切な資産管理を促進した。
- 業務の効率化や適切な維持管理の観点から、水道事業者等による水道施設台帳の電子化や管路情報をデータベース化したマッピングシステムの導入等のデジタル化を推進した。その結果、マッピングシステムを整備している水道事業者等は全体の約95%（令和7年3月時点）となっている。
- 「PPP/PFI推進アクションプラン（令和7年改定版）」の中では、「分野横断型・広域型のウォーターPPPの形成に取り組む地方公共団体を積極的に支援する。」ことが示されている。【再掲】
- 地方公共団体の下水道施設全体を一体的に捉えた計画的な老朽化対策の実施に向けた支援方策として、平成28年度に創設した「下水道ストックマネジメント支援制度」により、計画的な改築事業や必要な点検・調査について交付金による財政支援を実施するとともに、研修等による事業制度

の周知など、積極的な情報発信を行うことで、ストックマネジメントの取組を促進した。さらに、下水道の持続的な機能確保を図り、本来の役割を確実に果たしていくため、施設の老朽化対策を起点としつつ、各施策の目標と優先度を定めて、効率的に事業を実施し、下水道事業を将来にわたり継続させるための事業マネジメントの取組を推進した。

- 令和5年度から、「水の官民連携」(ウォーターPPP)を導入しようとする地方公共団体への検討費用の補助を行っており、特にコンセッション方式、分野横断型・広域型に対しては上限額の引上げ等のインセンティブを設定しているところ、当該支援措置を令和7年度も引き続き実施した。【再掲】
- 「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン」について、主に官民のリスク分担や分野横断型・広域型に関する記載を拡充するため、「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン策定検討委員会」を開催し改訂内容を審議した。【再掲】
- 令和7年4月30日に京都市で発生した、老朽管の破損を起因とする漏水事故を受け、铸铁管の緊急点検を実施するとともに、铸铁管の更新計画の策定を全国の水道事業者等に要請し、铸铁管の更新の加速化を実施した。

(工業用水)

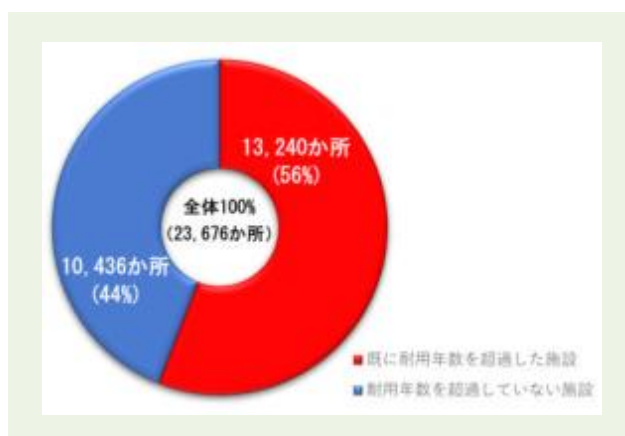
- 工業用水道事業者に対し、工業用水道事業の個別施設計画の更新及び取組に対するフォローアップを要請した。
- 工業用水道事業に関わる地方公共団体等の工業用水道事業担当者等を対象として工業用水道基礎研修を開催し、「工業用水道施設 更新・耐震・アセットマネジメント指針」の理解醸成を図り、工業用水道事業者における更新・耐震化計画の策定を促進した。
- 今後増大が見込まれる工業用水道施設の更新・強靱化^{じん}を着実に実施するに当たって、令和6年度に工業用水道事業者の策定を促す計画内容及び実効性を持たせるための仕組み、工業用水道事業における経営の在り方等を検討するワーキンググループを発足し、「工業用水道施設 更新・耐震・アセットマネジメント指針」を令和7年3月に改訂した。令和7年度においては、これらの取組を踏まえ、計画の促進や施設の更新・強靱化^{じん}に向けた取組を引き続き推進した。
- 工業用水道事業において、経済産業省と国土交通省が共同で開催する「水分野におけるPPP／PFI(官民連携)推進会議」において「水の官民連携」(ウォーターPPP)導入促進に係る情報提供を行った。また、「水の官民連携」(ウォーターPPP)の導入検討に向けた事業者の検討に際しての伴走支援や導入検討費用に対する定額支援制度の実施など、事業実施に向けてあらゆる段階での取組を支援した。

図表26

基幹的農業水利施設の老朽化状況
(令和5年度時点)

イ 農業水利施設における ストックマネジメント

頭首工や農業用排水路などの農業水利施設は、我が国の食料安全保障の確保に資する重要な水インフラであるが、老朽化が進行する中、農業水利施設の保安全管理と次世代への継承が重要な課題となっている。基幹的農業水利施設は、その多くが戦後から高度経済成長期にかけて集中的に整備されたもので、標準耐用年数を超過している施設数は、全国で全体の5割を超えており(令和5年度時点)(図表26)、機能



資料) 農林水産省

診断によって更新等の整備が必要と判断されている施設が多数存在している。

また、経年的な劣化による農業水利施設の突発的な事故の発生も増加傾向にあり、施設の将来にわたる安定的な機能の発揮に支障が生じることが懸念されている（図表27）。

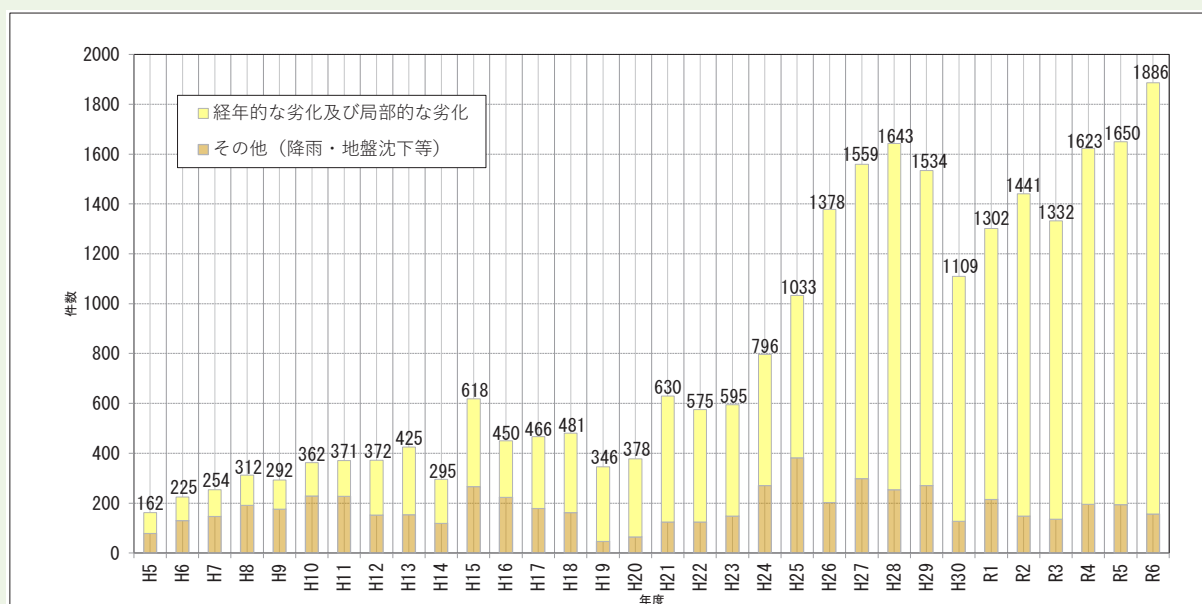
今後の基幹的農業水利施設の保全管理や整備においては、施設全体の現状を把握・評価し、中長期的に施設の状態を予測しながら施設の劣化とリスクに応じた対策を計画的に実施する必要があることから、ストックマネジメントにより、施設の長寿命化を図るとともに、維持管理費や将来の更新費用を考慮したライフサイクルコストの低減を図る取組を行う必要がある。

このため、令和7年4月に施行された「土地改良法等の一部を改正する法律（令和7年法律第14号）」において、農業者からの申請のみならず、国又は都道府県の発意による事業実施を通じて、計画的に施設を更新する仕組みや、急施の事業において、突発事故の復旧と併せて行う類似の被害防止対策、老朽化等により損壊が生じるおそれがある農業水利施設の迅速な補強等によって、事故の未然防止を図る仕組みを設けている。

また、ストックマネジメントを効率的かつ効果的に行うため、機能診断及び機能保全計画の策定・更新、機能診断結果や補修履歴などの施設情報の共有化並びに補修・補強における新技術の開発と現場への円滑な導入等の取組が進められている。

- 農業水利施設の老朽化が進行する中、ロボットやICT等も活用しつつ、施設の点検、機能診断、監視等を通じた計画的かつ効率的な補修・更新等により、施設を長寿命化し、ライフサイクルコストの低減を図った。
- 農業用排水路等の泥上げ・草刈り、軽微な補修、長寿命化、水質保全などによる農村環境保全など地域資源の適切な保全管理等のための地域の共同活動を多面的機能支払交付金により支援した。

図表27 農業水利施設における突発事故の発生件数の推移

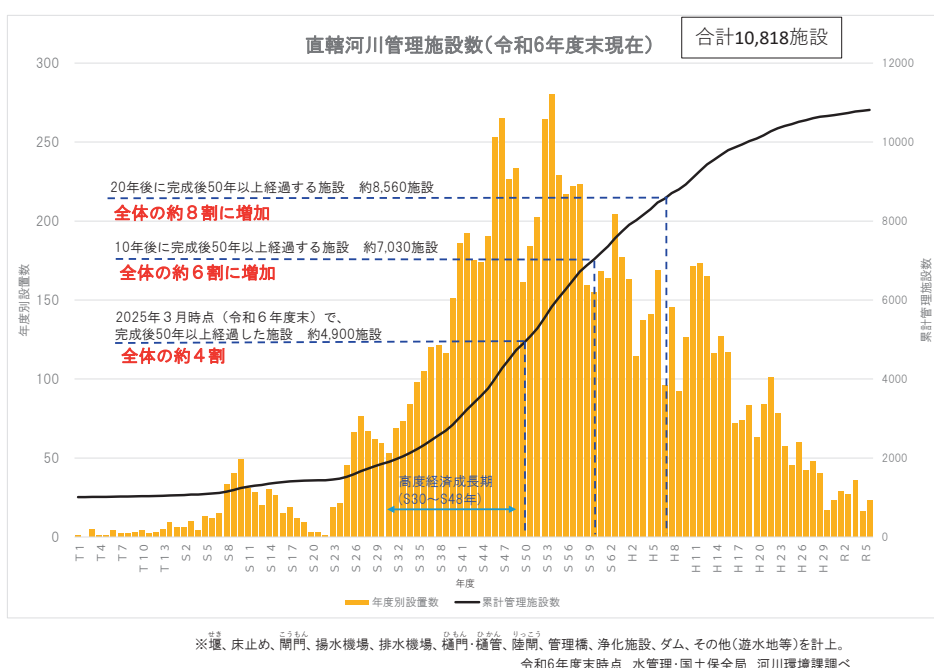


資料）農林水産省

ウ 河川管理施設におけるストックマネジメント

樋門、水門、排水機場等の河川管理施設については、洪水時等に所要の機能を発揮できるよう、施設の状態を把握し適切な維持管理を行う必要がある。河川整備の推進により管理対象施設が増加してきたことに加え、今後はそれら施設の老朽化が加速的に進行する中、「河川法（昭和39年法律第167号）」では、管理者が施設を良好な状態に保つように維持・修繕し、施設の点検を適切な頻度で行うことが規定されている（図表28）。

図表28 河川管理施設数（国土交通省管理）の推移



資料）国土交通省

- 将来的な国管理一級河川全てにおける河川巡視・点検業務のドローンを用いた効率化・高度化を視野に実証試験を実施し、「ドローンを活用した河川巡視・点検の適用の手引き（Ver1.0）」を令和8年3月に取りまとめた。
- ドローンによる河川巡視・点検の効率化・高度化のため、河川空間に通信スポット（Smart River Spot）の整備に取り組んでいる。
- 物流分野の担い手不足等の状況の下、地上の構造物や上空の障害物が比較的少ない河川上空のドローン物流への活用が期待されていることから、河川上空でのドローン物流の円滑な航行を支援するため、令和5年3月に公表した「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドラインVer.4.0」を補完し、河川上空におけるドローン物流の航行、及びその航行に必要な施設を整備する際の手続などについてまとめた「ドローン物流における河川上空の活用円滑化に向けた基本的考え方（標準案）（Ver.1.0）」を令和6年3月に公表した。令和7年度については、これらに基づき民間事業者の利用に向けた検討が進められているところである。
- 河川の水量及び水質について、河川整備基本方針等において河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び良好な水質の保全に関する事項を定め、河川環境の適正な保全に努めた。また、ダム

等の下流の減水区間における河川流量の確保や、平常時の自然流量が減少した都市内河川に対し下水処理場の再生水の送水等を行い、その河川流量の維持に取り組んだ。また、水環境の悪化が著しい河川等における底泥^{しゅんせつ}浚渫などの水質浄化対策に取り組んでいる。

- 上下水道施設のメンテナンスの高度化・効率化に資するデジタル技術が全国で活用されるよう、既に実用化され実績のある様々な上下水道のDX技術の情報をまとめた「上下水道DX技術カタログ」の周知・内容の充実を行った。
- 令和7年4月30日に京都市で発生した、老朽管の破損を起因とする漏水事故を受け、铸铁管の緊急点検を実施するとともに、铸铁管の更新計画の策定を全国の水道事業者^{せいの事業者}に要請し、铸铁管の更新の加速化を実施した。【再掲】

(4) 水の効率的な利用と有効利用

ア 水利用の合理化

生活用水については、漏水防止対策の進展によって、上水道事業における有効率²⁹は92%（令和5年度水道統計）と極めて高い水準にある。

農業用水については、取水口の更新や遠方監視・制御システムの導入により、施設の管理労力の大幅な削減を図るとともに、安定的な用水供給と地域全体への公平な用水配分を実現している。

- 令和7年11月から、木曽川水系の水資源開発基本計画の見直しに着手し、「国土審議会水資源開発分科会木曽川部会」において、新たに「流域総合水管理」を踏まえた審議を実施している。【再掲】
- 農業構造や営農形態の変化に対応した水管理の省力化や水利用の高度化を図るため、水路のパイプライン化などの農業水利施設の整備を図るとともに、ICTの活用による水源から農地まで一体的に連携した水管理システムの構築に向けて検討を行った。
- 半導体等の戦略分野に関するリーディングプロジェクトの産業拠点整備等に際しても水の有効利用は重要になることから、「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」により下水道、工業用水等の関連インフラの整備を支援した。

イ ^{あまみず}雨水・再生水の利用促進

水資源の有効利用という観点から、雨水や下水処理水（再生水）の利用を積極的に推進している。

^{あまみず}(雨水利用)

- 平成26年5月に施行された「^{あまみず}雨水の利用の推進に関する法律（平成26年法律第17号）」に基づき、国、地方公共団体等はその区域の自然的社会的条件に応じて、^{あまみず}雨水の利用の推進に関する施策を講ずるとともに、広報活動等を通じた普及啓発を推進している。
- 「^{あまみず}雨水の利用の推進に関する法律」に基づき、国、独立行政法人等が、建築物を新たに建設するに当たり、その最下階床下等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する場合には、原則として、自らの^{あまみず}雨水の利用のための施設を設置するという目標を掲げている。「^{あまみず}雨水利用推進関係省庁等連絡調整会議」の開催等を通じて^{あまみず}雨水利用施設の設置を推進しており、令和6年度に国、独立行政法人等が建設した、^{あまみず}雨水利用施設を設置した建築物について、「^{あまみず}雨水の利用の推進に関する法律」に基づき定められた目標を達成した（令和7年10月公表）。
- 「令和7年度^{あまみず}雨水利用推進関係省庁等連絡調整会議」及び「令和7年度^{あまみず}雨水利用に関する自治体

29 浄水場から送水した水量に対して、水道管からの漏水量等を除き有効に給水された水量の割合。

職員向けセミナー」において、国、地方公共団体における災害時等の雨水の利用を促進した。

- 令和7年度雨水・再生水利用施設実態調査を実施し、雨水利用施設に関する基準、評価等の実態を調査し、公表した。

(再生水利用)

- 新世代下水道支援事業制度等により、せせらぎ用水、河川維持用水、雑用水、防火用水などの再生水の多角的な利用拡大に向け、財政支援を行った。
- 農業集落排水施設等により、し尿、生活雑排水などの汚水を適正に処理した上で、再生水の農業利用を推進した。

ウ 節水

限られた水資源を効率的に利用する観点から、節水の取組を推進している。

- 更なる節水に対する取組を促進するため、ウェブサイト「喝水情報総合ポータル」内に具体的な節水の取組を掲載し、水を賢く使う意識を醸成するための普及啓発を実施した。

エ その他

- 半導体等の戦略分野に関するリーディングプロジェクトの産業拠点整備等に際しても水の有効利用は重要になることから、「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」により下水道、工業用水等の関連インフラの整備を支援した。【再掲】

(5) 水環境

これまで、国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的として、公共用水域及び地下水における水質の目標である環境基準を設定し、これを達成するための排水対策、地下水汚染対策などの取組を進めることにより、水質汚濁を着実に改善してきた。

一方で、湖沼や閉鎖性海域で環境基準を満たしていない水域の水質改善、地下水の汚染対策、生物多様性及び適正な物質循環の確保等、水環境には依然として残された課題も存在している。

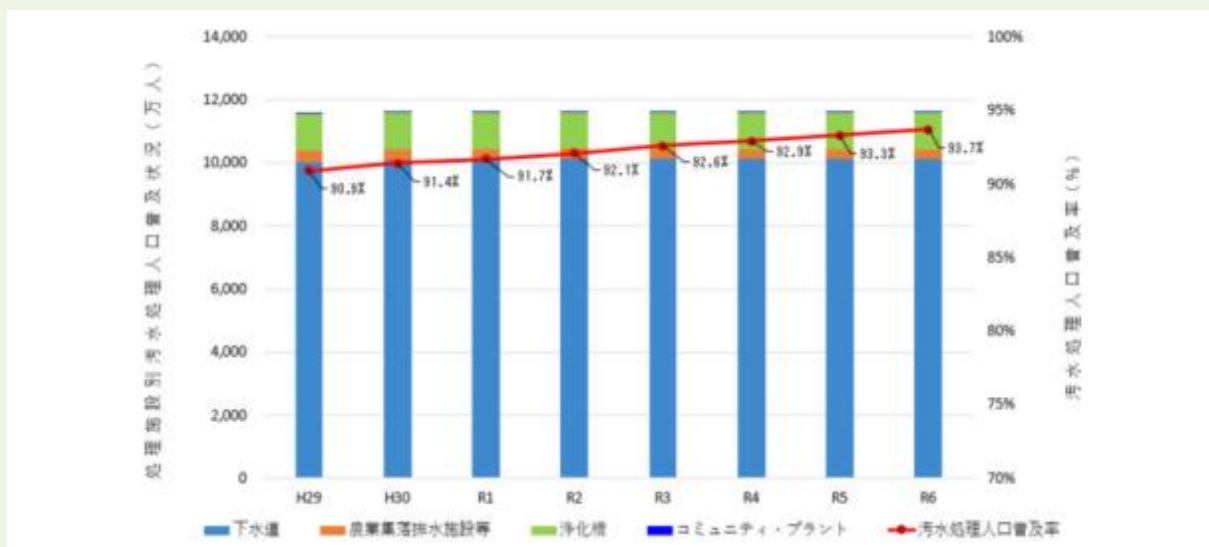
さらには良好な水環境の創出を推進していく必要がある。

これらの課題に対応するため、健全な水循環の維持又は回復のための取組を総合的かつ一体的に推進し、各分野を横断して関係する行政などの公的機関、事業者、団体、住民等がそれぞれ連携し、引き続き息の長い取組が必要である。

公共用水域の水質を改善するためには污水处理人口普及率を上昇させることが重要となる。このため、持続的な污水处理システムの構築に向け、下水道、農業集落排水施設及び浄化槽のそれぞれの有する特性、経済性等を総合的に勘案して、効率的な整備・運営管理手法を選定する都道府県構想に基づき、適切な役割分担の下での生活排水対策を計画的に実施した（図表29）。

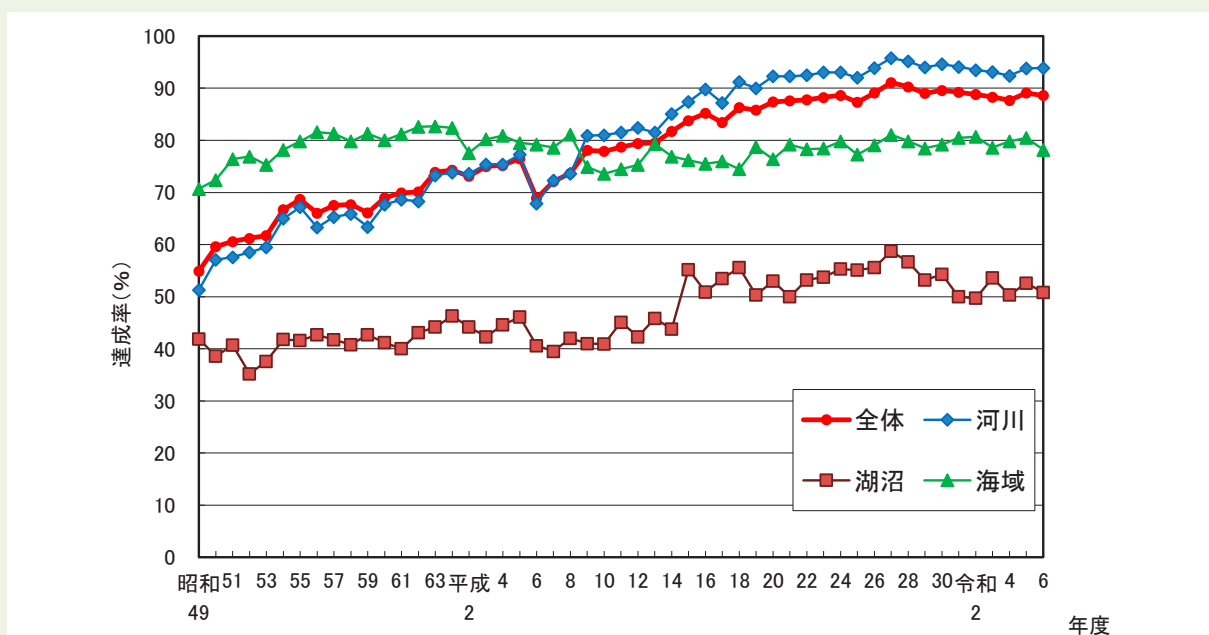
また、令和8年3月に総務省、農林水産省、国土交通省及び環境省で設置した「污水处理施設の最適化と広域連携の推進に向けた検討会」において、社会情勢の変化に合わせ、污水处理施設の最適化（集約型と分散型のベストミックス）について、整備済みの区域における集合処理から個別処理への転換等、検討を開始した。さらに同月には、集合処理から個別処理への転換に当たり必要となる事務手続や活用可能な制度等についてのQ & Aを関係省庁が連携して作成し、地方公共団体に周知した。

図表29 処理施設別污水处理人口普及状況



資料) 環境省

図表30 環境基準達成率の推移 (BOD又はCOD)



資料) 環境省

これらの取組の結果、河川における水質環境基準（BOD³⁰）の達成率は、95%付近で高い水準を保っており、現在では相当程度の改善が見られるようになっている。一方、湖沼の水質環境基準（COD³¹）の達成率は平成14年度までは40%台を横ばいで推移しており、平成15年度に初めて50%を超えたものの、それ以降50%～60%程度と達成率は低い状況である（図表30）。

30 生物化学的酸素要求量

31 化学的酸素要求量

(水量と水質の確保の取組)

- 河川の水量及び水質について、河川整備基本方針等において河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び良好な水質の保全に関する事項を定め、河川環境の適正な保全に努めた。また、ダム等の下流の減水区間における河川流量の確保や、平常時の自然流量が減少した都市内河川に対し下水処理場の再生水の送水等を行い、河川流量の維持に取り組んだ。

また、水質の悪化が著しい河川等においては、地方公共団体、河川管理者、下水道管理者等の関係機関が連携し、河川における浄化導水、植生浄化、底泥^{しゅんせつ}浚渫などの水質浄化や下水道等の生活排水対策など、水質改善の取組を実施した。

(環境基準・排水規制等)

- 国が類型指定を行うこととされている水域のうち、相模ダム貯水池（相模湖）、城山ダム貯水池（津久井湖）及び土師^{はじ}ダム貯水池（八千代湖）における環境基準の類型指定及び暫定目標について見直した（令和7年10月施行）。
- 公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の設定、見直し等について適切な科学的判断を加えて検討を行い、要調査項目についてアクリロニトリル等15項目を追加した（令和7年9月通知）。また、要監視項目ではPFOS及びPFOAの指針値について暫定指針値の見直しを行い、改めて指針値として設定した（同年6月施行）。
- 水環境保全に関する課題が多様化する中で、水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準について、既存の制度では課題がある水域において、地域のニーズや実情に応じた柔軟な運用を可能とするため、令和7年2月、関係する告示等を改正した。さらに、同年12月に中央環境審議会水環境・土壌農薬部会水環境制度小委員会（第1回）を開催し、今後の良好な環境の創出に係る施策の推進等の水環境に関する制度について検討を開始した。
- 水質汚濁防止法の排水規制が行われている項目のうち、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物について、一般排水基準を直ちに達成することが困難であるとの理由により、これまで暫定排水基準が適用されていた業種の排水基準値について見直しを行い、「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和7年環境省令第17号）」を令和7年5月に公布し、同年7月から施行した。

(汚濁負荷削減等)

- 持続的な污水处理システムの構築に向け、下水道、農業集落排水施設及び浄化槽のそれぞれの有する特性、経済性等を総合的に勘案して、効率的な整備・運営管理手法を選定する都道府県構想に基づき、適切な役割分担の下での生活排水対策を計画的に実施した。【再掲】
- 特定水域合流式下水道改善事業により、水域の特性と水環境へのニーズ・用途に応じた水質保全対策を推進した。
- 既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について、循環型社会形成推進交付金により転換費用の支援を実施するとともに、単独転換やくみ取り転換に必要な宅内配管工事費用及び撤去費についても支援を実施した。
- 更なる転換促進に向けて、改正「浄化槽法（昭和58年法律第43号）」に定める特定既存単独処理浄化槽³²に対する指導や措置が進むよう省令改正、指針改定を行ったことを踏まえ、浄化槽の維持管理強化に関する取組を推進した。

32 そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる単独処理浄化槽。

図表31 国営環境保全型かんがい排水事業の整備イメージ図



資料) 農林水産省

- 「国営環境保全型かんがい排水事業」の実施により、牧草の生産性向上を図るためのかんがい排水施設の整備と併せて、地域の環境保全を図るための取組を実施した（図表31）。具体的には、家畜ふん尿に農業用水を混合し、効果的に農地に還元するための肥培かんがい施設の整備や、浄化機能を有する排水施設の整備を実施し、農用地等から発生する土砂や肥料成分等の汚濁負荷軽減に取り組んだ。
- 地下水の水質汚濁に係る環境基準項目において特に継続して超過率が高い状況にある硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に対し、生活排水の適正な処理、家畜排せつ物の適正な管理、適正で効果的・効果的な施肥を行うことによる汚濁負荷の軽減を図る必要がある。「硝酸性窒素等地域総合対策ガイドライン³³（令和3年3月）」を活用し、専門家とともに地下水の挙動、汚染状況、有効な対策等について技術的な支援等を実施した。また、各都道府県等を対象にした情報共有会議を開催し、地方公共団体の取組の紹介や「硝酸性窒素等地域総合対策ガイドライン」の周知を図った。
- 河川・湖沼におけるマイクロプラスチックの分布実態の把握に資するため、国内3河川において「河川・湖沼マイクロプラスチック調査ガイドライン³⁴」に沿った調査を行った。また、地方公共団体向けに同ガイドラインを使用した河川マイクロプラスチック調査の普及を目的とした研修会を開催した。

（浄化、しゅんせつ浚渫等）

- 水質の悪化が著しい河川等においては、地方公共団体、河川管理者、下水道管理者等の関係機関が連携し、河川における浄化導水、植生浄化、底泥しゅんせつ浚渫などの水質浄化や下水道等の生活排水対策など、水質改善の取組を実施した。
- 浸食を受けやすい特殊土壌が広範に分布している農村地域において、農用地及びその周辺の土壌

33 https://www.env.go.jp/water/chikasui/post_91.html

34 https://www.env.go.jp/water/marine_litter/post_118.html

の流出を防止するため、承水路³⁵や沈砂池³⁶等の整備、勾配抑制、法面保護等を実施した。

(湖沼、閉鎖性海域等の水環境改善)

- 湖沼や閉鎖性海域等における水質改善を図るため、下水処理場の改築・更新時における高度処理の導入に加えて、既存施設の一部改善や運転管理の工夫等による段階的・高度処理の導入に関する取組を推進した。
- 湖沼の富栄養化、地下水汚染、閉鎖性海域の貧栄養化などに影響を及ぼす窒素について、「第6次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）」に基づき、令和6年9月に「持続可能な窒素管理に関する行動計画」を策定し、社会や地域に貢献する窒素管理の取組について推進した。
- 循環型社会形成推進交付金により、窒素又はリン対策を特に実施する必要がある地域において高度処理型の浄化槽の整備支援を実施した。
- 湖沼の水質改善に向けて、「湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）」に基づく指定湖沼における湖沼水質保全計画を1地区改定した。
- 気候変動や物質循環の影響によってアオコが発生していると推測される湖沼を対象に、アオコ発生メカニズム解明のため、水質、底層溶存酸素量、一次生産量などの各種調査、検討を実施し、その内容を汎用性のある技術資料とするため素案作成を行った。
また、底層溶存酸素量の低下を改善するために必要となる事項の整理を行った。
- 地域ニーズに応じた水環境の創出に向けた栄養塩類の能動的運転管理の推進のため、水質環境基準の達成等を前提条件として、事業計画において季節別に放流水質の目標設定を可能にした。さらに、関係者との情報共有会議を開催し、豊かな海の再生や生物多様性の保全に向けて、冬期に下水放流水に含まれる窒素やリン等の濃度を高め、海域に不足する栄養塩類を供給する取組を推進した。
- 水田かんがい用水等の反復利用により汚濁負荷を削減し、湖沼等の水質保全を図るため、循環かんがいに必要な基幹的施設（ポンプ場、用排水路等）の整備を実施した。
- 全国88の閉鎖性海域を対象とした窒素及びリンの排水規制並びに東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海を対象とした水質総量削減制度に基づくCOD、窒素及びリンの削減目標量の達成に向けた取組を推進した。
また、「瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）」の基本理念に基づく、瀬戸内海を豊かな海とするための取組の一環として、「戦略的「令和の里海づくり」基盤構築支援事業」を実施し、藻場・干潟の保全・再生・創出と地域資源の利活用の好循環を図ることを目的とした里海づくりに取り組む団体の伴走支援を行った。
さらに、「有明海・八代海等総合調査評価委員会」での再生に係る評価に必要な調査や科学的知見の収集等を進め、審議の支援を図った。
- 「瀬戸内海環境保全特別措置法」の令和3年改正において新たに規定された、海域ごと、季節ごとのきめ細かな栄養塩類の管理を可能とする栄養塩類管理制度を導入した。同制度の円滑な運用を図るため、瀬戸内海関係府県の栄養塩類管理計画の策定に当たって実施する水質予測について、モデルによるシミュレーションを簡易に行うことができるよう、専門的な既存のモデルを拡張し、視覚的で簡単に操作できる機能（ユーザーインターフェース）を追加したシステムの構築を行い、令和7年度から試験運用を実施した。

35 背後地からの水を遮断し、区域内に流出させずに排水するための水路。

36 取水又は排水の際に、流水と共に流れる土砂等を沈積除去するための施設。

(技術開発・普及等)

- 適用可能な段階にありながら、環境保全効果等について客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術を普及するため、湖沼や閉鎖性海域における水質浄化技術も対象とする「環境技術実証事業」を実施した。
- ダム下流の河川環境の保全等のため、洪水調節に支障を及ぼさない範囲で洪水調節容量の一部に流水を貯留し、これを適切に放流するダムの弾力的管理や、河川の形状（瀬・淵等）等に変化を生じさせる中規模フラッシュ放流を行った。あわせて、ダム上流における堆砂を必要に応じて下流河川に補給する土砂還元に努めた。
- 「上下水道一体革新的技術実証事業（AB-Cross プロジェクト）」において、安定した処理水質を維持したまま、消費電力量の低減効果等を期待できる技術の実証事業を推進した。

(地域活動等)

- 地域共同で取り組む、農業用排水路、ため池等における生物の生息状況や水質等のモニタリング、ビオトープづくりなどの水環境の保全に係る活動に対して支援を行った。
- 豊かな水辺、星空、音の風景等、地域特有の自然や文化を保全・活用した取組を行う良好な環境の創出・活用推進事業（①水環境等の保全・活用による地域づくりにより、地域における関係主体の取組を促すとともに、水環境の適切な管理・良好な環境を創出する「良好な水環境保全・活用モデル事業」、②藻場干潟の保全・再生・創出と地域資源の利活用による好循環の実現により、持続可能な地域の取組を推進する「戦略的「令和の里海づくり」基盤構築支援事業」、③「良好な環境」を活用したインバウンド観光の推進を図る「良好な環境を活用した観光モデル事業」）を実施した。さらに、多様な主体の連携による、地域ごとの水環境保全・再生・創出と利活用の取組を支援する「令和の名水づくり・里海づくり地域支援事業」を開始した。
- 令和7年6月に「水辺の環境活動フォーラム」、同年11月に「良好な環境を活用した観光推進ウェビナー」、同年12月に「良好な環境創出シンポジウム2025」、令和8年1月に「令和7年度里海づくりシンポジウム～未来へつなぐ里海の知と実践～」を開催し、良好な水環境等の保全・創出・活用及び水環境等をいかした地域の魅力向上等についての普及促進、関係者の連携促進を図った。

(6) 水循環と生態系

森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等をつなぐ水循環は、国土における生態系ネットワークの重要な基軸である。そのつながりが、在来生物の移動分散と適正な土砂動態を実現し、それによって栄養塩を含む、健全な物質循環が保障され、沿岸域においてもプランクトンのみならず、動植物の生息・生育・繁殖環境が維持される。

また、水循環は、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わり合う生態系から得られる恵みである生態系サービスとも深い関わりがある。流域における適正な生態系管理は、生物の生息・生育・繁殖環境の保全という観点だけでなく、水の貯留、水質浄化、土砂流出防止並びに海、河川及び湖沼を往来する魚類などの水産物の供給など、流域が有する生態系サービスの向上と健全な水循環の維持又は回復に資するものである。これらの背景を踏まえ、河川及びダム湖、湖沼・湿原、沿岸域及びサンゴ礁の各生態系において、生物の生息・生育状況に関する定期的・継続的な調査、モニタリングを実施している。

(調査)

- 「河川水辺の国勢調査」等により、河川、ダム湖における生物の生息・生育・繁殖状況等について定期的かつ継続的に調査を実施した。
- 全国を対象とした淡水魚類分布調査（令和4年度から令和7年度まで）及び水生昆虫を含む昆虫類分布調査（令和5年度から実施。令和8年度までの予定）を実施している。また、自然環境の現状と変化を把握する「モニタリングサイト1000（重要生態系監視地域モニタリング推進事業）」により、水循環に関わる生態系である湖沼・湿原、沿岸域及びサンゴ礁生態系に設置された約300か所の調査サイトにおいて、多数の専門家や市民の協力の下で湿原植物や水生植物の生育状況、水鳥類や淡水魚類、底生動物、サンゴ等の生息状況に関するモニタリング調査を行った。

(データの充実)

- 市民等の協力を得て全国の生物情報の収集及び共有を図るためのシステム「いきものログ」を引き続き運用した。また、「モニタリングサイト1000（重要生態系監視地域モニタリング推進事業）」において実施した調査結果を取りまとめ、ウェブサイト³⁷で公開した。
- 国や地方公共団体の自然系の調査研究を行っている機関から構成される「自然系調査研究機関ネットワーク（NORNAC³⁸（ノルナック）」による「第28回自然系調査研究機関ネットワーク会議（NORNAC28）」を令和7年11月に開催し、構成機関相互の情報交換・共有を促進し、ネットワークの強化を図り、科学的情報に基づく自然保護施策の推進に努めた。

(生態系の保全等)

- 令和7年10月に中国・東営において「日豪中韓渡り鳥等保護協定等会議」が開催され、各国における渡り鳥等の保全施策及び調査研究に関する情報共有のほか、日豪、日中、日韓での今後の協力の在り方に関する意見交換を行った。くわえて、令和9年に開催予定の次回会議までに取り組む事項を確認した。
- 令和7年11月には、東アジア・オーストラリア地域における渡り性水鳥保全のための国際的枠組みである「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP³⁹）」の総会である第12回パートナー会議（MOP⁴⁰12）がフィリピンのセブで開催され、各国における渡り性水鳥及びその生息地の保全に関する進捗状況や課題等について議論されたほか、今後の活動等に関する決定書が採択された。活動を推進するため、国内に34か所ある渡り性水鳥重要生息地ネットワーク参加地の関係者を対象とし、令和8年2月に、日本有数のツル類の越冬地である鹿児島県出水市において、「令和7年度東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）渡り性水鳥フライウェイ全国大会」を開催した。
- 水鳥の集団渡来地として指定されている国指定野付半島・野付湾鳥獣保護区及び国指定宍道湖鳥獣保護区の更新を行った。またそれぞれの鳥獣保護区について、特別保護地区の指定を行った。
- 「生物多様性の観点から重要度の高い湿地⁴¹」について、その生物多様性保全上の配慮を促すようウェブサイトを通じて普及啓発を行った。
- 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全、創出するために河川管理を行う多自然川づくりを推進した。

37 <https://www.biodic.go.jp/moni1000/findings/reports/index.html>

38 NORNAC : Network of Organizations for Research on Nature Conservation

39 EAAFP : East Asian-Australasian Flyway Partnership

40 MOP : Meeting of Partners

41 http://www.env.go.jp/nature/important_wetland/index.html

- 自然生態系を基盤とした気候変動への適応や防災・減災を進めるため、令和5年3月に公表した生態系保全・再生ポテンシャルマップの作成・活用方法を示した「持続可能な地域づくりのための生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の手引き」や全国規模のベースマップを基に、地方公共団体による計画策定等への技術的な支援を進めた。【再掲】

- 生物多様性の保全や地域振興・経済活性化に資する生態系ネットワークの形成を推進するため、学識者、地方公共団体、市民団体等が参加する「第10回水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム」を令和8年2月に開催した。

- 河川、湖沼等における生態系の保全・再生のため、自然再生事業を実施するとともに、地方公共団体が行う自然再生事業を自然環境整備交付金により支援した。

また、河川、湖沼等を対象とした国内希少野生動植物種の保全、保護地域や重要湿地等の保全・再生などの、地域における生物多様性の保全・再生に資する先進的・効果的な活動を行う事業に対し生物多様性保全推進交付金により支援を行った。

- 農業農村整備事業において、農村地域における生態系ネットワークの保全・回復、河川等の取水施設における魚道の設置、魚類や水生植物等の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮した水路整備を行う等、環境との調和に配慮した取組を実施（写真7）してきており、更なる取組を推進するため、関係技術指針等の改定に向けた検討や事業地区における生物調査の結果の周知を行った。

また、農業水利施設や農地の健全な利用を阻害し、生態系に大きな影響を及ぼしている外来水生生物の駆除・対策手法を検討するとともに、その被害実態や駆除効果を広く周知し、地域環境保全活動として継続されるための取組を行った。

- 河川・湖沼・ため池等における外来種対策として、宮城県伊豆沼・内沼におけるオオクチバス等の違法放流対策など、各地で特定外来生物の防除等対策を実施した。また、令和7年4月に「オオクチバス等に係る防除の指針」の改定を行ったほか、特定外来生物防除等対策事業（交付金）により、地方公共団体の防除事業を支援した。

さらに、外来種問題の認識を高め、特定外来生物以外の侵略的外来種も含めて新たな侵入・拡散の防止を図るため、「入れない・捨てない・^{ひろ}拡げない」の外來種被害予防三原則についてウェブサイトによる周知を行うなどの普及啓発等に引き続き取り組んだ。

- 自然地域の保護管理の充実を図るため、上信越高原国立公園（草津・万座・浅間地域）の公園計画の見直し並びにニセコ積丹小樽海岸国定公園の公園区域及び公園計画の見直しを行うとともに、御嶽山周辺地域等、新規指定・大規模拡張がまだ行われていない地域において、関係機関等との調整を行った。

- 「自然再生推進法（平成14年法律第148号）」に基づき、森林、湿原、干潟など多様な生態系を対象として、過去に損なわれた自然を再生する地域主導の取組について、関係機関等とも連携しつつ技術的支援等を行った。

- 民間の取組等により生物多様性保全が図られている区域を国が「自然共生サイト」として認定する

写真7 多様な魚種の遡上が可能な棚田式魚道



資料）農林水産省

制度を令和5年度から開始し、令和6年度末までに、全国の328か所を自然共生サイトとして認定した。

民間等の活動を更に促進するため、令和7年4月に本制度を法制化した「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号）」を施行し、法に基づく計画の認定という形に変わった。

令和8年3月時点で、法施行以前からの累計で自然共生サイトは569か所となった。

（活動支援）

- 河川環境について専門的知識を有し、豊かな川づくりに熱意を持った人を河川環境保全モニターとして委嘱し、河川環境の保全・創出、秩序ある利用のための業務や普及啓発活動をきめ細かく行った。また、河川に接する機会が多く、河川愛護に関心を有する人を河川愛護モニターとして委嘱し、河川へのごみの不法投棄や河川施設の異常の発見等、河川管理に関する情報の収集や河川愛護思想の普及啓発に努めた。平成25年6月の「河川法」の改正により、河川環境の整備や保全などの河川管理に資する活動を自発的に行っている民間団体等を河川協力団体として指定し、河川管理者と連携して活動する団体として位置付け、団体としての自発的活動を促進し、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理を推進した。
- 地域の生活や産業の基盤となっている自然資本を、企業等の多様な主体との協働により流域や地域で適切に保全・管理するため、マルチステークホルダーとの連携により、地域課題の解決や地方創生等へと発展させること等を狙うモデル事業を全国3か所にて実施した。
- 流域全体の生態系を象徴する「森里川海」が生み出す生態系サービスを将来世代にわたり享受していける社会を目指し、平成26年12月に立ち上げた「つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト」の下、「森里川海ふるさと絵本づくり」やその工程について、ウェブサイトに掲載するなど令和5年度以降継続して横展開を図っている。
- 地域共同で取り組む、農地や農業用排水路などの地域資源を保全管理する活動に併せ、生物の生息状況の把握、水田魚道の設置等、生態系の保全・回復を図る活動に対して多面的機能支払交付金により支援を行った。

（7）水辺空間の保全、再生及び創出

河川や湖沼、^{ほり}濠、湧水、農業用排水路、ため池などの水辺空間は、多様な生物の生息・生育・繁殖環境であるとともに、人の生活に密接に関わるものであり、地域の歴史、文化、景観及び伝統を保持、創出する重要な要素である。また、安らぎ、生業、遊び、にぎわいなどの役割を有するとともに、自然への畏敬を感じる場でもある。

このため、水辺空間の更なる保全・再生・創出を図るとともに、流域において水辺空間が有効に活用され、その機能を効果的に発揮するための施策を推進している。

水辺が本来有している魅力をいかし、川が再び人々の集う空間となるよう、「かわまちづくり」支援制度や「河川法」に基づく河川敷地占用許可準則の基準の緩和などのハード・ソフト施策を展開しており、近年では、民間事業者による水辺のオープンカフェやレストラン等の出店や、川が持つ豊かな自然や美しい風景をいかした観光等により、各地でにぎわいのある水辺空間が創出されている。

さらに、「ミズベリング・プロジェクト」により、魅力的な水辺を形成するための様々な取組が各地で進められている。

また、農村地域の水辺空間を構成する農業用排水路は、農業生産の基礎としての役割に加え、環境保全や伝統文化、地域社会等にも密接に関わり、様々な役割を発揮している。これら農業用水が有

する多面的な機能の維持・増進のため、農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、親水施設の整備が行われている。

○ 「かわまちづくり」支援制度や「水辺の楽校プロジェクト」等により、地域の景観、歴史及び文化などの「資源」をいかした良好な空間形成を図る河川整備を推進した（写真8）。

○ 全国で進められている「かわまちづくり」の中から他の模範となる先進的な取組を「かわまち大賞」として表彰・周知し、「かわまちづくり」の質的向上を推進した。

○ 「ミズベリング・プロジェクト」としてウェブサイト、SNS等により、各地域における魅力的な水辺の主体的な形成を推進した。

○ 湧水保全に取り組んでいる関係機関・関係者の相互の情報共有を図るため、全国の湧水保全に関わる活動や条例等の情報を「湧水保全ポータルサイト⁴²」により発信するとともに、「湧水保全ガイドライン⁴³（令和8年3月）」について、非常時における湧水の利活用策等を検討し、改訂した。

○ 水環境等の保全・活用による地域づくりにより水環境の適切な管理・良好な環境を創出する「良好な水環境保全・活用モデル事業」により、様々な主体と連携した沼の整備等による水環境保全の取組を促進した。

○ 令和6年6月に策定した「皇居外苑^{がいえんほり}濠環境保全計画」に基づき、水環境の保全、水循環システムの保全、景観の保全及び生物多様性の保全の取組を行った。

○ 農業農村整備事業において、農村地域における親水や景観に配慮した水路・ため池整備を行う等、農村景観や水辺環境の保全の取組を実施してきており、更なる取組を推進するため、「農業農村整備事業における景観配慮の技術指針」を令和7年4月に改定した。

○ 循環型社会形成推進交付金により、浄化槽の整備を支援することで生活排水を適正に処理し、放流水を公共用水域に還元することで、地域の健全な水辺空間の再生・創出に寄与した。

○ 新世代下水道支援事業制度等により、せせらぎ用水、河川維持用水、雑用水、防火用水などの再生水の多元的な利用拡大に向け、財政支援を行った。【再掲】

○ 令和2年3月に設立した「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」において、多様な主体の知見やノウハウを活用して、グリーンインフラの社会的な普及、技術に関する調査・研究、資金調達手法の検討等を進めた。具体的には、グリーンインフラに関連する技術・評価手法等を「グリーンインフラ技術集（令和7年3月版）」として公表した。さらに、地方公共団体がグリーンインフラ関連制度を活用するための「令和7年度版グリーンインフラ支援制度集」を同年4月に公表したほか、グリーンインフラに取り組む経済的なメリット等を示した「グリーンインフラに関するファイナンスガイドライン（中間とりまとめ）」を令和8年3月に公表した。【再掲】第3章（5）その他

○ 「グリーンインフラ創出促進事業」では、防災・減災に資するグリーンインフラ関連技術や定量的な効果のモニタリング技術のフィールド実証支援を開始している。令和7年度は、緑地・森林管理の影響や衛星画像データ・AIを活用した緑地等の評価など、地域におけるグリーンインフラの社会実装による効果の見える化を図った。【再掲】第3章（4）都市

写真8 「かわまちづくり」支援制度により整備された交流拠点（静岡県伊豆の国市）



資料）国土交通省

42 <https://www.env.go.jp/water/yusui/index.html>

43 <https://www.env.go.jp/content/000390042.pdf>

(8) 水文化の継承、再生及び創出

地域の人々が河川や流域に働き掛けて上手に水を活用する中で生み出されてきた有形・無形の伝統的な水文化は、地域と水との関わりにより、時代とともに生まれ、洗練され、またあるものは失われることを繰り返し、長い歳月の中で醸成されてきた。一方で、地域社会の衰退に加え、自然と社会の急激な変化がもたらした水循環の変化とその影響による様々な問題により、一部の地域では、多様な水文化の継承が困難な状況も生じている。このため、流域の多様な地域社会と地域文化について、その活性化の取組を推進し、適切な維持を図ることにより、先人から引き継がれた水文化の継承、再生とともに、新たな水文化の創出を推進することが求められる。

○ 「水の週間」の機会を活用して、水源地域における地域活性化、上下流交流等に尽力した団体に対する水資源功績者としての表彰や、次世代のこども達を対象とした自然環境体験学習等の地域活動への支援を行い、上下流の多様な連携等を促進した。

○ 「水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）」に基づく水源地域整備事業の円滑な進捗を図ることを目的に、「水源地域対策連絡協議会幹事会」を開催し、水源地域における水文化の担い手である住民の生活環境や産業基盤等を整備するため、関係府省庁等との連絡調整を行った。

令和8年3月末までに「水源地域整備計画」を決定した95ダム及び1湖沼のうち、令和7年度は11ダムで同計画に基づく整備事業を実施した。その結果、令和8年3月末時点において、整備事業を実施中のダムは11、整備事業を完了したダムは84、湖沼は1となっている。

○ 令和8年2月に滋賀県豊郷町において、地域の農業用水の歴史や先人の偉功などを「語り」の手法を用いて広く発信し、後世に継承するための「語り部交流会」の開催を支援した。

(9) 地球温暖化への対応

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次評価報告書では、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がないこと、大気・海洋・雪氷圏・生物圏に広範かつ急速な変化が現れていること、大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域で観測された農業及び生態学的干ばつの増加が示された。また、地球温暖化が継続すると、世界の水循環が、その変動性、世界全体におけるモンスーンに伴う降水量、非常に湿潤な及び非常に乾燥した気象現象と気候現象や季節を含め、更に強まると予測され、この10年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つと示されている。

我が国では、今後、地球温暖化などの気候変動による年間無降水日数の増加や年間最深積雪の減少が予測されている。このことから、河川への流出量が減少し、下流において必要な流量が確保しにくくなることが想定される。また、河川の源流域において積雪量が減少することで、融雪期に生じる最大流量が減少するとともに、気温の上昇に伴い流出量のピークが現在より早まり、春先の農業用水の需要期における河川流量が減少する可能性があるなど、将来の渇水リスクが高まることが懸念される。

一方、大雨による降水量の増加、海面水位の上昇により、水害や土砂災害が激甚化・頻発化し、水供給・排水システム全体が停止する可能性がある。また、短時間強雨や大雨の発生頻度の増加に伴う高濁度原水の発生により、浄水処理への影響が懸念される。さらに、海面水位の上昇に伴う沿岸部の地下水の塩水化や河川における上流への海水（塩水）遡上による取水への支障、生態系の変化等も懸念されている。農業分野においても、高温による水稻の品質低下等への対応として、田植え時期の変更等を実施した場合、水資源や農業水利施設における用水管理に影響が生じることが懸念される。

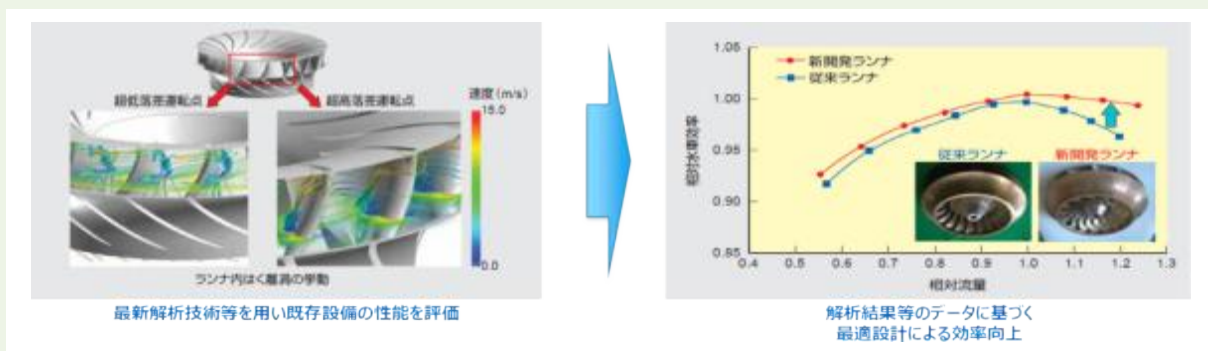
ア 水力エネルギー等の活用及び省エネルギー化による温室効果ガスの排出削減対策

- 2050年カーボンニュートラルを目指し、水循環政策における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、「水循環政策における再生可能エネルギーの導入促進に向けた数値目標」及び「水循環政策における再生可能エネルギーの導入促進に向けたロードマップ」に基づき、再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、省エネルギー対策を推進した。

(水力発電)

- 水力発電開発を促進させるため、既存ダム^{うけ}の未開発地点におけるポテンシャル調査のフォローアップを実施するとともに、長期脱炭素電源オークションにて、一般水力・揚水の新設・リプレースへの投資を支援した。既存水力発電所については、増出力や増電力量の可能性調査及び増出力や増電力量を伴う設備更新事業の一部について補助金を交付し支援した（図表32）。

図表32 水力発電の導入加速化補助金（既存設備有効活用支援事業）のイメージ



資料）経済産業省

また、揚水発電の運用高度化や導入支援を通じ、揚水発電の維持及び機能強化を図ることを目的とした補助金を交付し支援した。

- ダムを活用した治水機能の強化と水力発電の促進を両立するハイブリッドダムの取組について、ダム運用の高度化の試行を継続するとともに、国土交通省管理の3ダムにおける既設ダムへの発電設備の新增設を推進した。

また、AIを活用したダム流入量予測を全国109水系の国及び独立行政法人水資源機構が管理するダムに導入した。

さらには、筑後川水系の松原ダム・下釜ダムにて更なる水力発電の増強に向けた揚水発電の導入可能性について検討を進めた。

- 水道専用ダムを含む水道施設における小水力発電等の地域共生型再生可能エネルギーについて、「水インフラにおける脱炭素化推進事業」等により導入に向けた支援を行った。また、水道事業者等に向けた支援制度の説明会を行うことで再生可能エネルギー設備等の導入促進を図った。
- 農業水利施設を活用した小水力発電の円滑な導入を図るため、地方公共団体や土地改良区等に対し、補助事業等により支援を実施しているほか、調査・設計や協議・手続等に係る技術力向上を目的とした研修等の取組への支援や関連施策の周知等により導入の推進を図った。
- 工業用水道施設において、小水力発電の導入に当たり活用可能な支援制度について、工業用水道事業者を対象とした会議等で周知を行うことにより、再生可能エネルギー設備等の導入促進を図った。

- 中小水力発電については、導入検討段階で必要となる流量調査等の支援やFIT⁴⁴/FIP⁴⁵制度等を通じて、引き続き導入促進を図った。
- 小水力発電の導入を推進するため、従属発電については、許可制に代えて登録制を導入するとともに、プロジェクト形成支援のため現場窓口を地方整備局や事務所に設置しており、水利使用手続の円滑化を図った。
- 下水処理水の放流時や水道事業の水源から水需要点までの有効落差を活用した小水力発電等の地域共生型再生可能エネルギーについて、「水インフラにおける脱炭素化推進事業」等により導入に向けた支援を行った。また、上下水道事業者等に向けた支援制度の説明会を行うことで再生可能エネルギー設備等の導入促進を図った。
- 農業用水を利用した小水力発電の導入を推進するため、配水過程で生じる余剰圧を活用した小水力発電についての検討・実証を行った。

(水上太陽光発電等)

- 農業用ため池における水上設置型太陽光発電設備の設置ポテンシャルの算定を行った。
- 工業用水道施設において、太陽光発電の導入に当たり活用可能な支援制度について、工業用水道事業者を対象とした会議等で周知を行うことにより、再生可能エネルギー設備等の導入促進を図った。
- 電力事業者が保有する発電用ダムにおける水上太陽光発電の設置ポテンシャルの算定を行い、結果を公表した。
- ため池やダム貯水池における水上太陽光発電について、占用許可手続のためのガイドラインの作成に着手した。
- 水道施設における太陽光発電の導入促進のため、「水インフラにおける脱炭素化推進事業」等により水道施設への再生可能エネルギー設備の導入に向けた支援を行った。また、水道事業者等に向けた支援制度の説明会を行うことで再生可能エネルギー設備等の導入促進を図った。
- 地域の再生可能エネルギーのポテンシャルを有効活用するため、「設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業」により、水面等を活用した太陽光発電設備の導入支援を行った。
- 「再エネ導入促進に向けたポテンシャル調査・検討委託業務」において、ダムにおける水上太陽光発電の設置ポテンシャル推計の検討を進めた。

(水処理、送水過程等での地球温暖化対策)

- 下水道バイオマスを活用したバイオガス発電や下水汚泥の高温焼却等による一酸化二窒素の削減等を実施するために必要な施設整備に対し、「下水道脱炭素化推進事業」等を通じた財政支援を行った。
また、地方公共団体実行計画の策定等に必要となる下水道施設等の調査・検討や温室効果ガス削減に必要な運転方法の変更のための計測機器・制御装置の設置等に対し、「下水道温室効果ガス削減推進事業」を通じた財政支援を行った。
- 下水汚泥のバイオガス利用や、生ごみ等の地域バイオマス資源を下水処理場に集約した効率的な資源・エネルギー化、下水熱等のエネルギー利用について、地方公共団体へのコンシェルジュ派遣等により具体的な案件形成を推進した。
- 農林水産省と国土交通省は令和4年度の「下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会」

44 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（Feed-in Tariff）

45 FIP：Feed-in Premium

において下水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に向けて総力を挙げて取り組む方向性を取りまとめた。国土交通省は令和5年3月に、下水汚泥の処理に当たっては、肥料利用を最優先し最大限の利用を行う基本方針を明確化して下水道管理者に通知するとともに、令和6年3月には下水道管理者の検討の参考となるよう「下水汚泥資源の肥料利用に関する検討手順書（案）」の作成・公表を行った。令和7年度には、公園等の公共施設における下水汚泥の肥料利用促進に向けたパンフレットの作成・公表や、燃焼灰の肥料利用等に関して「下水汚泥資源の肥料利用に関する検討手順書（案）」への追記を行った。さらに、下水汚泥等の重金属や肥料成分の分析（49処理場）、肥料の流通確保に向けた案件形成（18団体）等の支援を行うとともに、5つの下水道施設において、下水処理過程からのリン回収に関する技術実証を行っている。

- 「地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）」において、「上下水道における省エネルギー・再生可能エネルギー導入」の中で、施設の広域化・統廃合・再配置による省エネルギー化の推進と、長期的な取組として、水道施設が電力の需給調整に貢献する可能性を追求することを盛り込んでおり、目標の達成に向けて、水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の実施状況等の把握、省エネルギー・再生可能エネルギー対策に係る情報の提供等の対策を行っている。
- 水道施設におけるエネルギー消費量・二酸化炭素排出量を削減するため、「水インフラにおける脱炭素化推進事業」等により水道施設への省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入に向けた支援を行った。
- 農業水利施設における省エネルギー化を推進するため、老朽化した施設の更新時に合わせた省エネルギー化に資する施設の整備に対して支援を行った。
- 農業集落排水施設から排出される処理水の農業用水としての再利用や汚泥の肥料化等による農地還元を図るとともに、農業集落排水施設における平常時・非常時を通じたエネルギーの最適利用システムに関する技術の開発・実証を推進した。
- 既設の中・大型浄化槽に付帯する機械設備の省エネ改修や古い既設合併処理浄化槽の交換、再生可能エネルギー設備の導入を推進することにより、浄化槽システム全体の大幅な脱炭素化を図るとともに老朽化した浄化槽の長寿命化を図った。
- 地下水・地盤環境の保全に留意しつつ地中熱利用の普及を促進するため、広報パンフレット等で地中熱利用について周知を図るとともに、「再生可能エネルギー熱「地中熱」に関する懇談会⁴⁶」を開催した。さらに、今後の地下水採取規制の在り方についての検討を実施した。
- 豪雪地帯において雪冷熱エネルギーの普及に向けた取組の調査や、屋内の冷房や雪室倉庫（農産物を貯蔵する倉庫）、データセンターの冷却等に活用している事例の収集を実施し、これらをウェブサイトへ掲載するなどして周知することにより、その一層の普及・促進を図った。

イ 森林整備・保全による温室効果ガスの吸収源対策

- 2050年カーボンニュートラルの実現及び「地球温暖化対策計画」等において定められた我が国の森林吸収源等による温室効果ガス吸収量確保の目標の達成に向けて、「森林・林業基本計画」等に基づき、間伐や再造林などの森林の適正な整備や保安林等の適切な管理、保全等を推進した。

ウ 治水対策等による気候変動への適応策

- 「気候変動適応計画（令和3年10月22日閣議決定）」に基づき、令和6年度に実施した施策のフォローアップを実施した。水資源等の各分野における施策の進捗状況を把握するとともに、

46 https://www.env.go.jp/water/jiban/page_00001.html

KPI⁴⁷の実績値の変化を確認した。

- 気候変動による水系や地域ごとの水資源への影響を需要・供給の面から評価する手法について検討した。
- 梯川水系、円山川水系、加古川水系、名取川水系、高津川水系、菊川水系、土器川水系、大淀川水系、肝属川水系、北上川水系、鳴瀬川水系及び大分川水系では、気候変動による降雨量の増加の影響などを踏まえ、「河川整備基本方針検討小委員会」を開催し、気候変動の影響を考慮し将来の降雨量の増加や流域治水を踏まえた河川整備基本方針へと変更した。
- 気候変動に伴う水質等の変化が予測されていることを踏まえ、水質のモニタリングや将来予測に関する調査研究を引き続き推進するとともに、水質保全対策を推進した。
- 気候変動の影響や生態系保全を踏まえた望ましい湖沼水環境の実現に向けた検討を行うため、琵琶湖において「琵琶湖における水質管理手法検討会」を令和7年度に2回（10月、2月）開催した。

また、気候変動が水質、生物多様性等に与える影響の分析や将来予測を行うとともに、適応策に関する検討を行った。

- 令和7年6月に閣議決定した「第1次国土強靱化^{じん}実施中期計画」においては、上下水道施設の耐災害性強化として、浄水場や下水処理場、それらに直結する管路などの「急所」となる施設の耐震化、避難所など重要施設に係る上下水道管路の一体的な耐震化、停電・浸水対策などの耐災害性強化に資する施策が位置付けられた。【再掲】
- 令和6年能登半島地震での教訓を踏まえ、令和7年度予算において、支援制度の創設や拡充をすることにより、地方公共団体が策定した「上下水道耐震化計画」に基づき、浄水場や下水処理場などの「急所」の耐震化等を推進し、耐災害性強化を図った。
- 気候変動に伴う降雨量の増加や短時間豪雨の頻発等を踏まえ、雨水幹線・ポンプ施設の整備などのハード対策の加速化と、浸水シミュレーションを活用した内水ハザードマップの公表などのソフト対策の充実による総合的な浸水対策を推進した。
- 気候変動の影響が顕著となっている状況下においても農業用水の安定供給を図るため、水管理システムの更新や水路のパイプライン化などの農業水利施設の整備を図った。
- 令和7年は、東・西日本では記録的に早い梅雨明けとなり、東北日本海側と北陸地方の7月の降水量は、統計を開始した昭和21年以降の7月として最も少ない記録となり、新潟県や東北地方の一部の地域において渇水が深刻化している状況を踏まえ、令和7年7月30日に「国土交通省渇水対策本部」を設置した。同月31日には「渇水対策関係省庁会議幹事会」を開催し、渇水情報の共有及び意見交換を行った。さらに同日、「国土交通省渇水対策本部幹事会」を開催し、大臣指示事項及び渇水対策関係省庁会議結果について情報共有を行った。

また、全国各地の渇水情報を把握するとともに、各渇水対策協議会等の会議状況、ダム貯水率などをウェブサイト「渇水情報総合ポータル」に掲載し、全国各地の渇水状況を広く共有した。

その後、農業用水による取水制限が行われている地域においてもかんがい期を終えることから、国土交通省は令和7年10月5日をもって「国土交通省渇水対策本部」を解散した。【再掲】

- 東日本の日本海側を中心に少雨となり、多くの地域において渇水・高温による水稻の生育等への影響が懸念されたことから、土地改良区等の農業水利施設の管理者は、限られた水資源を有効に活用するため、地区ごとに日替わりで配水する番水や用水の反復利用等に努めた。

また、農林水産省は渇水・高温対策本部を、国土交通省は渇水対策本部を設置した。本部設置以

47 KPI : Key Performance Indicator

降、農林水産省は、(1) MAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイス・チーム）を19県に延べ240人・日派遣、(2) ポンプを8府県で延べ1,333台・日貸出し、給水車を4県で延べ29台・日手配、(3) 26府県（394市町村）で、応急ポンプや給水車の利用、番水等に係る諸経費の補助を行い、国土交通省は、ダムの最低水位以下の水の活用、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）等による排水ポンプ車を活用した用水の確保や水利使用許可制度の迅速かつ柔軟な運用等を行った。

このような中、水稻はおおむね順調に生育した。【再掲】

- 大規模災害時においても、農地等からの排水や農業用水の供給を継続できるようにする観点から、農業水利施設が有する必要最低限の機能を確保し、早期に復旧できるようにすることが重要であるため、施設の管理者に対してBCPの策定及び点検を促した。
- 湛水^{たん}に対する脆弱^{ぜいじやく}性が高い施設や地域において、排水機場や排水路等の整備による農地^{たん}の湛水被害の防止を推進した。
- 決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池の防災工事を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知を進めた。
- 農村地域の防災・減災機能の維持向上を図るため、地域コミュニティ機能の発揮や水田の一時貯留機能を向上する「田んぼダム」の取組拡大に資する地域の共同活動や農地整備を推進した。
- 気候変動に伴い一層激甚化・頻発化する災害への対応として、将来の降雨予測に基づく計画策定手法も導入し、「土地改良事業計画設計基準 計画「排水」」を令和7年4月に改定した。
- 流域治水の取組と連携しつつ、森林整備や治山施設の設置等を行い、浸透・保水能力の高い土壌を有する森林の維持・造成や流木対策を推進した。

第5章 健全な水循環に関する教育・人材育成の推進等

水は国民共有の貴重な財産であり、公共性が高く、人の生活の様々な面に深く関わっていることから、国民が健全な水循環の維持又は回復の重要性を認識・理解し、自ら積極的に取組を行う環境づくりが重要である。そのため、こどものうちから水の大切さを学び、水を大事に使う考え方や行動を身に付けてもらうことなどを目的として、健全な水循環に関する教材の作成、授業での教材の活用等を通じ、学校教育の現場における健全な水循環に関する教育を推進している。

また、学校教育の現場のみならず、国、地方公共団体等は「水の日」・「水の週間」関連行事の開催など、水に関連する各種行事、取組等を通じて、こどものみならず、全ての国民が水と触れ合う機会を創出し、水の大切さ、水源に対する理解の向上等を図るための普及啓発、広報の取組を推進している。

(1) 水循環に関する教育の推進

(学校教育での推進)

- 平成29・30年に告示した学習指導要領を踏まえ、学校教育において、発達の段階に応じた水循環に関する教育を推進するとともに、関係省庁が連携しながら、学校等に対し水循環に関する教材等の周知を行った。
- 令和2年度に作成した健全な水循環に関する学習教材を、全国の小学校の理科、社会、総合的な学習の時間等の授業で活用し、「水循環教材の活用事例集」に事例をまとめている。令和5年度に水循環教材の内容を収めた展示セットを制作し、その巡回展示を行った事例を追加し、令和6年度からウェブサイト⁴⁸等で公表している（写真9）。

写真9 「水循環教材の活用事例集」



資料）内閣官房水循環政策本部事務局

48 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/kyouiku/t-material_es.html

写真10 中学生向け水循環教材



資料) 内閣官房水循環政策本部事務局

- 小学校向けの健全な水循環に関する学習教材に加えて、中学校教育の中での活用を念頭に置いた水循環に関する副読本、動画等の学習教材を、令和6年度からウェブサイト⁴⁹等で公表している(写真10)。
- 令和7年度に、学校教員、水インフラの管理者、社会教育施設の職員、地方公共団体等の教育関係者を対象とした「水循環教育スキルアップ講座」を宮ヶ瀬ダム及び宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館で開催した(写真11)。

写真11 水循環教育スキルアップ講座



資料) 内閣官房水循環政策本部事務局

(連携による教育推進)

- 水循環の国民の認識、理解を深めるため、ポスター掲示や水道事業者等への情報提供などにより、「水の日」関連行事等の周知を行った。
- 水循環教育に関わる各種団体と連携し作成した水循環学習教材を、学校教育の現場のみならず、地方公共団体の主催する出前講座、全国の川や水の資料館、ダムなどのインフラ施設等で活用することで、水循環教育を推進している。
- 広く国民に健全な水循環に関する普及啓発を行うため、令和5年度に作成した水循環に関するパネル・映像展示セット「めぐる水を考えよう!」について、令和7年度は全国の水に関するイベント、図書館、浄化センター等13か所での巡回展示を実施し、巡回のスケジュールをウェブサイト⁵⁰で公開した(写真12)。
- 若年層が、水道の歴史や現状を理解するとともに、将来あるべき水道について議論し、同世代へ向けたメッセージを作り上げることを目指す水道啓発セミナーを実施した。

49 https://www.cas.go.jp/seisaku/mizu_junkan/kyouiku/t-material_jhs.html

50 https://www.cas.go.jp/seisaku/mizu_junkan/kyouiku/files/tenjibashyo.pdf

- 水循環教育に関する政府の動きを受け、水循環企業と教員養成系大学の連携による取組が始まっている。栗田工業株式会社の Kurita Innovation Hub では、東京学芸大学の学生が施設見学を通じて水処理の基本を学び、水処理技術と生活・産業との関わりを実感した。また、イオン交換試験や RO 試験の体験を通じ、水処理のプロセスへの理解を深めるとともに、これらの体験の学校教育における意義や課題について考えた（写真13、14）。
- 持続可能な開発のための教育（ESD⁵¹）の視点を取り入れた環境教育プログラムの実践等を通じて、持続可能な社会の実現に向け、健全な水循環についての理解促進を図るとともに、地域における多様な主体の連携を推進した。

写真12 水循環に関するパネル・映像展示セット（左：福井県大野市、右：北上川学習交流館「あいぽーと」）



資料）内閣官房水循環政策本部事務局

写真13 展示エリアで解説を聴く大学生



資料）栗田工業株式会社、東京学芸大学

写真14 水処理技術の基礎を学ぶ実験教室



資料）栗田工業株式会社、東京学芸大学

51 ESD : Education for Sustainable Development

(現場体験を通じての教育推進)

- 農地が有する多面的機能やその機能を発揮させるために必要な整備について、国民の理解と関心の向上に資するため、農林漁業体験等を推進し、水循環に関する啓発を図った。
- 森林が有する多面的機能やその機能を発揮させるために必要な整備について、国民の理解と関心を深めるため、森林での体験活動の場に関する情報を提供したほか、国有林のフィールドの提供を通じた林業体験、森林教室等を実施することにより、森林環境教育の取組を推進した(写真15)。また、森林環境教育に取り組む関係者による発表や意見交換等を行う「こどもの森づくりフォーラム」を開催した。

写真15 小学生を対象とした森林教室の様子



資料) 林野庁

- 治水・利水・環境の取組に関する現地見学会、出前講座等の実施により、健全な水循環に関する教育や理解を深める活動を実施した。

(2) 産学官民が連携した人材育成と国際人的交流

健全な水循環を維持又は回復するための施策を推進していく上で、全ての基礎となるのが人材育成である。例えば、我が国の水管理・供給・処理サービスには、ダムの統合管理、世界でもトップクラスの低い漏水率を誇る水道管の漏水対策技術、膜処理技術を用いた海水淡水化技術など、最新の高度な技術だけでなく、農業用水や生活用水を適切に管理するため、長年にわたる運用の中で営々と蓄積されてきた技術にも特筆すべきものがあり、それらは今後も更に実務上の経験を積み重ねた上で次世代へ継承することによって初めて維持されるものである。

しかしながら、今後、人口規模などの社会構造が変化する中、健全な水循環を維持又は回復するための施策を推進していく上で必要となる水インフラの運営、維持管理・更新、調査・研究、技術開発など各分野の人材が不足し、それに伴い、適切な管理水準を確保できなくなることが懸念される。

このため、水インフラの運営や維持管理・更新に関する知見を集約するとともに、水循環に係る技術力を適正に評価するための資格制度の充実や技術力の向上等を図るための研修等を行うことが必要である。

また、技術の高度化・統合化に伴い、水インフラの維持管理・更新などの水循環に関する施策に従事する者に求められる資質・能力もますます高度化・多様化していることから、科学技術の研究者やその技術・情報を使いこなす実務者の育成が重要である。

人材育成は水循環に関する各分野共通の課題であるため、分野横断的に産学官民・国内外の垣根を越えた人材の循環や交流を促進し、より広範な視点での人材の育成を積極的に推進する必要がある。

(産学官民が連携した人材育成)

- 水循環に関する法令、施策、取組等についての研修や、「地下水マネジメント研究会」、「水循環企業連携フェア」等の開催や水循環アドバイザーの派遣により、水循環に関係する人材の育成・確保を推進した。

- 我が国民間事業者が有する森林を活用した防災・減災技術のグローバルサウス諸国での展開に向け、事業受注・実施に資する情報ハブの構築等を通じた案件形成促進を図った。
- 地方公共団体で即戦力となる気象防災アドバイザーを全国各地に配置して地域偏在を解消するため、気象庁退職者に同アドバイザーを委嘱するとともに、気象予報士に対して研修を実施した。さらに、地方公共団体の防災対応における課題の抽出・解決策の試行検証を行う事業により、同アドバイザーの有効性、活用法をまとめた上で、地方公共団体の首長にアドバイザー活用を直接働き掛けること等により、周知・普及に一層取り組んだ。また、多様な研修や訓練を通じ、防災業務に精通した地方公共団体職員の育成を後押しした。
- 第4回アジア・太平洋水サミット（APWS⁵²）の開催を契機とした人材育成・啓発プログラム「ユース水フォーラム」の一環として、令和7年8月、世代を超えて水問題の未来を語るシンポジウム「水未来会議2025」が、特定非営利活動法人日本水フォーラムの主催（政府後援）でユース参加の下、開催され、世代間の連携による水問題の解決に向けた「水未来会議からのメッセージ2025」が取りまとめられた。さらに、同プログラムでは、国内外の高校生世代を対象に、水に関わるテーマを伝える動画作品を公募し、応募作品の中から選定された6点を、同年9月の大阪・関西万博の内閣官房水循環政策本部事務局展示ブースにて上映した。
- 工業用水道事業に関わる地方公共団体等の職員に対し、工業用水道事業に対する基本的な考え方や政策の方向性、災害発生下における緊急時の対応等を含めた工業用水道事業全体を効率的に理解し、業務処理能力を向上させることを目的とした研修を実施した。
- オンラインも活用しながら水道の基本的施策に関する会議等を開催し、地域の水道行政担当者や水道事業者等と情報・課題の共有を図るとともに、専門知識等の習得を目的とする研修を実施することで、水道の基盤強化に向けて技術力の向上を推進した。
- 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）」に基づく人材育成事業・人材認定事業に登録された資格（森林における体験活動の指導等を行う森林インストラクターなど）について、ウェブサイト⁵³等を通じて、制度の周知を図った。
- 河川環境について専門的知識を有し、豊かな川づくりに熱意を持った人を河川環境保全モニターとして委嘱し、河川環境の保全・創出、秩序ある利用のための業務や普及啓発活動をきめ細かく行なった。また、河川に接する機会が多く、河川愛護に関心を有する人を河川愛護モニターとして委嘱し、河川へのごみの不法投棄や河川施設の異常の発見等、河川管理に関する情報の収集や河川愛護思想の普及啓発に努めた。平成25年6月の「河川法」の改正により、河川環境の整備や保全などの河川管理に資する活動を自発的に行っている民間団体等を河川協力団体として指定し、河川管理者と連携して活動する団体として位置付け、団体としての自発的活動を促進し、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理を推進した。【再掲】第4章（6）（活動支援）

（国際人的交流）

- かんがい排水分野では、国際かんがい排水委員会（ICID⁵⁴）及び国際水田・水環境ネットワーク（INWEPF⁵⁵）の活動並びに、インドネシア、タイ、ベトナム等との二国間技術交流を通じて、各国との協力関係を強化し、国際連携を推進した。また、国際連合食糧農業機関（FAO）、メコン河委員会（MRC）、アジア開発銀行（ADB）、経済協力開発機構（OECD）に職員を派遣しているほか、開発途上国に独立行政法人国際協力機構（JICA）専門家を派遣し、グローバルに活躍できる人材

52 APWS : Asia-Pacific Water Summit

53 https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/kan_kyouiku/main3.html

54 ICID : International Commission on Irrigation and Drainage

55 INWEPF : International Network for Water Ecosystem in Paddy Fields

の育成を推進した。

- 令和7年8月に横浜で開催された「第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）」で採択された「TICAD 9横浜宣言」にて、アフリカ諸国で干ばつ、洪水、熱帯サイクロン及び地震の危険による自然災害がますます増加していることを踏まえ、災害リスクを軽減するためのリスク情報に基づいた開発の重要な役割を確認した。また、同会議では、テーマ別イベント「アフリカにおける気候・水関連レジリエンス— 水関連リスクの軽減に向けて」を開催し、アフリカ開発銀行（AfDB）、OECD開発センター、国連防災機関（UNDRR）、世界銀行（WB）などの国際機関と人的交流を行うとともに、アフリカの水関連リスクの課題解決に貢献することを表明した。
- 令和7年8月にスウェーデンで開催された「ストックホルム世界水週間2025」に参加し、WB、国連水関連機関調整委員会（UN-Water）など様々な国際機関と人的交流を行うとともに、日本の水防災分野の取組について発信した。
- 令和7年10月にエジプトで開催された「カイロ水週間2025」に参加し、「国連水会議2026」に向けた議論の主導を表明した。
- 令和7年12月にフランスで開催された「OECDハイレベルリスクフォーラム」に参加し、OECDと人的交流を行うとともに、水防災の投資の重要性等を発信した。
- 上下水道分野において、開発途上国にJICA専門家を派遣し、組織体制や法制度の整備を支援した。また、上下水道の適切な運営管理等のため、JICA「草の根技術協力事業」により、我が国の地方公共団体等が開発途上国に対して運営管理等に係る人材育成を行った。
- 日本サニテーションコンソーシアム（JSC）と連携して令和7年12月にタイで開催されたアジア・太平洋水フォーラム執行審議会等の国際的議論に参画し、我が国の汚水管理の知見の発信を行った。
- 世界水パートナーシップ（GWP）のテクニカル・コミッティに平成30年からJICAが参加しており、令和7年度も引き続き同コミッティの会合に参加し、統合水資源管理（IWRM⁵⁶）分野における交流を行った。

56 IWRM : Integrated Water Resources Management

第6章 水循環に関する普及啓発活動の推進

（「水の日」及び「水の週間」関連行事の推進）

○ 「水循環基本法」は、国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解や関心を深めるようにするため、8月1日を「水の日」として定めている。令和7年度は、国・地方公共団体・事業者・民間の団体が連携し、「水を考えるつどい」、全日本中学生水の作文コンクール、水資源功績者表彰などのほか「水の日」の趣旨にふさわしい事業を345件実施した（**図表33**）。8月1日「水の日」の当日に開催された「水を考えるつどい」、「全日本中学生水の作文コンクール表彰式」では、瑤子女王殿下が御臨席になり、おことばを述べられた（**写真16、17**）。なお、全国の施設を「水」を連想させる青色の光で彩る「ブルーライトアップ」の取組は、令和6年度（171施設）を上回る199施設の参加があった（**写真18**）。また、全国の「水の日」関連行事への「水の日」応援大使であるポケモンの「シャワーズ」の派遣や、「水の日」PR動画の公開など、SNSやウェブサイト⁵⁷を活用した積極的な広報を通じ、若い世代を中心とした普及啓発に注力した（**写真19、20**）。

写真16 「水を考えるつどい」でおことばを述べられる瑤子女王殿下



資料）国土交通省

写真17 全日本中学生水の作文コンクール表彰式



資料）国土交通省

写真18 「ブルーライトアップ」（左：大阪・関西万博大屋根リング、右：土師^{はじ}ダム）



資料）国土交通省

⁵⁷ https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/tochimizushigen_mizsei_tk1_000012.html

図表33 第49回「水の週間」行事の概要

行 事	実 施 内 容	主 催 者 等
水の週間中央行事	1. 水を考えるつどい 日時: 令和7年8月1日(金) 14:00～16:30 場所: イイノホール(東京都千代田区) 内容: ①主催者挨拶、瑠子女王殿下おことば ②第47回全日本中学生水の作文コンクール表彰式 ③上記作文コンクール最優秀賞受賞者による作文朗読 ④基調講演(気象キャスター・井田寛子氏) ⑤パネルディスカッション(井田寛子氏、知花武佳氏、中貝宗治氏及び小池俊雄氏)(注1)	主催: 水循環政策本部、国土交通省、東京都、実行委員会(注2) 後援: 文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、(独)水資源機構、(公財)日本科学技術振興財団、NHK、(一社)日本新聞協会
	2. 水のワークショップ・展示会「いろんな水、さがしてみよう」 日時: 令和7年8月4日(月) 10:00～16:00 場所: 科学技術館(東京都千代田区) 内容: ①「魚と水のはなし」 (東京学芸大学 吉富友恭教授) ②プロジェクトWETワークショップ「みんなの水」 (2023ミス日本「水の天使」 竹田聖彩さん) ③お天気と水に関するお話 (気象キャスター 向笠康二郎さん) ④ダムなんでも相談室、工作教室及びパネル展示	主催: 水循環政策本部、国土交通省、東京都、実行委員会
令和7年度水資源功績者表彰	水資源行政の推進に関し、特に顕著な功績のあった個人及び団体に対して、国土交通大臣が表彰状を授与。	主催: 国土交通省
第47回全日本中学生水の作文コンクール	「水について考える」をテーマとして、中学生を対象に水の作文コンクールを実施。 都道府県の各地方審査等を経た作品を中央審査会で審査し、優秀作品に対して最優秀賞(内閣総理大臣賞)等を授与。	主催: 水循環政策本部、国土交通省、都道府県 後援: 文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、全日本中学校長会、(独)水資源機構、実行委員会
一日事務所長体験	全日本中学生水の作文コンクール優秀賞以上の受賞者のうち、希望する者について在住地近隣の関係機関の事務所等において一日事務所長体験を実施。	
第40回水とのふれあいフォトコンテスト	健全な水循環の重要性や水資源の有限性、水の貴重さ、水を安定的に届けるための施設の大切さについて広く理解と関心を深めることに資する写真作品を募集したフォトコンテストを実施。優秀作品に対して、国土交通大臣賞等を授与。	主催: 実行委員会 後援: 国土交通省、東京都、(独)水資源機構
上下流交流事業実施団体への助成	水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性についての啓発や、ダム水源地域の振興に資する上下流住民の連携に関する活動等を行う団体等に対し助成を実施。	主催: 実行委員会
施設見学会	ダムや浄水場などの水に係わる施設の見学会を各都道府県等において実施。	主催: 都道府県ほか
その他	・全国各地で①講演会、②展示会など多彩な催しの実施 ・ポスターの配布・掲示	

(注1) 中貝宗治氏は当日欠席。

(注2) 「実行委員会」とは、「水の日」・「水の週間」の趣旨に賛同し、政府による「水の週間」の各種の啓発活動と一体となった諸行事を積極的に実施することを目的として、水に関係の深い団体により設立された「水の週間実行委員会」を指す。

資料) 国土交通省

写真19 令和7年度「水の日」PR動画



資料) 国土交通省

写真20 「水の日」応援大使「シャワーズ」派遣 (新潟県村上市)



資料) 国土交通省

(戦略的な情報発信等)

- 森林やダム等の重要性について、森と湖に親しみ、心身をリフレッシュしながら、国民に理解を深めてもらうため、7月21日から7月31日までを「森と湖に親しむ旬間」と位置付け、各地の森林、管理ダム等において、水源林やダムの見学会などの取組を実施した。
- 水資源の開発、利用、水源の涵養等水資源行政の推進に関し、永続的に尽力するなど、特に顕著な功績のあった2個人、5団体を水資源功績者として表彰した。
- ダムカードは、ダムのことをより知ってもらうため、国土交通省と独立行政法人水資源機構が管理するダムのほか、一部の都道府県や発電事業者が管理するダムで作成しており、ダムの管理事務所やその周辺施設に訪れた方に配布している。カードの大きさや掲載する情報項目などは、全国で統一しており、ダムの写真、ダムの型式や貯水池の容量、ダムを建設したときの技術といった基本的な情報からマニアックな情報まで凝縮して掲載している。

平成19年7月に「森と湖に親しむ旬間」に併せて国土交通省及び独立行政法人水資源機構が管理する全国の111ダムで配布を開始したものであり、以後、多くのダムでダムカードが配布されるようになり、令和8年1月16日時点では832ダムで配布されるまで増加している。

ダムカード収集を目的に多くの方々がダムを訪れるようになってきており、ダムカードを水源地域の地方公共団体等が地域活性化のツールとして活用することによって、ダムを訪れる一般の方々を観光施設等へ誘客する取組も行われている。

- マンホールカードは、マンホール蓋を管理する地方公共団体と下水道広報プラットフォーム（GKP）が共同で作成したカード型のパンフレットで、平成28年4月の第1弾から累計で全国762団体1,221種類のカードが発行（令和7年12月時点）され、総発行枚数は約2,130万枚となっている。マンホールカードの発行を通じて下水道の役割を周知するとともに、観光客等に各地へ足を運んでもらうことで観光振興につなげている。これらの取組を実施する地方公共団体と連携し、下水道への関心醸成に向けて、広く情報発信を行った。

○ 国立公園等において自然体験イベントを実施することを通じ、水環境について学ぶ機会を提供した（写真21）。

○ 健全な水循環の維持又は回復に関する普及啓発活動等の情報を分かりやすく発信するために、地方公共団体等が実施する全国の「水の日」に関連する行事を集約し、「水の日」・「水の週間」のウェブサイト⁵⁸に公表した。

○ 大阪で開催された大阪・関西万博では、令和7年8月に大屋根リングの「ブルーライトアップ」を実施するとともに、同年9月には万博会場内のフューチャーライフビレッジにて、内閣官房水循環政策本部事務局として参加展示した。展示スペースにおいては、アニメーションやプロジェクションマッピング等を通じて、健全な水循環に関して日本が有する技術や知見を発信するとともに、地方公共団体（滋賀県、安曇野市、熊本市）のパネル展示を通じて、各地方公共団体における水循環に関する独自の歴史や文化について紹介した。

○ 農業用水の重要性について広く国民に理解されることを目的に、食料生産のみならず、生態系保全、防火用水、雨雪の排水、小水力発電等、生活の様々な場面で活用している農業用水利施設（そ疏水、ため池）をテーマとした第5回「水が伝える豊かな農村空間～そ疏水・ため池のある風景～」写真コンテスト（全国水土里ネット、そ疏水ネットワーク、全国ため池等整備事業推進協議会主催）の後援を行った。また、農業用水の大切さや、農業水利施設の存在と役割を国民に理解してもらうことを目的に、平成28年の「水の日」から配布を開始した「水の恵みカード」は、令和8年3月末時点で合計116種類となっている。

○ 地域の水源として適切に整備・管理されている水源林の大切さについて広く国民の理解の促進を図るため、ウェブサイト等を活用し、我が国の代表的な水源林である「水源の森百選」の所在地、その森林の状態、下流域での水の利用状況等について情報発信⁵⁹を行った。

○ 健全な水循環の維持・回復のための取組を推進するため、平成26年に発足した「Water Project」をリニューアルし、令和7年5月に多様な関係者のつながりを促すため「水辺の環境活動プラットフォーム」ウェブサイト⁶⁰を開設した。また、良好な環境の創出の取組強化の一環として、公式SNSも新たに開設し、良好な水環境等の保全・活用に関する行政・企業・団体の取組等について情報共有を行った。

（民間企業等が行う普及啓発活動への支援）

○ 健全な水循環の維持・回復のための取組を推進するため、平成26年に発足した「Water Project」をリニューアルし、令和7年5月に多様な関係者のつながりを促すため「水辺の環境活動プラットフォーム」ウェブサイト⁶⁰を開設した。また、良好な環境の創出の取組強化の一環として、公式SNSも新たに開設し、良好な水環境等の保全・活用に関する行政・企業・団体の取組等について情報共有を行った。

写真21 自然体験活動（苔テラリウム作り）



資料）環境省

58 https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/tochimizushigen_mizsei_tk1_000012.html

59 <https://www.rinya.maff.go.jp/j/suigen/hyakusen/>

60 <https://policies.env.go.jp/water/waterside-environment/>

(海外向けの情報発信)

- 大阪で開催された大阪・関西万博では、令和7年8月に大屋根リングの「ブルーライトアップ」を実施するとともに、同年9月には万博会場内のフューチャーライフビレッジにて、内閣官房水循環政策本部事務局として参加展示した。展示スペースにおいては、アニメーションやプロジェクションマッピング等を通じて、健全な水循環に関して日本が有する技術や知見を発信するとともに、地方公共団体（滋賀県、安曇野市、熊本市）のパネル展示を通じて、各地方公共団体における水循環に関する独自の歴史や文化について紹介した。【再掲】

第7章 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

事業者、国民又はこれらの主体が組織する民間団体等が、水循環と自らの関わりを認識し、自発的に行う社会的な活動は、健全な水循環の維持又は回復においても大きな役割を担っている。

こうした民間団体等による社会的な活動を促進するためには、団体活動のマネジメントの能力を持った人材の発掘、活用、育成、活動のための資金の確保、活動の情報開示等を通じた信頼性の向上などの課題への対応が必要である。

水に関わる環境面のみならず防災面まで含めた健全な水循環に関する取組は、産学官はもとよりNPOや一般住民まで含めて、一体となって取り組む必要がある。

(協働活動等への支援)

- 令和8年3月に、企業等による森林づくり活動の促進や森林の機能に対する理解醸成を図るため、林地における水資源貯留機能を簡易的に測定できる手法⁶¹を公表した。
- 官民連携プロジェクトの取組として、令和7年11月に水に関する優良事例を共有する「グッドプラクティス塾」、令和8年2月に「CDP⁶²ウォーター・環境省共催セミナー」を開催し、民間企業等のウォーターポジティブや流域一体的な取組を推進し、水に関する情報開示等を促進するための情報発信を行った。
- 水生生物を指標として河川の水質を総合的に評価するとともに環境問題への関心を高めるため、一般市民が参加する全国水生生物調査を行い、調査結果をウェブサイト⁶³に公開した。
- 環境省では、こどもや市民の参加による水辺の環境調査に関する研修会等を実施した。
- 農業用排水路等の泥上げ・草刈り、軽微な補修、長寿命化、水質保全などによる農村環境保全など地域資源の適切な保全管理等のための地域の共同活動を多面的機能支払交付金により支援した。【再掲】第4章(3)イ 農業水利施設におけるストックマネジメント
- 森林の水源涵養機能^{かんよう}などの多面的機能の発揮や、山村集落の維持・活性化を図るため、二次林や人工林等が混在する身近な里山林の整備を里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金により支援した(写真22)。

写真22 地域住民が行う里山林の保全(左：伐採・右：搬出)



資料) 林野庁

61 森林の水源涵養機能のうち水資源貯留機能については、地形、地質条件、森林土壌の発達など様々な条件が複雑に関わって発揮されるものであるが、本手法については、林地における水源涵養の効果を簡易に数値化する観点で、各種の条件を単純化して提示したものである。

62 環境分野に取り組む国際NGO。企業等への環境に係る質問書を送付し、その結果を取りまとめ、共通の尺度で分析・評価している。企業等の回答の公開を通じて、持続可能な経済の実現に取り組んでいる。(CDP: Carbon Disclosure Project)

63 https://www.env.go.jp/press/press_05029.html

- 上下流交流や地域活性化交流等を通じた持続的かつ自立的な水源地域の未来形成に向けて、取組の課題や先進的な取組事例等を共有し、関係者間で意見交換を行うことで、各地域の水源地域振興の取組の更なる深化を目指すことを目的として、「水源地域未来会議」を開催した。令和7年度は第1回会議を6月に東京都千代田区、第2回会議を11月に岩手県盛岡市・雫石町において開催し、地方公共団体や地元の活動者による取組事例の紹介、課題や工夫等の意見交換、有識者によるインフラツーリズム等に関する講演を通じて、地域・分野を越えて情報を共有・発信し、課題解決や新しい取組につながるよう支援した（写真23）。

写真23 水源地域未来会議（左：6月東京都千代田区、右：11月岩手県盛岡市・雫石町）



資料）国土交通省

（企業による取組の促進）

- 近年、持続可能な開発目標（SDGs）の動きに加え、気候変動や自然環境への影響について、企業の情報開示を求める動きが広がっており、水源域における森林整備・保全や事業活動における水使用量の削減など、健全な水循環に資する取組に対する企業の関心も高まっている。これらを踏まえ、企業による健全な水循環に資する取組の促進を図ることを目的に、「水循環企業登録・認証制度」を令和6年7月に創設した。

令和7年度は、水循環に資する取組を積極的に実施している145社を「水循環ACTIVE企業」として認証し、取組に関心のある3社を「水循環CHALLENGE企業」として登録した（図表34）。

また、令和8年1月に、有識者による講演や「水循環ACTIVE企業」の優良な取組事例の紹介等を通じて、「水循環ACTIVE企業」の取組の深化や「水循環CHALLENGE企業」の取組の促進、また、より多くの企業に水循環についての関心を高めてもらうことを目的として、「令和7年度水循環企業連携フェア」を開催した。会場では約50社・団体から約120名、WEB配信では約70社・団体から約100名、計約220名の参加があり、健全な水環境に資する更なる促進を図った（写真24）。

図表34 「水循環ACTIVE企業」ロゴマーク



資料）内閣官房水循環政策本部事務局



資料）内閣官房水循環政策本部事務局

（人材育成及び団体支援制度の活用）

- 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく人材育成事業・人材認定事業に登録された資格（森林における体験活動の指導等を行う森林インストラクターなど）について、ウェブサイト等を通じて、制度の周知を図った。【再掲】第5章（2）（産学官民が連携した人材育成）
- 平成25年6月の「河川法」の改正により、河川環境の整備や保全などの河川管理に資する活動を自発的に行っている民間団体等を河川協力団体として指定し、河川管理者と連携して活動する団体として位置付け、団体としての自発的活動を促進し、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理を推進した。【再掲】第4章（6）（活動支援）
- 雨水の利用を社会に広めるため、令和7年3月に公表した「^{あまみず}雨水利用事例集」を「令和7年度^{あまみず}雨水利用推進関係省庁等連絡調整会議」及び「令和7年度^{あまみず}雨水利用に関する自治体職員向けセミナー」において周知した。

（表彰）

- 水資源の開発、利用、水源の^{かんよう}涵養等水資源行政の推進に関し、永続的に尽力するなど、特に顕著な功績のあった2個人、5団体を水資源功績者として表彰した。【再掲】第6章（戦略的な情報発信等）
- 日本水大賞委員会（名誉総裁：秋篠宮皇嗣殿下、委員長：毛利衛（日本科学未来館名誉館長））と国土交通省が主催する日本水大賞において、水循環系の健全化に貢献する様々な活動を対象に、社会的貢献度が高い、水防災、水資源、水環境等の分野における活動の中から、特に優れたものを表彰している。
第27回日本水大賞の表彰式では、地元の農業用水路の管理データ作成等に取り組んだ群馬県立吾妻中央高等学校環境工学研究部（群馬県）の活動が日本水大賞を受賞した（写真25）。また、日本水大賞委員会が主催する2025日本ストックホルム青少年水大賞では、水問題を解決するための理論的及び応用的な調査研究活動などを表彰しており、沖縄県立宮古総合実業高校環境班（沖縄県）が大賞を受賞した。
- 水環境保全に係る活動等を促進するため、次代を担う中学生を対象とした第47回全日本中学生水の作文コンクールを開催した。国内外からの7,482編に上る応募作品の中から最優秀賞1編、優秀賞9編、入選30編及び佳作153編を選出、表彰した。

写真25 第27回日本水大賞の表彰式でおことばを述べられる秋篠宮皇嗣殿下(左)、表彰の様子(右)



資料) 国土交通省

(地域振興)

- 上下流交流や地域活性化交流等を通じた持続的かつ自立的な水源地域の未来形成に向けて、取組の課題や先進的な取組事例等を共有し、関係者間で意見交換を行うことで、各地域の水源地域振興の取組の更なる深化を目指すことを目的として、「水源地域未来会議」を開催した。令和7年度は第1回会議を6月に東京都千代田区、第2回会議を11月に岩手県盛岡市・雫石町において開催し、地方公共団体や地元の活動者による取組事例の紹介、課題や工夫等の意見交換、有識者によるインフラツーリズム等に関する講演を通じて、地域・分野を越えて情報を共有・発信し、課題解決や新しい取組につながるよう支援した。【再掲】

(情報発信)

- 官民連携プロジェクトの取組として、令和7年11月に水に関する優良事例を共有する「グッドプラクティス塾」、令和8年2月に「CDPウォーター・環境省共催セミナー」を開催し、民間企業等のウォーターポジティブや流域一体的な取組を推進し、水に関する情報開示等を促進するための情報発信を行った。【再掲】
- 令和7年6月に「水辺の環境活動フォーラム」、同年11月に「良好な環境を活用した観光推進ウェビナー」、同年12月に「良好な環境創出シンポジウム2025」、令和8年1月に「令和7年度里海づくりシンポジウム～未来へつなぐ里海の知と実践～」を開催し、良好な水環境等の保全・創出・活用及び水環境等をいかした地域の魅力向上等についての普及促進、関係者の連携促進を図った。【再掲】第4章(5)(地域活動等)
- メールマガジンやウェブサイトを通じて、水に関するイベントの紹介を行うことにより、水循環に関係する様々な主体の取組を促進した。
- 幅広い世代・分野にグリーンインフラを普及させるために、グリーンインフラ官民連携プラットフォームにおいて、ウェブサイトのリニューアルを行いグリーンインフラに関する情報発信を行った。また、「グリーンインフラ大賞」ではGREEN×EXPO賞を新たに創設の上、グリーンインフラに関する優れた取組事例を表彰するとともに、応募された取組事例を事例集として取りまとめ、公開した。令和7年度の取組として、「地方公共団体や事業者による先駆的取組」や「GREEN×EXPO 2027を契機とした社会のトランスフォーメーション」などをテーマとした、会員向けオンラインセミナーを月に1回の頻度で開催した。また、優良事例ツアーを2回実施した。

第8章 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

水循環施策を今後とも適切に進めていくためには、水循環に関する調査の実施やその調査に必要な体制の整備に取り組む必要がある。

(1) 流域における水循環の現状に関する調査

(水量・水質調査)

- 下水中のウイルス濃度を調査し、地域の感染状況の把握に活用する取組として、下水道管理者の役割等をまとめた「新型コロナウイルスの広域監視に活用するための下水サーベイランスガイドライン（案）（令和6年6月）」を公表し、下水サーベイランスの取組を促進した。
また、「下水道革新的技術実証事業」において、下水中に存在する感染症関連タンパク質のリアルタイム追跡を行い、感染症発生動向把握の有効性調査を実施した。
- 「水質汚濁防止法」に基づき、公共用水域等の水質汚濁の状況を調査した結果を集計・解析し、ウェブサイト⁶⁴に公表した。また、データの一元的管理及び効率的な処理を行うため、システムの保守点検及び改修を行った。
- 「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」及び「湖沼水質保全特別措置法」に定められている施設の設置時の届出等の各規定の施行状況について、都道府県等からの報告に基づきその件数や内容等を把握するとともに、その結果をウェブサイト⁶⁵で公表した。
- 「水質汚濁防止法」に基づく水質総量削減が実施されている東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海並びに「有明海及び八代海等の再生に関する基本方針（平成15年2月6日総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省・令和3年8月31日変更）」に基づく汚濁負荷の総量の削減に資する措置が推進されている有明海、八代海等において、発生負荷量等算定調査を実施した。
- 農業用水取水施設の概要、取水量、利活用状況等の農業用水の利用実態を把握することで、水利調整等の円滑化を図った。

(水資源調査)

- 生活用水、工業用水、農業用水等各種用水の利用量、水資源開発の現状、地下水や雨水・再生水等の利用状況、渇水の発生状況等の各種調査を実施し、得られた調査結果を取りまとめ、「日本の水資源の現況」としてウェブサイト⁶⁶に公表した。

(生物調査)

- 「河川水辺の国勢調査」等により、河川、ダム湖における生物の生息・生育・繁殖状況等について定期的かつ継続的に調査を実施した。
- 全国を対象とした淡水魚類分布調査（令和4年度から令和7年度まで）及び水生昆虫を含む昆虫類分布調査（令和5年度から実施。令和8年度までの予定）を実施している。また、自然環境の現状と変化を把握する「モニタリングサイト1000（重要生態系監視地域モニタリング推進事業）」により、水循環に関わる生態系である湖沼・湿原、沿岸域及びサンゴ礁生態系に設置された約300か所の調査サイトにおいて、多数の専門家や市民の協力の下で湿原植物や水生植物の生育状況、水鳥

64 <https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/index.asp>

65 https://www.env.go.jp/water/impure/law_chosa.html

66 https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_fr1_000037.html

類や淡水魚類、底生動物、サンゴ等の生息状況に関するモニタリング調査を行った。【再掲】第4章(6)(調査)

(地下水)

- 「工業用水法(昭和31年法律第146号)」に基づく指定地域における規制効果を把握するため、対象となる地区の事業体における地下水位の観測を継続的に実施している。
- 地下水の過剰採取による広域的な地盤沈下が発生し、これに伴う被害の著しい、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の3地域において、地盤沈下を防止し、併せて地下水の保全を図るため、「地盤沈下防止等対策要綱」に基づき関係省庁及び関係地方公共団体と連携し、同要綱の実施状況の把握、地下水・地盤沈下データの収集、整理及び分析を行うとともに、地盤変動の測量を効率化・高度化する検討を推進した。
- 地下水マネジメントを進める地域で観測、収集された地下水位、水質、採取量等のデータを関係者が相互に活用することを可能とする「地下水データベース」の運用及び普及を引き続き推進した。
- 地盤沈下の防止を図るため、全国の地盤沈下に関する測量情報を取りまとめた「全国の地盤沈下地域の概況⁶⁷」及び代表的な地下水位の状況や地下水採取規制に関する条例等の各種情報を整理した「全国地盤環境情報ディレクトリ⁶⁸」を公表した。

あまみず (雨水・再生水利用)

- 水資源の有効利用及び雨水の集中的な流出の抑制効果を把握するため、令和7年度においても^{あまみず}雨水・再生水利用施設実態調査を継続的に実施した。
- 再生水の利用実態等を把握するため、再生水利用施設の利用用途や利用量等の調査を実施した。

(調査結果の公表及び有効活用)

- 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所では、北海道から九州にかけて全国12か所の森林水文試験地において観測された降水量、流出量、水質等のデータ⁶⁹及び新潟県の豪雪地帯で観測された積雪データ⁷⁰を公開した。
- 国土技術政策総合研究所は、令和6年度に公表した全国版d4PDF⁷¹力学的ダウンスケーリングデータのバイアス補正データについて、その開発手法やバイアス量の特徴をまとめたディスクリプション論文を令和7年6月に公表⁷²した。
- 「水質汚濁防止法」に基づき、公共用水域等の水質汚濁の状況を調査した結果を集計・解析し、ウェブサイトにて公表した。また、データの一元的管理及び効率的な処理を行うため、システムの保守点検及び改修を行った。【再掲】

(2) 気候変動による水循環への影響とそれに対する適応に関する調査

- 気候変動による水系や地域ごとの水資源への影響を需要・供給の面から評価する手法について検討した。【再掲】第4章(9)ウ 治水対策等による気候変動への適応策

67 <https://www.env.go.jp/water/jiban/chinka.html>

68 <https://www.env.go.jp/water/jiban/directory/index.html>

69 <https://www2.ffpri.go.jp/labs/fwdb/>

70 <https://www.ffpri.go.jp/labs/tkmcs/>

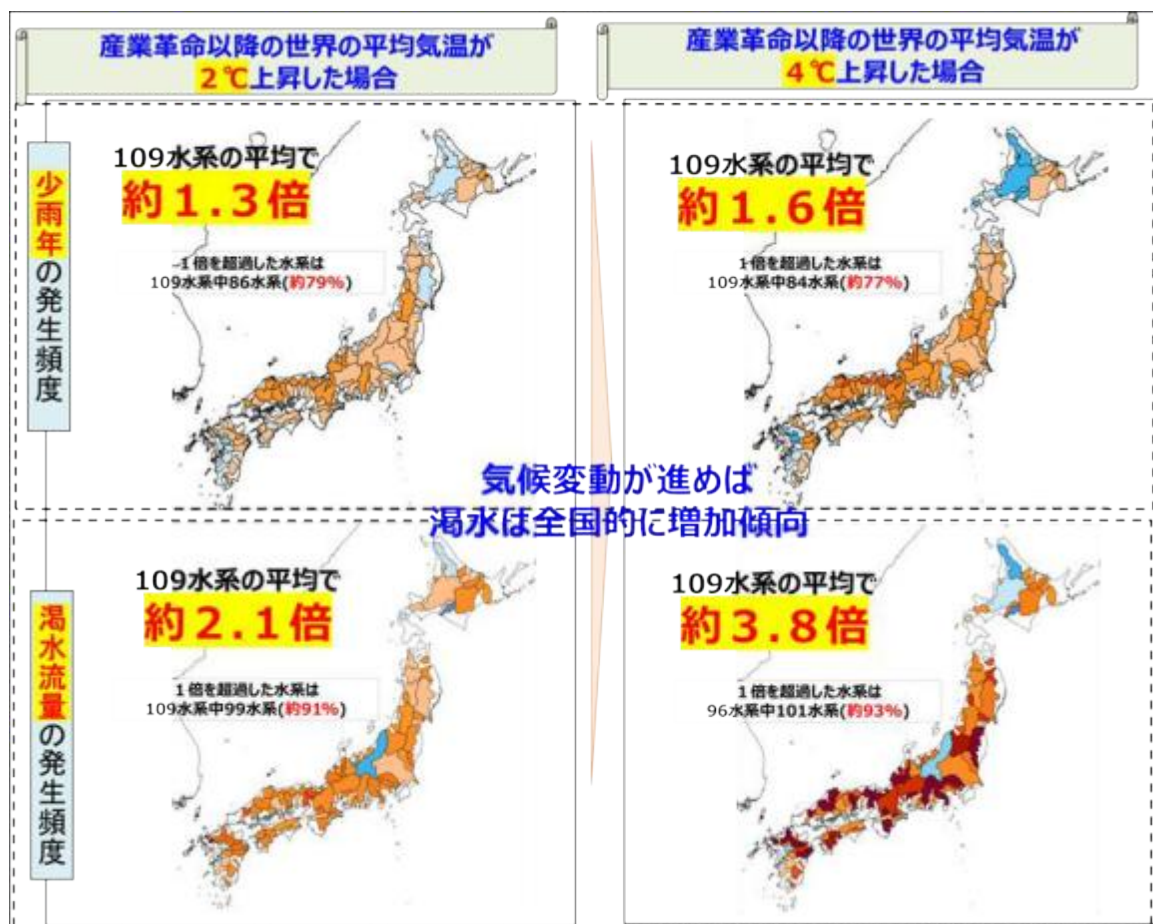
71 地球温暖化対策に資するアンサンブル気候予測データベース (database for Policy Decision making for Future climate change)

72 https://www.jstage.jst.go.jp/article/river/31/0/31_421/_pdf/-char/ja

- 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農村工学研究部門）では、構築した高解像度水資源評価モデルを基盤として、d4PDFに基づく全国の渇水リスク解析結果を体系的に整理し、データベース化した。本データベースを活用することで、気候変動下で確保すべきダム容量の評価や、農業構造や営農形態の変化に伴う水需要の変化を踏まえた水需給リスク評価を可能とし、地域における気候変動適応計画の策定を支援した。
- 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所等では、森林の状態や気候変動が積雪融雪特性や水流出特性に及ぼす影響を評価するデータ収集のため長期観測体制の整備を行った。
- 我が国における気候変動対策の効果的な推進に資することを目的に、日本の気候変動に関する観測結果や将来予測の最新情報を取りまとめた「日本の気候変動2025—大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書—」（令和7年3月に公表⁷³）を提供している。同報告書に基づく降水の変化等を把握するとともに、各地における対応事例を知ることで、気候変動を踏まえた今後の気象防災を考えるきっかけとなるよう、「日本の気候変動2025」と地域防災を考えるシンポジウム」を令和7年12月に開催した。
- 気候変動の影響評価研究者や地方公共団体、民間企業等の様々なセクターが気候変動対策において、目的に応じて適切なデータを入手し分析できるよう、「気候予測データセット2022」及びその解説書（令和4年12月公表）の提供や周知を継続した。
- 気象庁では、社会・経済に大きな影響を与える異常気象が発生した場合、その発生要因について最新の科学的知見に基づいて分析し、その見解を迅速に発表することを目的とする「異常気象分析検討会」を平成19年から運営している。令和7年9月の同検討会においては同年夏の記録的な高温と7月の少雨の特徴及びその要因等について、地球温暖化の影響を含めて分析し、令和8年3月の同検討会においては令和7年夏の後半以降における少雨の特徴とその要因について、それぞれ見解を取りまとめて公表した。
- 国土技術政策総合研究所は、気候変動による水資源管理への影響の俯瞰^{ふかん}的な把握に資することを目的として、全国版d4PDF力学的ダウンスケーリングデータのバイアス補正データを用いて、109の一級水系を対象に流出解析を行い、気候変動による非超過確率1/10の少雨年と渇水流量の発生頻度の変化を令和7年9月に公表した（図表35）。

73 <https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ccj/index.html>

図表35 気候変動による非超過確率1/10の少雨年と渇水流量の発生頻度の変化



出典：西村宗倫，高田望，坂本光司，嶋谷祐馬，柴川大雅，因幡直希，仲江川敏之，池淵周一，竹下哲也：WBC-d4PDF5km（2022）を用いた気候変動による渇水への影響のマクロ的評価，土木学会論文集（地球環境），Vol.81，No.27，25-27035，2025.

資料）公益社団法人土木学会

第9章 科学技術の振興

水循環施策を今後とも適切に進めていくためには、水に関する様々な側面からの科学的な知見を不断に獲得していくことが必要不可欠である。

水循環に関する科学技術の振興を図るため、最新の科学技術や過去の研究事例を踏まえながら、関係する研究機関や学会とも連携しつつ、水循環に関する調査研究を推進するとともに、その成果の普及、研究者の養成を行っていくことが必要である。また、調査によって得られたデータや分析結果、研究成果等については、分かりやすく、かつ、利用しやすいよう、オープンデータ化するなどデータ等の有効活用を図ることも重要である。

(流域の水循環に関する調査研究)

- 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農村工学研究部門）では、全国1 km解像度で整備した河道網を基盤とし、主要な農業水利施設（ダム、頭首工及び用水路網）の情報及び土地利用データ等から推定される農業水需要を統合した数値モデルを構築した。本モデルにより、水資源の供給と需要の関係を一体的に表現することが可能になり、水系、施設、かんがい地区といった多様な空間スケールにおいて、水需給の逼迫状況や渇水リスクを可視化できる基盤を整備した。
- 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所等では、森林流域における水文観測を継続するとともに、森林変化や気候変動等が水資源供給量に与える影響を定性的・定量的に予測するために、様々な気候条件下で森林からの水流出を予測するモデルの研究開発を行った。
- 水道原水や水道水における微量化学物質や病原生物等の存在状況、低減化技術、監視・分析法を検討し、水質リスクを総合的に評価することで、新たな管理目標の設定など根拠に基づいた水質管理を検討した。また、最新の科学的知見を水道水質基準の逐次見直し等に活用するために、水道システム全体のリスクの一層の低減と安全性の強化を検討した。

(地下水に関する調査研究)

- 大規模災害時や渇水リスクの軽減という社会課題を踏まえ、研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE）において戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）で開発された3次元水循環モデルを基に、モデル地域における地下水流動解析手法や地盤の詳細な物理特性を必要としない簡易モデルの開発を進めた。【再掲】第2章（1）地下水に関する情報の収集、整理、分析、公表及び保存
- 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所等では、これまで森林理水試験地で観測し、集積してきた流出量等の観測データの解析により、森林植生の変化が渇水時流出量に及ぼす影響の評価を行った。

^{あまみず} (雨水に関する調査研究)

- 水資源の有効利用を図り、併せて下水道、河川等への流出の抑制に寄与するため、先進的に雨水利用の推進に取り組んでいる事例等を、「令和7年度^{あまみず}雨水利用に関する自治体職員向けセミナー」において周知した。また、公共施設等への雨水利用施設の設置事例の視察、関係者との情報交換を実施した。
- ^{あまみず}雨水利用の方法や効果などの事例を幅広く収集し、分析・公表する取組を推進するため、令和7年度においても^{あまみず}雨水・再生水利用施設実態調査を継続的に実施し、全国の^{あまみず}雨水利用施設の設置状況、雨水の利用用途等について公表⁷⁴した。

74 https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_tk1_000055.html

- 雨水の利用の推進を図り、水質保全、流出抑制、維持管理等の技術や雨水の利用のための施設に係る規格等に関する調査研究を推進するため、宇都宮市の施設や民間施設の取組事例を視察し、国、地方公共団体、雨水関連団体等の担当者が参加した。
- 雨水の集中的な流出の抑制効果、維持管理、雨水利用施設の規格等に関する調査研究に資するため、令和7年度においても雨水・再生水利用施設実態調査を継続的に実施し、全国の雨水利用施設の設置状況及び雨水の利用用途について公表した。

(水の有効活用に関する科学技術)

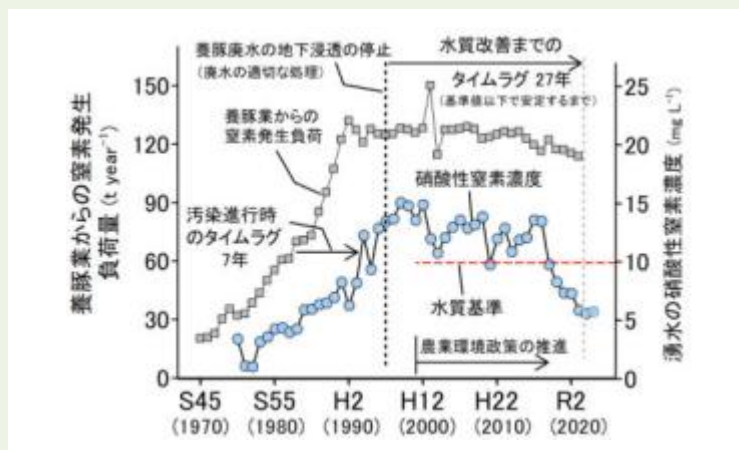
- 水道事業者等が有する水道に関する設備・機器に係る情報や事務系システムが取り扱うデータを横断的かつ柔軟に利活用できる仕組みである「水道情報活用システム」について、同システムを導入する水道事業者等に対し上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費による支援を行った。また、同システムの導入を検討している水道事業者等を対象とした説明会の開催等により、水道事業者等による同システムの導入検討を支援した。
- 検針業務の効率化だけでなく利用者サービスの向上やエネルギー使用の効率化等、多くの効果が期待される水道分野のスマートメーターの導入・普及に向け、モデル事業を通じて、先端技術の導入を支援したほか、産官学が連携して水道スマート化に向け取り組む「New-Smart プロジェクト」（事務局：公益財団法人水道技術研究センター）に参画し、助言等を行った。
- 「上下水道一体革新的技術実証事業（AB-Cross プロジェクト）」において、安定した処理水質を維持したまま、消費電力量の低減効果等を期待できる技術の実証事業を推進した。【再掲】第4章(5)（技術開発・復旧等）

(水環境に関する科学技術)

- 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農村工学研究部門）では、鹿児島県大隅半島のシラス台地に設置した観測井における長期水質モニタリングデータの解析により、畜産系の窒素負荷による地下水硝酸性窒素汚染では、汚染プロセスが比較的早く進行するのに対して、水質改善プロセスではより長い時間を要することを明らかにした（図表36）。

図表36

大隅半島鹿屋原台地における窒素発生負荷量と代表的湧水における硝酸性窒素濃度の長期変化



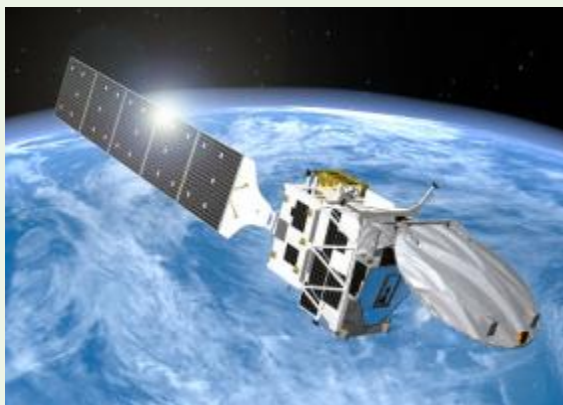
資料）農林水産省

- 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所等では、気候変動や森林施業が森林の水環境に及ぼす影響を明らかにするため、森林流域内での水や栄養塩等の移動、長期的な変化トレンド等の解析を行った。
- 人口減少や今後の災害も見据え、強靱で持続可能な上下水道システムの構築を図るため、分散型システムやダウンサイジング可能な技術の実証事業を推進した。【再掲】第4章(2)イ（上下水道）

(全球観測を活用した調査研究)

- 令和7年5月にローマで開催された第20回GEO⁷⁵本会合において、地球観測データを活用した洪水早期警報システムの構築や能力開発の取組を発表した。同年10月には、第17回アジア・オセアニア地域GEO (AOGEO) シンポジウムをバンコクで開催し、「持続可能な稲作農業のエコシステム」に関する特別セッションや「アジア水循環イニシアティブ (AWCI)」を含む各タスクグループでの議論を踏まえ、同地域における水循環等の課題解決に向けた分野横断的な協力の重要性等を記した「2025 AOGEO Statement」を採択した。
- 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 (JAXA) では、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」(ALOS-2⁷⁶) (平成26年5月打ち上げ)、先進レーダ衛星「だいち4号」(ALOS-4⁷⁷) (令和6年7月打ち上げ)、水循環変動観測衛星「しずく」(GCOM-W⁷⁸) (平成24年5月打ち上げ)、全球降水観測計画主衛星 (GPM主衛星⁷⁹) (平成26年2月打ち上げ)、気候変動観測衛星「しきさい」(GCOM-C⁸⁰) (平成29年12月打ち上げ)、雲エアロゾル放射ミッション衛星「はくりゅう」(EarthCARE⁸¹衛星) (令和6年5月打ち上げ) (写真26)、高性能マイクロ波放射計3 (AMSR3⁸²) を搭載する温室効果ガス・水循環観測技術衛星「いぶきGW」(GOSAT-GW⁸³) (令和7年6月打ち上げ) (写真27) などの人工衛星を活用した地球観測の推進や、GPM主衛星を中心に複数衛星のデータを活用した衛星全球降水マップ (GSMaP⁸⁴) による世界163の国と地域 (令和8年3月末時点) のユーザに対する全球降水情報の提供に取り組んだ。
- GSaPの更なる高度化等のため、JAXAでは、GPM主衛星に続く降水レーダ衛星 (PMM⁸⁵) の開発や衛星地球観測重点テーマ「水災害・水資源管理」の推進なども含め、人工衛星を活用した地球観測を推進した。

写真26 雲エアロゾル放射ミッション衛星「はくりゅう」



資料) 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

写真27 温室効果ガス・水循環観測技術衛星「いぶきGW」



資料) 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

75 GEO : Group on Earth Observations (地球観測に関する政府間会合)

76 ALOS-2 : Advanced Land Observing Satellite-2

77 ALOS-4 : Advanced Land Observing Satellite-4

78 GCOM-W : Global Change Observation Mission-Water

79 GPM主衛星 : Global Precipitation Measurement Core Observatory Satellite

80 GCOM-C : Global Change Observation Mission-Climate

81 EarthCARE : Earth Cloud Aerosol and Radiation Explorer

82 AMSR3 : Advanced Microwave Scanning Radiometer 3

83 GOSAT-GW : Global Observing SATellite for Greenhouse gases and Water cycle

84 GSaP : Global Satellite Mapping of Precipitation

85 PMM : Precipitation Measuring Mission

(気候変動の水循環への影響に関する調査研究)

- 国立研究開発法人土木研究所では、令和4年度からの「国立研究開発法人土木研究所の中長期目標を達成するための計画」に基づく研究の4年目として、気候変動下における持続可能な水資源・水環境管理技術の開発を進め、流域の水循環変化が河川水温に及ぼす影響、渇水に伴う水質変化が河川生態系に及ぼす影響、流量変化が下水道比率の多い河川水質に及ぼす影響、湖沼・ダム貯水池水質への富栄養化等の影響、沿岸域の貧栄養化に対する下水処理水の栄養塩供給の効果等の予測技術の開発を着実に継続した。
- 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農村工学研究部門）では、流域内にあるダムの空き容量と、水田における「田んぼダム」の取組実施率を任意に設定することで、様々な施設活用条件や複数施設の同時利用によって発揮される出水時の最大流出量の軽減効果を明らかにした。
- 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農村工学研究部門）では、農業用施設の操作支援を目的として、排水路の水位や水路からの溢水・氾濫について、リアルタイムの観測値を示すとともに、直近の水位データを参照しながら数時間先の予測が可能なシステムを開発した。
- 「地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業」において、地球環境データ（観測データ、予測データ等）を蓄積するとともに、これらのデータを統合・解析・提供するプラットフォーム「データ統合・解析システム（DIAS⁸⁶）」の安定的な運用を通じて、気候変動、防災等の地球規模課題の解決に資する研究開発を継続して実施するとともに、全国確率洪水流量データセット⁸⁷の提供を開始した。
- 「気候変動予測先端研究プログラム」において、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第7次評価報告書に貢献するため、引き続き気候モデルの開発等を進めるとともに、気候変動による水循環への影響の解明や、気候予測データの創出等に取り組んだ。また、令和7年8月の熊本県を中心とする大雨や夏の記録的な高温に地球温暖化が寄与していたことを明らかにし、同年9月に報道発表⁸⁸を行った。

(調査研究成果の有効活用)

- 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所では、降水量、流出量、水質等のデータを引き続き公開し、教育機関や民間団体と共有した。
- 雨水利用の方法や効果などの事例を幅広く収集し、分析・公表する取組を推進するため、令和7年度においても雨水・再生水利用施設実態調査を継続的に実施し、全国の雨水利用施設の設置状況、雨水の利用用途等について公表した。【再掲】
- 大規模災害時や渇水リスクの軽減という社会課題を踏まえ、研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE）において戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）で開発された3次元水循環モデルを基に、モデル地域における地下水流動解析手法や地盤の詳細な物理特性を必要としない簡易モデルの開発を進めた。【再掲】第2章（1）地下水に関する情報の収集、整理、分析、公表及び保存

86 DIAS : Data Integration and Analysis System

<https://diasjp.net/>

87 <https://diasjp.net/information/dataset/20250920-d4flood/>

88 https://www.mext.go.jp/content/20250905-mxt_kankyou-000044679_1.pdf

第10章 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

世界に目を向けると渇水、洪水、水環境の悪化に加え、これらに伴う食料不足、貧困の悪循環、病気の発生等が問題となっている地域が存在し、更に人口増加などの要因がそれらの問題を深刻にさせている。このような世界の水問題は引き続き取り組むべき重要な課題であり、令和5年3月に46年ぶりに水問題を中心に議論する「国連水会議2023」が開催されたほか、同年の国連決議において、「国連水会議2026」及び「国連水会議2028」の開催が決定するなど、本分野での国際連携・国際協力の重要性が高まっている。

世界の水問題の具体的な例として、記録的な豪雨により多くの死者等の人的被害が発生する災害や、サプライチェーンへの影響により世界経済にまで影響を及ぼす災害の発生などが挙げられる（図表37）。

図表37 世界各地でも水関連災害が発生



資料) 国土交通省

また、先般の世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応を機に、上下水道を含む公衆衛生分野への関心が高まっているが、世界的には、安全な飲料水や基礎的なトイレなどの衛生施設へのアクセスがいまだ不十分な地域も数多く存在している。豊かな暮らしを営む上で、水と衛生は極めて重要である。令和5年7月にWHOと国連児童基金（UNICEF）が発表したWASH（水と衛生）に関する報告書によれば、平成12年から令和4年までの間に約21億人が安全に管理された飲料水を利用できるようになり、少なくとも基本的な飲料水サービスを受けられない人の数は約12億人から約7億人に減少した。令和4年には、世界人口の57%（約45億人）が安全に管理された衛生サービ

スを利用した。

さらに、食料不足や農村の貧困問題に対しては、効率的かつ持続的に農業用水を利用する必要があるが、多くの新興国の農村コミュニティにおける水管理は、組織・技術の両面で不十分な状況にある。

一方、OECDの報告「OECD Environmental Outlook to 2050」によれば、世界の水需要は、製造業、火力発電、生活用水などに起因する需要増により、令和32年（2050年）は令和2年（2020年）と比較して55％程度の増加が見込まれている。

このような世界の水問題の解決に向け、国連において国際目標が定められ、この目標の達成に向けて様々な国際的な議論や取組が行われている。

平成27年9月にニューヨークの国連本部で開催された首脳会合において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、SDGsが定められた。SDGsは、令和12年（2030年）までを期限とし、17の目標と169のターゲットにより構成された、開発途上国及び先進国を含む全ての国が取り組むべき普遍的な国際目標である。

SDGsでは目標6（水・衛生）として「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」ことが掲げられるとともに、その下に、より具体的な8つのターゲットが定められた。また、SDGsには目標1（貧困）ターゲット1.5⁸⁹や目標11（都市）ターゲット11.5⁹⁰、目標13（気候変動）ターゲット13.1⁹¹などの災害へのターゲットが盛り込まれたほか、水分野は目標2（飢餓）や目標3（保健）を始めとした、全ての目標に関連した分野横断的な目標となっている。

以上のような状況の中で、世界における水の安定供給、適正な排水処理等を通じた水の安全保障の強化を図るためには、我が国の水循環に関する分野の国際活動を更に強化し、国際機関、NGO等と連携しつつ、開発途上国の自助努力を一層効果的に支援する等、世界的な取組に貢献していくことが重要である。

その際、我が国の水関連制度、優れた技術やそれらのシステムなどの海外展開を行うことは、世界の水問題解決だけでなく、我が国の経済の活性化にも資するものであり、更に推進する必要がある。

(1) 国際連携

国際的な水問題の解決に向けて我が国は、国連機関・国際機関と連携・協働を図りながら取組を進めてきている。特に国連「世界水の日」（3月22日）や、世界水フォーラム（WWF⁹²）、アジア・太平洋水サミット（APWS）、世界かんがいフォーラム（WIF⁹³）などの国際会議で、水循環に関わる統合水資源管理（IWRM）、生態系、効率的な水利用、水処理技術、環境保全などの技術や取組の向上に関する情報共有・発信を行ってきている。

(水循環に関する国際連携の推進)

○ 水・衛生分野の主要な援助国として、我が国の経験、知見及び技術を活用して、「質の高い」支援を追求しており、SDGsにおける目標6（水・衛生）、目標11（都市）及び目標3（保健）を中心とした水分野の目標の達成に向け、国連機関、国際機関、その他の支援機関、NGO等と連携しつつ、水循環に関する国際連携を推進した。

89 令和12（2030）年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に対する暴露や脆弱性を軽減する。

90 令和12（2030）年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点を当てながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。

91 全ての国々において、気候変動関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

92 WWF：World Water Forum

93 WIF：World Irrigation Forum

- アジア河川流域機関ネットワーク（NARBO⁹⁴）は、統合水資源管理（IWRM）の促進のため、我が国を含むアジア各国の河川流域機関、政府組織、国際機関等から構成されるメンバー間で統合水資源管理（IWRM）に関する能力開発と情報交換を行っている。
- NARBOでは、令和7年4月に第5回NARBOウェビナーを開催した。同ウェビナーには、NARBO加盟機関を中心に300名を超える参加があり、「今後のNARBO活動の展望」及び「河川流域における情報テクノロジーを活用した新たな統合水資源管理（IWRM）の促進」をテーマとした情報の発信及び共有を図るとともに、活動や発信内容については、ウェブサイトを通じて加盟機関と共有した。
- 第4回アジア・太平洋水サミット（APWS）において発表された「熊本水イニシアティブ」に基づき、ダム、農業用排水施設、水道、衛生施設の整備等を支援する取組や衛星データ供与、人材育成等を関係省庁が連携しながら実施するなど、気候変動適応策・緩和策両面での取組、基礎的な生活環境の改善に向けた取組等を推進した。
- 令和7年9月に第21回WEPA⁹⁵年次会合・国際ワークショップをマレーシアのプトラジャヤで開催し、産業排水管理に焦点を当て、関連する政策やその施行状況、遵守状況について、事例を交えて情報共有を行うとともに、産業排水管理の課題解決に関して意見交換を実施した。
- 令和7年9月にマレーシアで開催されたICID国際会議への参加を通じ、かんがい排水分野における我が国の技術、研究成果等について情報の発信を行った。ICIDでは、我が国の2施設が世界かんがい施設遺産に新たに登録され、累計登録数は56施設（全世界合計200施設）となった（写真28）。

写真28 ICIDの開会式（左）、世界かんがい施設遺産認定式（右）



資料）農林水産省

- 令和7年11月にINWEPF第20回運営会議・シンポジウム（テーマ：INWEPF20年の歩みと今後の展望～効率的かつ環境に配慮した水田農業の展開を通じた、強靱かつ持続可能な農林水産業と食料システムの実現へ～）を日本で開催し、かんがい排水分野における我が国の技術や研究成果発表等を通じて、水田農業の水利用の特性や多面的機能の発揮等について情報の共有、発信を行った（写真29）。

94 NARBO : Network of Asian River Basin Organizations

95 WEPA : Water Environment Partnership in Asia

写真29 INWEPF シンポジウム (左)、INWEPF 運営会議の発表 (右)



資料) 農林水産省

- WHO 及び国際水協会 (IWA) による開発途上国への安全な飲料水の品質向上のための活動に対し、活動資金を拠出しており、令和7年度は、飲料水の品質向上プロジェクト、飲料水水質ガイドライン改正に関する活動が行われた。
- 公益社団法人日本水道協会は、令和7年9月から10月にニュージーランドで開催された第10回 IWA (国際水協会) -ASPIRE (アジア太平洋地域) 会議・展示会に参加し、日本の水道事業の取組や技術について口頭発表等を行うとともに、覚書を締結している各国水道協会と意見交換を行った。
- 令和7年9月に米国水環境連盟 (WEF) が開催した WEFTEC2025 において、公益社団法人日本下水道協会がワークショップを主催し、埼玉県八潮市で発生した道路陥没を伴う下水道管路の破損事故とそれを受けた国内の取組を発信した。
- 令和7年10月に京都府で開催された第19回 IWA 汚泥管理に関する国際会議において、日本における下水汚泥の農業利用の取組について発信した。
- 湖沼環境の健全な管理及びこれと調和した持続的開発の取組を推進するため、公益社団法人国際湖沼環境委員会 (ILEC⁹⁶) 主催の世界湖沼会議 (令和7年7月) において、国連で決議された「世界湖沼の日」の履行に向けた各国への呼び掛けや、我が国の湖沼水環境政策を世界に向けて情報発信を行った。

また、滋賀県で開催された「世界湖沼の日」制定記念フォーラム (令和7年8月) に国定国土交通大臣政務官 (当時) 及び勝目環境大臣政務官 (当時) が出席し、世界湖沼の日の制定を契機に恵み豊かな湖沼を次世代に引き継ぎ、地域社会の持続可能な発展を実現していくことを発信するとともに、滋賀県と意見交換を行った (写真30)。

写真30 「世界湖沼の日」制定記念フォーラム



資料) 環境省

96 ILEC : International Lake Environment Committee

(国際目標等の設定・達成への貢献)

- 国際連合大学と協力し、WEPAパートナー国等との連携の下で、水環境に影響を及ぼす諸条件を統合した「持続可能な水管理指標」を開発し、家庭排水に焦点を当て、対象地域に適切な污水处理システムを検討した。
- 令和7年11月に「国連気候変動枠組条約第30回締約国会議」に併せてブラジルで開催された「水と気候に係る行動に関するバクー対話」ハイレベル会合に参加し、気候変動下における水防災の必要性等を発信した。
- 日本の水道技術・ノウハウを活用し、開発途上国における水供給の課題の解決に向けて、キルギス及びバングラデシュにおいて案件発掘調査を実施した。
- SDGsターゲット6.3の達成に貢献することを目的として国土交通省及び環境省が設立したアジア汚水管理パートナーシップ(AWaP)の第4回総会を令和7年11月カンボジアで開催した。パートナー国から6か国(バングラデシュ、カンボジア、インドネシア、日本、フィリピン及びベトナム)が参加し、「汚水管理の主流化と財政」及び「污水处理施設の最適配置」について意見交換を行い、ポリシーを制定した。
- 「水と災害に関するハイレベルパネル(HELP)」の第25回会合(令和7年7月アメリカ・ニューヨークにて開催)・第26回会合(令和7年11月タイ・バンコクにて開催)に参加し、「国連水会議2026」(令和8年12月アラブ首長国連邦・アブダビにて開催予定)での議論を見据えつつ、今後も世界の水問題解決に貢献していくことを提案した。

(2) 国際協力

我が国の「開発協力大綱(令和5年6月9日閣議決定)」を踏まえ、各国政府、民間企業、国際機関、NGO等の多様なアクターと協力し、我が国の技術・人材・規格等を活用した国際協力に取り組んできている。特にWB、ADB、WEPA、東アジア・ASEAN経済研究センター(ERIA)等と協力して各国の水資源開発・管理のガバナンス・技術・能力向上に貢献している。

(我が国の開発協力の活用)

- 「開発協力大綱」を踏まえ、我が国の優れた技術を活用し、水資源の保護等の自然環境保全を目指し、開発途上国の都市部と村落部においてそれぞれのニーズに合った形で、インフラ整備やインフラ維持管理能力の向上等、ハード・ソフト両面での支援を実施した。

(我が国の技術・人材・規格等の活用)

- JICAは、資金協力による給水施設整備を実施するとともに、アクセス、給水時間、水質等の改善や水道事業体の経営改善に係る支援として、35件以上の技術協力を実施した。
- JICAは、地域の水をめぐる課題を解決するため、我が国の技術やノウハウをいかして、フィリピン、キューバ及びボリビアにおいて、統合水資源管理(IWRM)の推進に係る3件の技術協力を実施した。
- JICAは下水道、污水处理及び水質管理分野で、10件の技術協力を実施中であり、加えて9件の有償資金協力と3件の無償資金協力を実施中である。
- JICAはかんがい分野において、令和7年度に、ネパール・タライ平野東部の既存かんがい施設の改修等の無償資金協力や、カンボジア・プノンペン南西部の農村部貧困地域におけるかんがい排水施設等の改修・整備等を始めとする無償資金協力を実施した。

- JICAは、TICAD 9における国土交通省サイドイベント、令和7年11月に開催された「水と災害に関するハイレベルパネル（HELP）」の第26回会合において水資源及び水防災についての取組を発信した。
- 令和4年から開始したユネスコ政府間水文学計画⁹⁷（IHP）第9期戦略計画（IHP-IX：令和4（2022）年～令和11（2029）年）の運営実施のために設置されたテーマ別作業部会に、日本ユネスコ国内委員会IHP分科会委員を中心に多くの日本人専門家が参加しており、そのうちの一つで日本人専門家が議長を務めるなど、IHPの国際的な議論において人的・知的貢献を果たしている。
- 「ユネスコ地球規模の課題の解決のための科学事業信託基金拠出金」により、IHPが実施する国際会議や防災に関する共同調査研究の支援を通じて、アジア太平洋地域における能力開発・人材育成及び地域ネットワーク形成を図った。
- WEPA参加国の要請に基づく水環境改善プログラムとして、フィリピン及びマレーシアにおける閉鎖性水域の水環境管理手法の構築やタイのチャオプラヤ川における汚濁負荷管理ガイドラインの策定に向けた支援等を行った。
- 水処理技術等を有する我が国民間企業の海外水ビジネス市場への参入支援及びアジア諸国での水環境改善に貢献するため、「アジア水環境改善モデル事業」において、令和6年度からの継続案件（ベトナム1件、インドネシア1件）の現地実証試験等を実施したほか、新たに公募で選定された新規案件（ベトナム1件）の事業実施可能性調査を実施した。
- SDGsターゲット6.3の達成に貢献することを目的として国土交通省及び環境省が設立したアジア污水管理パートナーシップ（AWaP）の第4回総会を令和7年11月カンボジアで開催した。パートナー国から6か国（バングラデシュ、カンボジア、インドネシア、日本、フィリピン及びベトナム）が参加し、「污水管理の主流化と財政」及び「污水处理施設の最適配置」について意見交換を行い、ポリシーを制定した。【再掲】
- アジア地域等の開発途上国における公衆衛生の向上、水環境の保全を目的として、令和7年11月に「第13回アジアにおける分散型污水处理に関するワークショップ」を開催した。テーマの高性能な分散型污水处理施設の維持管理と人材育成について知見を共有し、各国に共通する課題や固有の課題を整理し、その解決に向けた方策を議論することで、今後のアジアにおける高性能な分散型排水処理施設の強力かつ健全な普及を促進した。

また、同年9月にはフィリピン、12月にはラオスにおいて、各国の分散型生活排水管理の推進に向けたセミナーを開催した。我が国における浄化槽の法体制等について知見を提供し、分散型污水管理に関する今後の課題や取組について議論を重ねることで、日本の浄化槽の海外展開の促進を図った。

さらに同年8月には、環境省とインド共和国ジャル・シャクティ省との間で令和4年に締結した「分散型生活排水管理分野における協力覚書」の更新を行った。
- 東南アジア及びアフリカにおいて、先進農業技術の導入促進に資する基盤整備に向けた実証調査を行い、その結果を基に、農業用水の効率的な利用に貢献するほ場整備ガイドラインの作成等を行った。また、アジアモンスーン地域において、気候変動対策に資する水管理や農業水利施設の維持管理手法の向上に向けた現地実証を実施した。
- 開発途上国における森林の減少及び劣化の抑止並びに持続可能な森林経営を推進するため、民間企業等の森林づくり活動による貢献度を可視化する手法の検討を行い、民間事業者が開発途上国での植林を通じカーボンクレジットを創出する際の課題を抽出した上で、有効な実施手法を開発し、その

⁹⁷ ユネスコ政府間水文学計画（Intergovernmental Hydrological Programme）は、令和元年11月の第40回ユネスコ総会において、国際水文学計画（International Hydrological Programme）から改称。

成果を普及した。また、我が国民間事業者が有する森林を活用した防災・減災技術のグローバルサウス諸国での展開に向け、事業受注・実施に資する情報ハブの構築等を通じた案件形成促進を図った。

- 国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）は、水エネルギー収支型降雨流出氾濫モデル（WEB-RRI）や降雨土砂流出モデルなどのモデル開発、仮想洪水体験システムや知の統合オンラインシステム（OSS-SR）によるリスクマネジメント研究のほか、開発途上国行政官の能力育成、国際洪水イニシアティブ（IFI）事務局、台風委員会水文部会といった活動を通じ、水災害に脆弱な国・地域への技術協力・国際支援を担っている。令和7年度は、国連教育科学文化機関（UNESCO）、WB、ADBの支援の下、アジア・アフリカ地域を対象に、洪水・渇水予測システムの構築、ダム管理の最適化、気候変動影響予測を行う各プロジェクトを実施した（写真31）。
- 令和7年3月にタイの天然資源・環境大臣から、地下水資源管理及び地下ダムに関する協力要請を受け、同年6月にタイ国で開催された、地下水資源管理・地下ダムに係るセミナーに出席し、地下水資源管理に関する我が国の知見を発信した。
- 令和7年9月にJICAが実施する研修員受入事業のうち国別研修「地下水の探索・開発・管理のための能力向上（2023-2025年）」において、マレーシアの研修員に対し、我が国の地下水マネジメント行政等を説明するプレゼンテーションを実施した。
- 令和7年9月に筑波大学マレーシア校との連携取組として、マレーシアの地下水資源を所掌する天然資源・環境持続省及び地下水管理を研究対象とする国立水理研究所に対し、産官学による本邦地下水専門家チームを組織し現地へ渡航して、マレーシアの地下水課題の解決のための現地調査・意見交換を行った。

写真31 洪水予警報に関する地元コミュニティとの意見交換（ケニア）



資料）国土交通省

(3) 水ビジネスの海外展開

今後、アジア地域の新興国を中心としてインフラ整備の膨大な需要が見込まれている中、政府が推進しているインフラシステムの海外展開は、我が国経済の成長戦略にとどまらず、相手国の持続可能な発展にも貢献するなど、我が国と相手国の相互に大きな効果が期待できる。

世界のインフラ整備の需要を取り込むことは、我が国の経済成長にとって大きな意義を有している。政府においては我が国の企業によるインフラシステムの海外展開を支援するとともに、戦略的かつ効率的な実施を図るため、平成25年3月に「経協インフラ戦略会議」を開催し、関係閣僚が政府として取り組むべき政策を議論した上で、「インフラシステム輸出戦略」を同年5月に取りまとめた。

その後、令和2年12月の「経協インフラ戦略会議」において、「インフラシステム海外展開戦略2025」を策定しフォローアップを行ってきたが、令和6年12月に、世界のインフラ市場の構造的な変化などインフラ海外展開を取り巻く環境の変化を踏まえ、「インフラシステム海外展開戦略2030」を新たに策定した。同戦略では（1）相手国との共創を通じた我が国の「稼ぐ力」の向上と国際競争

力強化、(2) 経済安全保障等の新たな社会的要請への迅速な対応と国益の確保、(3) GX（グリーン・トランスフォーメーション）・DX（デジタルトランスフォーメーション）等の社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応の3本柱に基づく施策を通じて、令和12年にインフラシステムの受注額を45兆円とする目標を掲げている。

世界のインフラ市場の規模は、今後も更に需要が伸張することが見込まれている。

他方で、水インフラの開発や整備は相手国政府の影響力が強く、交渉に当たっては我が国側も公的な信用力等を求められるなど、特に案件形成の川上段階において、民間事業者のみでの対応は困難である。このような課題に対応するため、平成30年8月31日、「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）（海外インフラ展開法）」が施行された。「海外インフラ展開法」においては、国土交通分野の海外のインフラ事業について我が国事業者の参入を促進するため、国が所管する独立行政法人等に公的機関としての中立性や交渉力、さらに国内業務を通じて蓄積してきた技術やノウハウをいかした海外業務を行わせるとともに、官民一体となったインフラシステムの海外展開を強力に推進する体制を構築することとされている。

（水ビジネスの海外展開支援）

- 我が国の水道産業の海外展開を支援するため、令和7年10月にフィリピンで開催された上下水道に関する国際展示会において、本邦企業が製品・サービスの紹介を行うセッションを設置した。また、太平洋島嶼国における水ビジネス展開の支援を目的に、令和8年1月に「太平洋島嶼国水道ワークショップ」をパラオにおいて開催した。
- 令和7年11月にインドネシアのバンドン工科大学において、非開削管路敷設技術である推進工法に関するセミナーを産官学一体となって開催し、インドネシアに対して、我が国の下水道技術に対する理解醸成を図った。
- 令和8年1月に、ベトナムで下水道分野の2国間会議に併せて技術セミナーを開催し、相手国政府高官に本邦技術を紹介して官民連携した理解醸成を図った。
- 水資源分野の海外展開を促進するため、令和7年度においては、アジア地域等を対象に、GX・DXの分野を含めたダム再生事業の案件発掘・形成調査や相手国との協議を官民連携して実施した。
- 令和7年12月に「第6回アジア地域上水道事業幹部フォーラム」準備会合をタイのバンコクで開催し、15か国から水道事業体及び研修機関が参加した。サブサハラ・アフリカからも2か国が参加し、東京都、横浜市及びJICAの協働により、水道事業体同士の学び合いが行われた。
- グローバルサウス諸国との経済連携の強化及び日本国内のイノベーション創出等による国内産業活性化のため、「グローバルサウス未来志向型共創等事業費」により、日本企業が行うインフラ等の海外展開を支援している。令和7年度には、水分野に関するFS・小規模実証事業を14件、マスタープラン策定事業を2件実施した。また、日本企業による水ビジネスの海外展開の直近の動向を委託調査により引き続き把握した。
- 水処理技術等を有する我が国民間企業の海外水ビジネス市場への参入支援及びアジア諸国での水環境改善に貢献するため、「アジア水環境改善モデル事業」において、令和6年度からの継続案件（ベトナム1件、インドネシア1件）の現地実証試験等を実施したほか、新たに公募で選定された新規案件（ベトナム1件）の事業実施可能性調査を実施した。【再掲】
- 「日本・マレーシア環境ウィーク」において、「アジア水環境改善モデル事業の普及展開セミナー」を令和7年10月に開催し、ASEAN諸国における我が国の水環境改善技術の導入についての普及啓発を行った。
- 我が国の企業の海外展開を促進するために、我が国の下水道技術の現地実証事業を令和6年度に

引き続きパキスタンにおいて実施した。また、ベトナムにおいて現地実証事業を開始した。

○ 我が国の企業の海外展開を促進するために、下水道に関する案件発掘調査を実施しており、令和7年度は下水道分野の案件発掘調査をベトナムで実施した。

○ 我が国が強みを有する上下水道技術の海外展開を促進するため、「飲料水、汚水及び雨水に関するシステムとサービス（ISO/TC224）」、「汚泥の回収、再生利用、処理及び廃棄（ISO/TC275）」及び「水の再利用（ISO/TC282）」に関する会議等へ参画した。

国際標準化機構（ISO）専門委員会（TC282（水の再利用））において、「雑排水の高水質再利用」の技術報告書作成に向けた議論が行われた。

○ 二国間協力関係を強化するとともに、相手国の防災に関する課題（ニーズ）と我が国の防災の技術（シーズ）のマッチング等を行う国際ワークショップ（防災協働対話等）をベトナム、フィリピン及びインドネシアと実施した。各国との意見交換を通じて、相手国の防災課題を把握するとともに、防災インフラの海外展開を推進するため、土砂災害対策やダム再生技術等の日本の取組について紹介した。

